

参 考 資 料 編

(注) 便宜、勧告後の資料を含め掲載しています。

1	国の出先機関の見直しに関する資料等（一覧）	1
2	「国の出先機関の大胆な見直し」 (平成 19 年 5 月 25 日経済財政諮問会議有識者議員提出資料)	7
3	地方分権改革推進委員会第 1 次勧告（抄）	11
	(同別紙 3)	14
4	国の出先機関の見直しに関する中間報告（抄）	15
5	国の行政機関の定員の主な内訳（平成 20 年度末）	19
6	国の出先機関（15 系統）の本局・下部機関別分布表	20
7	事務・権限の仕分けの区分ごとの事項数	22
8	組織改革の方向性（イメージ）	23
9	猪瀬直樹委員提出資料（第 68 回委員会） (道路、河川に関する抽出区間の状況等)	24
10	道路、河川に関する関係資料	26
11	猪瀬直樹委員提出資料（第 64 回委員会） (国道の直轄管理区間の指定基準(重要都市間を連絡する区間)に関する資料)	50
12	道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見	56
13	道路・河川の権限移譲に係る経緯	58
14	道路・河川の権限移譲について（平成 20 年 11 月 26 日全国知事会）	62
15	河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめ (平成 20 年 12 月 2 日国土交通省)	64
16	戦後地方自治制度における「義務付け・枠付けの見直し」の位置づけ	77

国の出先機関の見直しに関する資料等

委員会の調査結果・論点整理及び各府省の回答

[第20回(19/9/27)、第22回(10/10)]

- ・国の行政機関の地方支分部局に関する調査結果

[第33回(20/1/30)]

- ・国の出先機関（地方支分部局）の管轄区域・職員数・予算規模等の概要
- ・「国の出先機関の大胆な見直し」の試行的な事務分類及びこれに対する各府省の見解（要約）並びに国の出先機関（地方支分部局）の組織・業務内容（概要）

[第38回(3/18)]

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その1及び昨年に関連ヒアリング実施分）

[第39回(3/27)]

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その2）

[第42回(4/17)]

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理（その3）

[第43回(4/23)]

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その1）

[第45回(5/1)]

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その2）

[第47回(5/15)]

- ・国の出先機関の見直しに関する個別機関ごとの論点整理に対する各府省の見解（その3）

[第57回(9/16)]

- ・国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解

[第63回(10/30)]

- ・国の出先機関の見直しの検討への協力依頼について（回答）（全国知事会）

[第65回(11/11)]

- ・「国の出先機関の主要な事務・権限に関する公開討議」の概要

[第66回(11/19)]

- ・第1次勧告のフォローアップ

[第67回(11/26)]

- ・国の出先機関（15系統）の一覧
- ・国の出先機関（15系統）の概況
- ・国の出先機関（15系統）の本局・下部機関別分布表（平成20年度末定員ベース）

[第68回(12/2)]

- ・国の出先機関の抜本的な統廃合（イメージ）
- ・国の出先機関が入居する庁舎の新築、増築等について

委員会への主な提出資料

[第36回(20/2/28)]

（経済産業省提出資料（第33回関係））

- ・個別クラスター計画の政策決定について

- ・ベンチャー・中小企業支援における中小企業基盤整備機構の業務について
- ・鉱業権の出願件数、許可件数の出先機関毎の数字

(法務省提出資料 (第34回関係))

- ・登記所の廃止等に伴う行政コストの削減について
- ・登記情報システム業務・システム最適化計画
- ・登記のオンライン利用促進の主な施策
- ・登記事務コンピュータ化経費(当初予算額)の推移

[第38回(3/18)]

(国土交通省提出資料(第34回関係))

- ・地方整備局における関連施設の関連法人等への管理運営委託状況について
- ・都道府県における砂防事業等(補助事業)の箇所数、事業費について
- ・雲仙復興事務所の年間予算、職員数、現在手がける主な事業とその事業規模について
- ・大野木場砂防みらい館及び雲仙普賢岳資料館の建設概要等について
- ・現在実施されている直轄砂防事業、直轄地すべり対策事業の着手年度、事業費、事業進捗率について
- ・直轄砂防事業が終了し、都道府県に引き継がれた事例について
- ・国営公園の管理運営を国直轄で実施しなければならない論拠について
- ・地方整備局と都道府県の建設業の監督等に関する体制の比較について
- ・地方整備局における法令遵守の取組について
- ・羽田空港の駐車場P1~P5のそれぞれの運営主体、料金収入、運営主体の役員名簿について
- ・財団法人空港環境整備協会の過去5年間の収入、剰余金額の推移について
- ・住宅政策における国、都市再生機構、地方公共団体の役割分担について
- ・いわゆる構造計算書偽装事件における地方整備局等の対応について

(環境省提出資料(第34回関係))

- ・平成新山ネイチャーセンターの建設概要等について

(長崎県提出資料(第34回関係))

- ・雲仙岳災害記念館の建設概要等について

(猪瀬委員提出資料)

- ・出先機関の見直しと道路特定財源

[第39回(3/27)]

(国土交通省提出資料(第36回関係))

- ・一級河川と二級河川の延長の比率、一級河川の指定区間と指定区間外区間の比率等について
- ・北海道開発局における関連施設の関連法人等への管理運営委託状況について

(国土交通省提出資料(第38回関係))

- ・道路整備特別会計による支出について(平成18年度)
- ・建設弘済会/建設協会が民間から受け入れている派遣職員の人数について
- ・建設弘済会/建設協会の財務諸表及び内部留保について
- ・建設弘済会/建設協会の納税額等について
- ・国道事務所が業務委託等を行おうとする場合の当該業務委託等について国道事務所長が契約を締結できる金額、地方整備局が契約を締結できる金額、本省が契約を締結できる金額について

[第40回(4/2)]

(農林水産省提出資料(第35回関係))

【地方農政局関係】

- ・所管公益法人に対する金銭交付額等に関する資料
- ・鳥獣害対策関連資料
- ・各農政局ブロックごとの特徴(農業生産)

- ・地方農政局における農協連合会等の検査実績
- ・農畜産業振興施策関連資料

【森林管理局、森林・林業関係】

- ・治山事業と砂防工事の役割分担
- ・国有林野事業の独立行政法人化のスケジュール
- ・治山事業関連「都道府県が実施困難な場合」について
- ・治山事業関連「国の組織や職員の移管」について
- ・森林・林業対策関連「国の責務」について

【漁業調整事務所関係】

- ・漁業の許可について
- ・外国漁船の寄港の許可について
- ・広域的な漁業調整の権限について
- ・漁業監視取締のGPS・衛星監視方式について

[第41回(4/8)]

(総務省提出資料(第37回関係))

- ・地方交付税関連資料(特定の法人への支出を想定している経費等)

[第42回(4/17)]

(国土交通省提出資料(第37回関係))

- ・地方運輸局交通環境部環境課における省エネ法関係業務の概要について
- ・社団法人日本観光協会の職員数、役員名簿(中央省庁出身者の状況等)、事業の内容について

(総務省提出資料(第39回関係))

- ・放送局の許認可に係る申請の年間件数(資料)
- ・利用周波数や送信出力の調整業務の年間件数(資料)
- ・インターネットの普及による地上放送及びCATVの視聴率への影響とそれらに関する総合通信局の役割(質問)
- ・CATV事業者のうち、市町村を超えないエリアで活動するものの数、市町村を超えるが都道府県を越えないものの数、都道府県を超えるものの数を記載した地図(資料)

(内閣府提出資料(第39回関係))

- ・社会資本の整備に際しての直轄事業等の対象範囲の特例及び国の財政的な負担・補助の割合について、北海道の場合と沖縄の場合を分かりやすく対比・整理した表
- ・那覇地方合同庁舎2号館の建築費及び床面積(床面積については、沖縄県庁の床面積と比較したものを併せて提出)
- ・沖縄総合事務局における地元採用者の人数(割合)

[第43回(4/23)]

(国土交通省提出資料(第40回関係))

- ・航空管制官が置かれていない地方空港の事務所、出張所の数等

[第46回(5/9)]

(厚生労働省提出資料(第40回関係))

- ・雇用保険が国一律であると効率的な理由(全国一律で行った場合と分割して行った場合の比較衡量の表を含む)
- ・無料職業紹介業務について、鳥取県で実施している国との共同事業の具体的内容等
- ・個別労使紛争解決事業のあっせん申請受理件数のうち、実際にあっせんまたは事案の解決に至った13年度以降の具体的件数
- ・個別労使紛争解決事業において、「地方で実施したほうが、効果的な対応が可能」等との地方側の主張についての見解等

(環境省提出資料(第40回関係))

- ・ 国立公園や国民公園の管理業務の独法化についての見解
- ・ 新宿御苑の植物園機能の包括的な民間委託についての見解

(厚生労働省提出資料 (第42回関係))

- ・ 我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書

(農林水産省提出資料 (第43回関係))

- ・ 所管公益法人に対する金銭交付額等に関する資料

[第47回(5/15)]

(厚生労働省提出資料 (第40回関係))

- ・ 所管公益法人への補助・委託状況についての資料

(国土交通省提出資料 (第41回関係))

- ・ 高速自動車国道と並行している直轄国道の延長について
- ・ (道路の) 整備と管理が一体不可分である理由等について
- ・ 河川関連の公益法人 (建設弘済会・建設協会) の役職員数、天下りの状況 (役員数・うち国土交通省出身者数) 及び民間から受け入れている派遣職員数について
- ・ 治水特別会計による支出について (平成18年度)

[第50回(6/26)]

(猪瀬委員提出資料)

- ・ 北海道開発局について

[第51回(7/3)]

(農林水産省提出資料 (第50回関係))

- ・ 関係公益法人の役員名簿 (中央省庁等出身者の最終官職を併せて示す)

[第52回(7/11)]

(猪瀬委員提出資料)

- ・ 国と地方公共団体における公共工事チェックシステム

[第53回(7/17)]

(厚生労働省提出資料 (第46回関係))

- ・ 都道府県の無料職業紹介事業による常用就職件数の数値の訂正

(猪瀬委員提出資料)

- ・ 農政局関係の庁舎数

[第54回(7/25)]

(国土交通省提出資料 (第50回関係))

- ・ 一般国道の直轄区間の指定基準の見直しのうち「同一都道府県内に起終点がある区間」等の区間名、区間ごとの事業費、一般国道の直轄事業総計、個別区間ごとの整備計画上の想定事業費等
- ・ 県内完結河川53、概ね県内で完結河川12の事業費、一級河川の直轄事業総計、個別区間ごとの整備計画上の想定事業費等

(猪瀬委員提出資料)

- ・ 出先機関の実態把握について

[第55回(8/1)]

(国土交通省提出資料 (第50回関係))

- ・ 北海道開発局が国土交通省所管公益法人及び独立行政法人に対して行った金銭交付等に関する資料

(農林水産省提出資料 (第53回関係))

- ・ 地方農政局の定員を削減した手法及び人数等

[第56回(9/1)]

(国土交通省提出資料 (第55回関係))

- ・ 政令に定められている一般国道の指定区間の一覧 (①同一都道府県内に起終点がある区間、②バ

バイパスに並行する現道区間を含む路線の区間、③起点から終点までの一部に都道府県等管理となっている区間を含む路線の区間に該当する路線（区間）の一覧）、地図、区間ごとの事業費等

- ・ 県内完結河川 53、概ね県内で完結河川 12 の事業費、一級河川の直轄事業総計、個別区間ごとの整備計画上の想定事業費等【第 54 回提出資料に追加】

（農林水産省提出資料）

- ・ 農林水産省もしくは出先機関が所有もしくは借上げ（リースなど）をしている車両数等

[第 57 回(9/16)]

（国土交通省及び北海道庁提出資料（第 56 回関係））

- ・ 北海道開発局関連法人の役員名簿、財務諸表、北海道開発局からの発注額等

[第 58 回(9/22)]

（農林水産省提出資料（第 56 回関係））

- ・ 農林水産省が所有する車両について【第 56 回提出資料に対する追加資料要求への回答】

[第 59 回(9/30)]

（猪瀬委員提出資料）

- ・ 地方整備局と建設弘済会・建設協会の組織の全体像

- ・ 北海道開発局から関連公益法人への金銭交付のうちの随意契約の割合、法人の内部留保額等

（国土交通省提出資料（第 57 回関係））

- ・ 直轄国道のうち、①同一都道府県内に起終点がある区間、②バイパスに並行する現道区間を含む路線の区間、③起点から終点までの一部に都道府県等管理となっている区間を含む路線の区間に客観的に該当する路線（区間）の一覧【第 56 回委員会提出資料に対する追加資料要求への回答】

（農林水産省提出資料（第 57 回関係））

- ・ 耕作放棄地の実態について等

[第 60 回(10/ 1)]

（猪瀬委員提出資料）

- ・ 農村振興局所管公益法人に対する金銭交付額等に関する資料

[第 62 回(10/21)]

（露木委員提出資料）

- ・ 沖縄視察レポート

（国土交通省提出資料（第 56 回、57 回関係））

- ・ 北海道開発局から関連公益法人への発注額等

- ・ 一般国道の指定区間のうち、道路法 5 条の解釈上、「その他政治上、経済上、又は文化上特に重要な都市」に位置づけられている人口 30 万人未満の都市を連絡する区間の一覧

- ・ 一般国道の指定区間のうち、第 59 回委員会で示された区間の地図への明示、事業費等

【第 59 回提出資料に追加】

（農林水産省提出資料（第 60、61 回関係））

- ・ 農業農村整備事業費のうち農道事業費の額及び全体に占める割合、土地改良事業の事業所数等の変化、土地改良事業で整備した農地の耕作放棄率、直営土地改良事業の事業別の金額等

- ・ 諸外国における農業に関する統計調査について、耕作放棄地の状況等

[第 63 回(10/30)]

（猪瀬委員提出資料）

- ・ 道路特定財源の内訳、国土交通省から都道府県への出向者の状況等

[第 64 回(11/ 4)]

（猪瀬委員提出資料）

- ・ 国道の直轄管理区間の指定基準（重要都市間を連絡する区間）の経緯、人口 30 万人未満の都市を連絡する区間を移管対象とする意義等について

(国土交通省提出資料 (第59回関係))

- ・北海道開発局と関連公益法人との間の契約の随意契約率が高い理由等

【第57回提出資料に対する追加資料要求への回答】

- ・港湾整備事業(直轄・補助)における事業費・実施箇所数の推移、港湾担当職員数等
- ・バス、タクシー、トラック事業についてPDCAサイクルで施策を行う必要性、諸外国における国と地方の役割分担の事例等
- ・観光に係る先進的なモデル事業(観光圏整備事業)の具体的な取組み等

[第67回(11/26)]

(国土交通省提出資料 (第63回関係))

- ・国土交通省が実施しているOD調査の内容及びこの調査結果を用いた直轄国道における交通量の域内と域外の概ねの割合の推計について

[第68回(12/2)]

(猪瀬委員提出資料)

- ・道路及び河川に関する抽出区間の状況、人員の考え方

[第69回(12/8)]

(丹羽委員長提出資料)

- ・国の出先機関改革に関する試算

関連資料

[第7回(19/5/30)]

- ・国の出先機関の大胆な見直し(19/5/25 経済財政諮問会議有識者議員)

[第10回(6/27)]

- ・経済財政改革の基本方針2007(19/6/19 閣議決定)

[第14回(7/31)]

- ・「第二期地方分権改革」への提言等について(19/7/25 全国知事会)
地方支分部局に関する情報の提供について

- ・全国知事会議(7/12・13)協議資料(抄)

「協議資料7」 国の地方支分部局の見直しについて

[第18回(9/18)]

- ・地方支分部局の整理について(19/9/18 地方六団体)

[第36回(20/2/28)]

- ・国の地方支分部局(出先機関)の見直しの具体的方策(提言)(20/2/8 全国知事会)、国の出先機関の地方支分部局について(2/25 全国市長会、全国町村会)

[第50回(6/26)]

- ・地方分権改革推進要綱(第1次)(20/6/20 地方分権改革推進本部決定)

[第51回(7/3)]

- ・経済財政改革の基本方針2008(20/6/27 閣議決定)

[第62回(10/21)]

- ・義務付け・枠付けの廃止・縮小に関する追加調査結果(20/10/6 全国市長会)
- ・支障事例を踏まえた主な改革の方向(20/10/17 全国市長会)

[第67回(11/26)]

- ・地方分権改革の推進と地方財政の確立に向けて(20/11/19 全国知事会)

以上の資料は、すべて内閣府ホームページ上で公開

<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/iinkai-index.html>

国の出先機関の大胆な見直し

平成19年5月25日

伊藤 隆 敏

御手洗富士夫

八代 尚 宏

地方分権を進めるにあたって、国の出先機関の見直しは不可欠である。また、国家公務員33万人のうち、約7割の21万人は出先機関にいるため、政府機能の根本的な見直しの観点からも、ここにメスを入れる必要がある。

見直しにあたっては、国の果たすべき役割を限定し、それ以外の事務は地方へ移譲することが必要である。その作業のため、出先機関の分類を試行的に行った。以下は、その作業への提案である。地方分権改革推進委員会におかれては、これを一案として、国の出先機関の抜本改革を検討し、提案していただきたい。

1. 事務の分類

A. 国に残すもの（注）

i) 国家としての存立に直接関わる事務（例：税関、防衛）

ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務
（例：航空管制、気象台）

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの（例：労働基準監督）→ *仕事と人員の移譲を検討*

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの
（例：交通基盤整備、廃棄物対策）→ *地方移譲によって人員の縮減が可能*

注：地方分権改革推進法第5条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動・・・又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い・・・（以下、略）

2. 試行的分類の結果（別表参照）

- ・ 現在、出先機関が行っている事務のうち、同様の事務を地方自治体が行っているもの（分類C）が多く、合理化の可能性が大きい

3. 今後の見直しにあたっての課題

- ・ 出先機関の事務分類と地方への移譲を行うにあたっては、併せて次の点の検討が必要である
 - ① 国と地方の役割分担の見直し
出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務（権限）を移す必要
 - ② 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応をどうするか
 - ③ 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

国の出先機関の大胆な見直しの視点

別 表

○「行政機関組織図（人事院）」等により、一定の仮定の下に作成したもの

【区分】

A. 国に残すもの

i) 国家としての存立に直接関わる事務

ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの

【検討課題】

(1) 国と地方の役割分担の見直し

出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務(権限)を移す必要

(2) 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応

(3) 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

府省等名称		職員数(注) (平成17年度末)	A	B	C	備考
内閣府 (1,039)	沖縄総合事務局 ・公取・財務・農水・経産・国土等の地方支部局としての事務	1,039	-			・他の支分部局と連動して見直す必要がある
宮内庁 (77)	京都事務所 ・京都御所や陵墓地などの国有財産の管理	77	i			
公正取引委員会 (166)	地方事務所 ・独占禁止法・景品表示法等に関する相談、届出の受付、被疑行為への調査	166	i			
国家公安委員会 (4,546)	管区警察局 警察通信部(北海道・東京都) ・府県警察の監察、広域捜査の調整等 ・情報通信での広域的支援(情報通信部)	4,546	ii ii			
総務省 (2,413)	管区行政評価局等 ・国の行政に関する現地調査、行政相談委員への支援・指導	903	ii			・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
	総合通信局	1,465				
	沖縄総合通信事務所 ・電気通信事業の規律・監督、放送局の許認可等	45		○		

法務省 (15,758)	地方法務局等 ・登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務	11,622			○ ・住民基本台帳は市町村の事務であり、登記、供託業務なども地方公共団体に管理・執行可能 ・入国後の外国人の在留管理は地方公共団体に管理・執行可能ではないか
	矯正管区 ・矯正施設や矯正職員に関する庶務事務	171	i		
	地方更生保護委員会 ・仮出獄等の許可、保護観察の取消	258	i		
	保護観察所 ・保護観察の実施	1,141	i		
	地方入国管理局 ・出入国管理、外国人の難民認定、在留管理	2,566	i		
公安調査庁 (1,136)	公安調査局等 ・破壊的団体の調査	1,136	i		
財務省 (13,282)	財務局 ・予算執行調査・災害復旧事業費の査定立会 ・地方公共団体への財政融資資金貸付 ・国有財産の管理 ・有価証券届出書の審査、証券取引等の監視 ・公認会計士試験の実施	4,817	ii ii i i ii		
	税関 ・通関手続・密輸などの取締り ・関税などの徴収	8,465	i i		
国税庁 (54,696)	国税局・税務署 ・税務調査、内国税の徴収、査察調査 ・税務相談 ・税理士試験の実施	54,696	i ii ii		
文部科学省 (7)	水戸原子力事務所	7	ii		
厚生労働省 (23,652)	地方厚生局 ・麻薬・覚せい剤等の取り締まりに関する事務 ・複数の都道府県にまたがる医療法人の許認可 ・地方公共団体向け補助金執行事務 ・公費負担医療を伴う医療機関の指定、監督 ・民生委員・児童委員の委嘱等	625		○ ○ ○ ○ ○	○ ・警察は都道府県の事務であり、麻薬・覚せい剤の取り締まりなども地方公共団体に執行可能 ○ ・政令等で基準を定め、都道府県の許認可に全国通用権を付与すれば、地方公共団体に執行可能

厚生労働省 (続き)	都道府県労働局	6,199		○	・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
	・労基署及び職業安定所の指揮・監督 ・個別労働関係紛争解決制度に関する事務 ・労働保険に関すること(保険料の徴収など)	4,664		○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能
	労働基準監督署 ・解雇・賃金・労働時間などの総合労働相談 ・労働保険に関すること(労災保険給付など) ・統計調査(賃金構造基本統計)			○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
公共職業安定所(ハローワーク)	12,164		○	・公共職業安定所(ハローワーク)については、市場化テストを実施予定	
社会保険庁 (16,495)	社会保険事務局 ・健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業、国民年金保険事業の実施	16,495		-	・社会保険庁は、非公務員型の法人化などの改革が決定済み。
中央労働委員会 (30)	地方事務所	30		○	
農林水産省 (18,176)	地方農政局	17,362			
	北海道農政事務所	404			
	北海道統計・情報事務所 ・食品の安全性確保のための監視・指導 ・農協等の検査・指導 ・農業農村整備事業等の実施 ・統計の作成・提供、情報の収集・整理・分析・提供	410		○	・食品の安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
林野庁 (5,073)	森林管理局・署 ・国有林野の管理・運営 ・森林治水事業、地すべり防止事業の実施 ・林業経営統計関係業務	5,073	i		○ ○ ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
水産庁 (174)	漁業調整事務所 ・密漁その他の違法な漁業についての監視、捜査、送検等 ・外国漁船の寄航許可 ・漁業の許可等についての連絡調整 ・都道府県の範囲を超えた広域的な資源回復計画の策定・実施のための連絡調整 ・漁業経営統計関係業務	174			○ ○ ○ ○ ○ ・警察は都道府県の事務であり、密漁の取り締まりなども地方公共団体で執行可能 ・一般船舶の寄航許可は都道府県知事が出しており、漁船のみ地方支分部局で行う必要性はない ・計画策定などの基本方針は本省で行うべきであり、地方支分部局における経路事務は不要 ・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い

<p>経済産業省 (2,002)</p>	<p>経済産業局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の設立認可、監督等 ・電気・ガス事業の許認可、監査 ・石油製品の需給確保、備蓄、ガソリン業者の登録 ・鉱業権・租鉱権の出願・登録 ・採石・砂利採取業の振興 ・エネルギー、環境対策の普及・啓発 ・消費者取引、消費生活用品の安全確保についての相談業務 ・地域の産業振興関連業務 ・中小企業支援関連業務 ・上記に関連する補助金の申請・交付 	<p>2,002</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 ・国内全体の備蓄などの基本的方針は本省で策定すべきであり、地方支分部局における経由事務は不要 ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
<p>国土交通省 (39,273)</p>	<p>地方整備局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業(河川、道路、国営公園、港湾、飛行場等)の実施 ・直轄の公共施設(河川、道路、国営公園、港湾等)の管理(許認可等を含む。) ・補助事業(宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾等関係)の執行 ・建設業、不動産業等の業行政(業の許可を含む。) ・都市計画、宅地供給の実施 ・住宅・建築に関する許認可等の実施 <p>北海道開発局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業(河川、道路、国営公園、港湾、飛行場、農業、漁港等)の実施 ・直轄の公共施設(河川、道路、国営公園、港湾等)の管理(許認可等を含む。) ・補助事業(宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾、農業等関係)の執行 ・建設業、不動産業等の業行政(業の許可を含む。) ・都市計画、宅地供給の実施 ・住宅・建築に関する許認可等の実施 	<p>22,392</p> <p>6,283</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能 ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能

国土交通省 (続き)	地方運輸局	4,589				<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫業の登録、指導監督 ○ ・観光振興施策の推進 ○ ・観光業者の登録、指導監督 ○ ・鉄軌道・自動車交通・海事に関する安全確保 ○ ・鉄道事業等の許認可、監督 ○ ・バス事業、タクシー業、トラック業等の許認可、監督 ○ ・バス事業等に対する助成事業 ○
	地方航空局	4,718				<ul style="list-style-type: none"> ・地域空港の整備に関する企画立案・調整 ○ ・不定期航空運送事業、航空機使用事業 ii ・管内飛行場の整備計画の企画立案・調整、飛行場の供用に関する調整、周辺環境対策の企画立案・実施 ii ・航空機の安全運航の確保、航空管制に関する企画立案・実施、航空保安施設整備 ii
	航空交通管制部等	1,291				<ul style="list-style-type: none"> ・航空管制、飛行経路の承認、在日米軍との調整 ii
	気象庁 (4,188)	管区气象台等	4,188	ii		
海上保安庁 (10,728)	管区海上保安本部	10,728	i			・警察は都道府県の事務であり、海上保安庁の業務も地方公共団体に執行可能ではないか
環境省 (369)	地方環境事務所	369				<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策 ○ ・地球温暖化対策、環境教育・環境保全活動の推進、公害、化学物質対策 ○ ・自然環境の保全対策 ○ ・野生生物対策 ○ ・国立公園等の現地管理 ○
防衛施設庁 (2,551)	防衛施設局	2,551	i			
		【定員】			A	97,707 ~ 108,537
		215,831			B+C	90,799 ~ 101,629
※社会保険庁の職員を含まない						

(参考)

人事院 (177)	地方事務局・沖縄事務所	177				<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の採用試験、研修、相談の実施 i ・国家公務員の給与、勤務時間・休暇、災害補償、身分保障、服務・懲戒等に関する指導・援助・調査 i
--------------	-------------	-----	--	--	--	--

(注)平成17年度末定員であり、独立行政法人化などの改革が行われる予定の定員を一部含んでいる。

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

（1）国の出先機関の改革の基本方向

ア 見直しの視点

国と地方の役割分担の抜本的な見直しを行うとともに、行政の重複を徹底して排除し、国と地方を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する観点から、「骨太の方針2007」に示された政府の方針を踏まえつつ、国の出先機関を大胆に合理化する抜本的な改革に向けた検討を進める。

これにより、国の出先機関の事務・権限の大幅な地方移譲や廃止などを行うとともに、国の出先機関を廃止・縮小する。

国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討にあたっては、地方自治法及び地方分権改革推進法が定める国と地方の役割分担を踏まえつつ、以下のような事務・権限の仕分けの考え方（具体的内容については別紙3参照）に沿って整理を行う。

【国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方】（注1、2）

① 重複型

事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの（民間に対する助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）民間に対する助成・支援等

地方に一元化することを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

② 分担型

法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの（直轄公共事業や、民間に対する許認可・監督など）

（例）直轄公共事業

事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、地域的なものは原則として地方が担うこととし、その一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化。また、広域的なものについても直轄事業の対象範囲を極力限定

必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映

③ 関与型

地方自治体への関与等（地方自治体に対する許認可・監督、助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）地方自治体の諸活動の調整

地方の自主性にゆだねることを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

④ 国専担型

現在は主に国のみでその事務を行っているもの（民間に対する許認可・監督や、保険、登記など）

(例) 民間に対する許認可・監督等

地方自治体による総合行政の確立等に資するものは地方移譲を基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

一つの地方自治体で完結するものと、複数の地方自治体にまたがるものとの区分が可能な場合、前者は原則として地方が担うこととし、後者についても地方自治体の域外規制等による対応を検討

(注1) 上記の「重複型」、「分担型」、「関与型」及び「国専担型」は、第1章に掲げた国と地方の役割分担のメルクマールに対応している。

ただし、第1章のメルクマールのうち、「重層型」については、国が専ら本府省において策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施するものであり、国の出先機関の事務・権限としては基本的に該当するものがないことから、上記の分類には含めていない。

(注2) 上記の例における「一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合」としては、例えば、地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるものや、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの等が該当するものと考えられる(別紙3の欄外注1を参照)。

イ 見直しの進め方

1) 国の出先機関の事務・権限について、これまでに委員会において調査審議を行ってきたものを中心に、別紙3に掲げる分類の考え方に照らして以下の①から④に仕分けする。

- ① 事務・権限の廃止(民営化、独法化等を含む。)を検討するもの
- ② 事務・権限の地方への移譲を検討するもの
- ③ 事務・権限の本府省等への移管を検討するもの
- ④ 上記のいずれにも仕分けできず、引き続き国の出先機関において処理せざるを得ないと判断するもの

なお、上記②の事務・権限の地方への移譲にあたり、事務・権限の対象範囲が2以上の地方自治体にまたがる場合については、当該事務・権限を的確に遂行できるようにするため、例えば、地方自治体相互の協議・調整・連携、地方自治体による共同処理、地方自治体による域内事業者の域外事業所に対する規制といった仕組みを講ずることを検討する。

2) 上記1)の仕分けに基づき対象となる出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織・定員の廃止・縮小、見直し後に残る組織・定員のあり方などについて、結論又は方向性を示す。

その際、特に、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連するものを含め、地方自治体との間の重複、分担及び関与といった事務・権限につき二重行政の問題を解消する観点から検討が必要な国の出先機関については、次の方針に沿って抜本的な見直しを行う。

- ① 事務・権限の廃止(民営化、独法化等を含む。)、地方への移譲、本府省等への移管により、国の出先機関の事務・権限として存続するものが無くなる場合は、当該出先機関を完全に廃止する。
- ② 一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合にも、存続させる事務・権限を担う組織が関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないよう、例えば、当該府省の他の出先機関への事務・権限の吸収、府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の一元化などにより、原則として当該出先機関を廃止する方向で検討する。

なお、都道府県単位機関の場合は、あわせて、存続させる事務・権限をブロック単位機関へ集約化することにより、当該都道府県単位機関を廃止することを検討する。

- 3) 委員会は、上記1)の仕分けに基づく国の出先機関の事務・権限の整理を行い、本年夏に「中間報告」として取りまとめた上で、各府省の見解を求め、国の出先機関の抜本的な改革について結論を得て、勧告を行う。

ウ その他

- 1) 国の出先機関の抜本的な改革にあたっては、事務・権限の地方移譲に伴う国から地方への職員の移行等が不可欠である。その的確かつ円滑な実施をはかるためには、職員の雇用の確保や国と地方を通じた公務能率の維持・向上について十分な配慮が必要であり、こうした点を踏まえた職員の移行等の仕組みについて、あわせて検討する。
- 2) 一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合、存続させる事務・権限を担うこととした組織において二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないようにするための仕組みについても検討する。

事務・権限の分類（想定される主なもの）		考え方
1 重複型 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの	助成（対民間） 民間事業者・個人等に対する助成・支援等に関するもの	すでに地方でも同様の事務を行っており、地方に一元化することを基本とする。 一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【 の事由：「国際性」「広域性」「統一性」「新規性」等（注1参照）】
	調整（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の調整・あっせん等に関するもの	
	広報啓発・相談（対民間） 民間事業者・個人等に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	
2 分担型 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの	直轄公共事業 直轄公共事業に関するもの（整備、維持管理、調査等）	事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、以下の取扱いとする。 広域的なもの： 直轄事業の対象範囲を極力限定 地域的なもの： 原則として地方が担う 地域的なものの一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、対象範囲を明確化・厳格化した上で実施。 【 の事由：「緊急性」「新規性」等（注1参照）】 必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映。
	許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	
3 関与型 地方自治体への関与等	許認可・監督（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の許認可・監督等に関するもの	本府省と地方自治体との間の経由・連絡事務については、廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。 ・ 経由・連絡事務以外の事務・権限や、経由・連絡事務の根元にある本府省の事務・権限については、必要に応じ、義務付け・枠付け及び関与の見直しのなかで取扱いを検討。
	助成（対地方自治体） 地方自治体に対する助成・支援等に関するもの	
	調整（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の調整・あっせん等に関するもの	
	広報啓発・相談（対地方自治体） 地方自治体に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	
4 国専担型 現在は主に国のみでその事務を行っているもの	許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。 複数の地方自治体にまたがるものと、一つの地方自治体で完結するものの区分が可能な場合は、以下の取扱いとする。 広域的なもの： 地方自治体の域外規制等による対応を検討 地域的なもの： 原則として地方が担う 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【 の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】
	保険 公的保険等に関するもの	
	登記 登記に関するもの	
	国家試験 国家試験に関するもの	
	統計 統計調査に関するもの	
	その他	

（注1）「国で実施せざるを得ないと認められる場合」の事由の例

- 「国際性」外国政府等との連携・調整等を伴うもので、相手方が地方自治体を折衝の対象と認めず、国（本府省）を経由した対応も困難なもの
- 「広域性」複数の都道府県に関係し、関係都道府県から要望があるもの
- 「統一性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるもの
- 「緊急性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
（直轄公共事業の場合： 国民の生命・財産に重大な被害を生じ、特に緊急の対応を要する災害復旧事業）
- 「新規性」期間を限定して試行的に実施するもの
（直轄公共事業の場合： 先進的で高度な技術力・専門知識等を要するものであって、将来は地方にまかせることを前提とするもの）

（注2）「地方自治体による総合行政の確立等」の例

地方自治体による総合行政の確立、地方自治体の自主性・自立性の発揮、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化・効率化 等
特に、地方が独自に行わざるを得なくなっている施策に関連する国の出先機関の事務・権限

（注3）重複型、分担型及び国専担型における本府省と民間事業者・個人等との間の経由・連絡事務については、必要に応じ、根元にある本府省の事務・権限とあわせて取扱いを検討。また、本府省の事務・権限を存置する場合も、経由・連絡事務は廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。

2 事務・権限の仕分け

今後、国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討を行うため、第1次勧告で示した事務・権限の仕分けの考え方を以下のとおり具体化するとともに、あわせて事務・権限の地方移譲にあたり必要となる措置について検討する。

（1）事務・権限の仕分けの考え方の具体化

① 事務・権限の廃止・民営化等の検討

現在、政府では、徹底的な無駄の排除に向けた集中点検等の取組みが行われている。昔から整理されず引き続いて行われているような政策を思い切って見直すことにより、国の出先機関の事務・権限のさらなる廃止・民営化等を検討する。

特に、現在、国の出先機関において実施している事務等のうち、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であっても、国が自ら主体となって直接に実施する必要がないと考えられるものについては、独立行政法人化の可能性についても検討すべきである。その際、特に、相当規模の実施体制を持っている場合や、関連の深い事務や同種類似の事務等を行う独立行政法人が既に存する場合等については、積極的に検討を行うべきである。

② 第1次勧告で取り上げた分野の取扱い

第1次勧告の「重点行政分野の抜本的見直し」において取り上げた内容に係る事務・権限については、勧告の内容を踏まえつつ、仕分けを行う。ただし、今回の国の出先機関の見直しの過程において、他の類似又は関連する事務・権限の仕分けの検討に合わせ、さらなる検討を加えることはあり得る。

直轄国道や一級河川の直轄区間については、第1次勧告の「重点行政分野の抜本的見直し」において、国から地方に移管する方針と移管の範囲を既に明らかにした。また、個別の移管対象については、「関係地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」（第1次勧告）こととしており、移管対象の具体的な量的規模は、この調整により確定していくことになる。その結果として地方に移管されるものの「ボリューム感」は、関連する出先機関の組織のあり方について検討する際の重要な要素でもある。第1次勧告の内容の実現に向けて、委員会として、引き続き国と関係地方自治体の双方に強く要請するとともに、必要に応じ自らもさらなる検討を行う。

なお、道路・河川の具体的な移管に関する国と関係地方自治体との調整においては、地方自治体の意欲を高め信頼感を持って協議を進めることができるよう、移管に伴い必要となる人員及び財源の確保について明確な考え方を速やかに示すことを政府に求めたい。また、移管について関係地方自治体の積極的な姿勢を期待する。

③ 地方移譲の対象となる「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」の考え方の具体化

「国専担型」の事務・権限についても、「地方自治体による総合行政の確立等に資するもの」は、必要に応じて事務処理等の基準を定め、あるいは法定受託事務とすること等により、地方自治体に移譲することを検討する。特に、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連するものは、地方自治体への移譲を積極的に検討する。

その際、それによって地方自治体や地域住民にどのようなメリット（又はデメリット）が生じるのか、例えば次のような観点（注）を総合的に勘案して検討した上で、仕分けを判断すべきである。

（注）これらの観点は、特に、「国専担型」の事務・権限の場合に検討する必要があるが、性質上それに限られるものではない。

ア 地方自治体による総合行政の確立

移譲される事務・権限とともに関連する地方自治体独自の施策をあわせて実施することで、地方自治体の総合的な行政の展開に資することとなるか。

イ 地方自治体の自主性・自立性の発揮

移譲される事務・権限の遂行にあたり、地域の実情等に応じた創意工夫を発揮し得ることとなるか。

ウ 住民の利便性の向上

窓口がより住民に身近になり、関連の諸手続の窓口が一元化されることで、地域住民の利便性等の向上が見込まれるか。

エ 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化

移譲される事務・権限を地方自治体が遂行する方が、組織・人員や事務手続等の面で国と地方を通じた行政の簡素化・効率化にも資するか。

④ 多くの機関に共通する事務・権限の仕分けの方向

i) 国庫補助負担金に関する事務

手続の簡素化を進めるとともに、出先機関の役割が本府省と交付先との間の経路的な機能にとどまっている場合をはじめとして、本省で直接実施することも検討すべきである（国庫補助負担金を含む税財政の問題については後述する）。

ii) 広報啓発・相談等に関する事務

許認可・監督等、他の分類の特定の事務・権限との関連で実施されていると整理できるものについては、関連する事務・権限の取扱いとあわせて仕分けを検討すべきである。

それ以外のものについては、地方に一元化することを基本として、国の役割を限定するとともに、本省で直接実施することを検討すべきである。

なお、消費者行政に関する相談事務については、地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置付けるとの消費者行政推進会議取りまとめの考え方を踏まえて検討すべきである。

iii) 国家試験等の実施に関する事務

国家試験等の実施の事務については、地方自治体が担っているものも一部あるが、現在、国の出先機関で行われている国家試験等の実施事務は、主に試験会場の確保、試験申込の受付、受験票の交付、試験の監督等の試験実施の庶務的な事務であり、その性格上むしろ市場化テストになじむものが多いと考えられることから、その方向を基本として仕分けを検討すべきである。

iv) 統計調査の実施に関する事務

指定統計を含む国の統計調査は、法定受託事務として地方自治体により実施されているものが多いという実態がある。現在国の出先機関が行っている指定統計を含む国の統計調査の実施事務（注）については、その地方への移譲を進めるべきであるが、その前に、むしろ民間委託の拡大等により業務のスリム化を進めるとともに、出先機関を経由せずに本省で直接対応することによる効率化も含めて検討すべきである。

また、国の出先機関において相当規模の実施体制をもって実施している統計調査については、独立行政法人化の可能性も検討すべきである。

（注）現在、内閣府の統計委員会において、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定等に向けた審議が進められているところであり、その審議状況を注視する。

(2) 事務・権限の地方移譲にあたり必要となる措置

① 都道府県域を越える広域的な事案に係る規制権限

従来、都道府県域をまたぐ広域的な事業者や事業活動等に対する許認可・監督等の権限は、主に国がこれを担ってきたが、そのうち特に報告徴収、立入検査等の権限については、域外事業者等に対する都道府県の権限を法令解釈上明確にし、あるいは法令改正によってこれを都道府県に付与することなどにより、都道府県が中心となって対応する仕組みに改めるなど、都道府県の広域的な役割の拡大を検討すべきである。

なお、広域的な事業者等の許認可等の権限を国が担う一方、これに対する立入検査等の権限を主に都道府県が担うこととなる場合にあっては、都道府県が必要と判断する場合に国に対して許認可の取消し等の措置要求をすることができる仕組みを講ずることを積極的に検討すべきである。

② 災害等の緊急時に機動的に対応できる仕組みの検討

各府省が出先機関の見直しを困難とする論拠として、大規模災害の発生など緊急時に

国の役割を的確に果たすためには、各地域に一定の規模と能力を備えた現地機関を設置しておく必要があるとの主張が繰り返しなされている。

この点については、例えば、本府省に、緊急事態への対応機能を集約した遊軍的な組織を設け、これが中核となって都道府県等の関係機関との連携・協力を図りつつ機動的に対応するなどの仕組みを導入することにより、機動的かつ効率的な緊急対応体制を整備することが可能と考える。災害発生時等の緊急対応の必要性をもって現在の国の出先機関の組織や規模を恒常的に置く必要性を説明することは難しい。地方分権改革の実現が政府の方針である以上、関係府省は、むしろ地方分権改革後の新たな災害対応等の緊急事態対応の体制をどう組み立てるかを検討すべきである。

3 組織の見直しの方向

(1) 組織の見直しの基本的考え方

委員会では、第1次勧告で明らかにした仕分けの考え方及びそれを具体化した上記2の考え方に基づく国の出先機関の事務・権限の仕分けについて、各府省の見解を求めた上で整理を行い、これを基に、その組織のあり方について検討する。国の出先機関については、委員会の審議を通じて、民主的なガバナンスの不足等の問題が明らかになっており、この観点からも、組織を抜本的に見直すことが必要である。

仕分けによる整理の結果、ほとんどの事務・権限を出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合であって、かつ、当該組織を存続させても、関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすことがないと考えられるものについては、現行組織の存続を基本として検討する。

社会経済情勢等の変化により業務の意義が薄くなってきているものや、既往の政府方針において、独立行政法人化により主要な事務・権限が廃止される予定となっているものなどについては、国と地方の役割分担の議論を行うまでもなく、行政の簡素・効率化等の観点から、現行組織の廃止を検討する。

国の出先機関のうち、重複型、分担型及び関与型の事務・権限や、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連する国専担型の事務・権限が多くを占めるものについては、国と地方自治体の二重行政の問題を解消する観点から、その組織のあり方について、原則として、現行組織の存続を前提とせず抜本的な見直しを検討する。

(2) 個別機関の廃止統合の検討

(1)の基本的考え方を踏まえ、個別の出先機関の廃止統合について、次のような方向で検討する。

① 行政の簡素・効率化等の観点から組織の廃止を検討するもの

業務の縮小や独立行政法人化などにより、存続の意義が失われている出先機関については、国と地方の役割分担の議論を行うまでもなく、行政の簡素・効率化等の観点から、現行組織の廃止を検討する。

② 二重行政の問題を解消する観点から組織の見直しを検討するもの

i) 出先機関の事務・権限がなくなるもの

仕分けによる整理の結果、国の出先機関の事務・権限として存続するものがなくなる場合は、当該出先機関を完全に廃止することを検討する。

ii) 一部の事務・権限を存続させることとなるもの

一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合に、これらの事務・権限を担う組織が二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすことのないよう、例えば、以下の方針に沿って廃止・整理を検討する。

ア 同一府省内に、専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関が存在している場合は、当該機関に事務・権限を吸収

イ アに当てはまらない場合は、府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の集約化

なお、二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、現在、都道府県単位の機関が置かれているものについては、ブロック単位機関（総合的な出

先機関を含む。)への統合についてあわせて検討する。

(3) 一部の事務・権限を存続させる場合の組織のあり方の検討

上記(2)の②のii)の例示のケースについては、以下のような考え方で検討する。

① 同一府省内に存在する専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関への事務・権限の吸収の検討

仕分けによる整理の結果国の出先機関の事務・権限として存続させることとなるものについて、同一府省内の、専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関(今回の見直しの結果、専ら国が本来担うべき事務を行うこととなる出先機関を含む。)の所掌事務等に親和性がある場合には、当該機関への事務・権限の吸収を検討する。

なお、同一機関の存続業務であっても、個々の事務・権限の性質等によって、この吸収の対象となるものと、総合的な出先機関への集約の対象となるものとに分離されるケースもあり得る。

② 府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の集約化の検討

二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、一部の事務・権限を出先機関の事務として存続させるものについて、ii)のア)に当てはまらない場合は、総合的な出先機関への集約化を選択肢の一つとして検討する。総合的な出先機関は、行政の簡素・効率化、縦割り行政の弊害の是正にも資する。その際、例えば、各府省の相互に関連する事務・権限を担う組織の統合を図るなど、総合化によるメリットが期待される組織のあり方を検討する。

現在、総合的な出先機関として内閣府に沖縄総合事務局が設置されているが、この組織や機能を検証し、地方自治体への徹底した事務移譲等によるスリム化や地域住民によるガバナンスの強化等を行った、いわば「分権化された総合事務局」として、ブロック単位の総合的な出先機関の設置について検討する。

総合的な出先機関について具体的に検討する際には、管轄区域や本局の設置場所等について、施策の効率的な実施等の観点や地域の実情等を踏まえ、地方団体等と十分に調整し、柔軟に対応することが必要である。

また、当該機関が設置される府省と、統合される各部門の関係大臣の指揮監督関係について整理することが必要となると考えられる。

③ 都道府県単位機関のブロック化の検討

上記2のような方針で事務・権限の仕分けを行った場合、国の出先機関で引き続き担うべき事務・権限として残るものは、広域的な調整事務など、都道府県単位で実施する必然性に乏しいものが多数となるのではないかと想定される。交通機関や情報通信手段の発達等を踏まえれば、こうした事務・権限については、より管轄区域が広い機関への統合は可能であると考えられる。

このため、二重行政の問題を解消する観点から見直しが必要な出先機関のうち、現在、都道府県単位の機関が置かれているものについては、ブロック単位機関(総合的な出先機関を含む。)への統合について検討する。

④ 二重行政の弊害是正方策

存続する国の出先機関が、関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないようにすることが重要である。地域住民や地方議会などの監視によるガバナンスの強化や、地域の声を施策に反映させるためにも、管轄区域内の都道府県等関係自治体による協議会を設けるなどの仕組み等について検討する。

国の行政機関の定員の主な内訳(平成20年度末)

32.4万人																						
内部部局	施設等機関	特別の機関	地方支分部局																			
4.0万人	4.2万人	3.5万人	20.7万人																			
	刑務所、がんセンター等	自衛隊(非自衛官)、 在外公館等 検察庁、	国税局、 税務署	都道府県労働局(労基署、 安定所)	地方整備局	地方農政局(食糧、 農林統計等)	地方社会保険事務局・ 社会保険事務所	管区海上保安本部	法務局(登記等)	税関	北海道開発局	森林管理局	財務局	地方航空局	管区警察局	地方運輸局	管区气象台	地方入国管理局	地方防衛局	経済産業局	地方厚生局	その他
			5.5万人	2.2万人	2.2万人	1.5万人	1.3万人	1.1	1.1	0.9	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.8

事務・権限の仕分けの区分ごとの事項数
【第2次勧告（案）別紙（4（1）関係）補足説明資料】

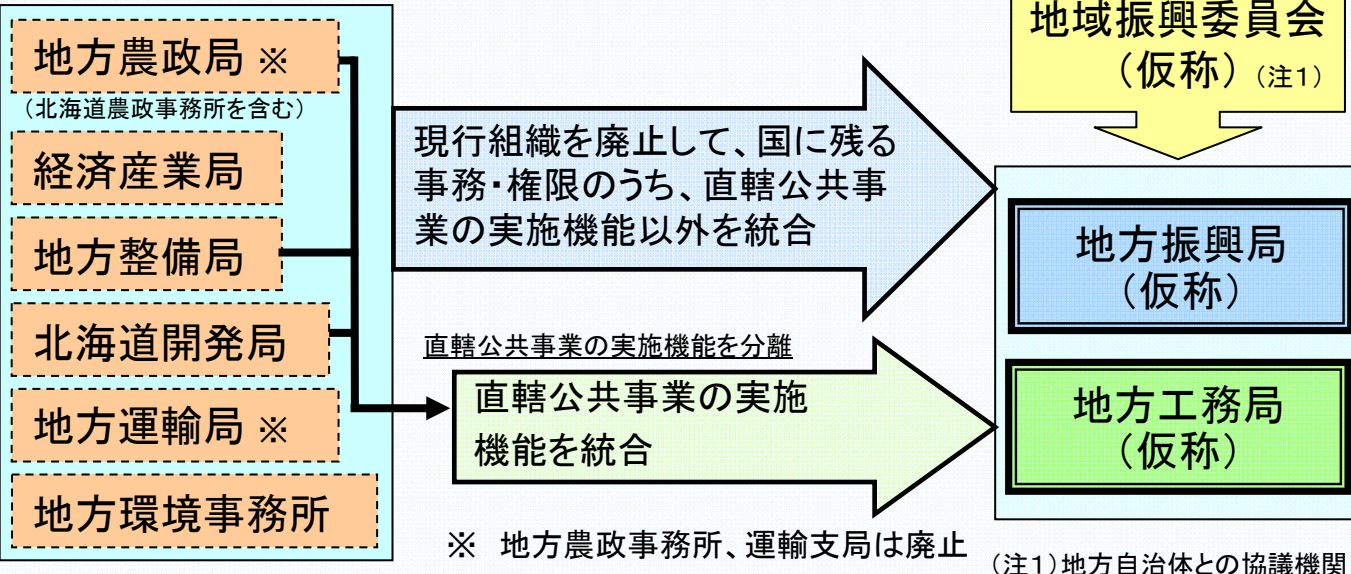
機関名		事務・権限		仕分け (※2)				④
				見直し (※3)			④	
				①	②	③		
内閣府	沖縄総合事務局	18	14	11	4	11	0	3
総務省	総合通信局、沖縄総合通信事務所	24	19	0	0	0	0	19
法務省	法務局	13	12	2	2	0	0	10
厚生労働省	地方厚生局	39	36	6	2	4	0	30
	都道府県労働局	22	15	5	3	2	0	10
	中央労働委員会地方事務所	1	1	1	0	0	1	0
農林水産省	地方農政局、北海道農政事務所	48	28	14	9	6	0	14
	林野庁森林管理局	15	10	5	3	2	0	5
	水産庁漁業調整事務所	6	5	0	0	0	0	5
経済産業省	経済産業局	43	34	11	6	6	0	23
国土交通省	地方整備局	46	37	21	4	17	0	16
	北海道開発局	57	44	26	4	22	0	18
	地方運輸局	30	25	8	7	1	0	17
	地方航空局	15	13	1	1	0	0	12
環境省	地方環境事務所	31	28	5	2	3	0	23
合 計		408	321	116	47	74	1	205
		-	(100%)	(36%)	(15%)	(23%)	(0%)	(64%)
【参考】各府省見解（20年9月16日）（※4）		408	321	45	17	27	4	259
		-	(100%)	(14%)	(5%)	(8%)	(1%)	(81%)

- ※1 各機関共通の内部管理事務（27事項）、補助金関連業務（57事項）、沖縄総合事務局のうち15系統の出先機関以外の機関との共通事務（3事項）については、検討対象外としている。
- ※2 仕分けの類型は次のとおりとしている。
 ①：廃止・縮小その他の見直し（市場化テスト、独法化等を含む。）
 ②：地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直し
 ③：本府省等への移管
 ④：今回、見直しの対象としていないもの
- ※3 ①～③の複数の仕分けに重複計上している事務・権限があるため、合計は一致しない。
- ※4 321事項のうち、第1次勧告関係事項等の17事項については区分不能と整理していたことから、①～④のいずれにも含まれていない。

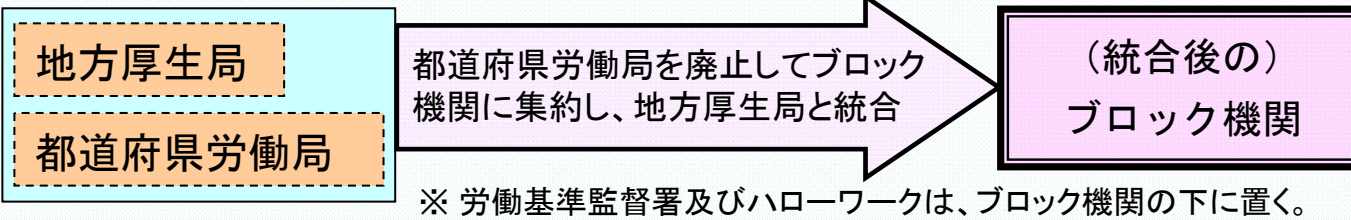
（本資料は事務局の責任により作成したもの）

組織改革の方向性(イメージ)

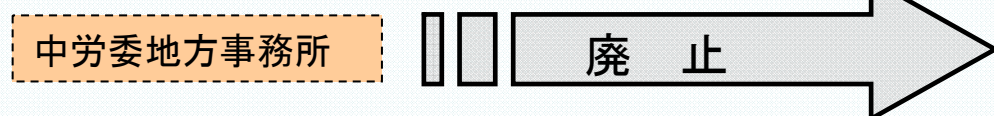
i) 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合を行うもの



ii) 同一府省における出先機関の統廃合を行うもの



iii) 組織を廃止するもの



iv) 現行の組織を残すもの



(注2) 既定方針に沿った独立行政法人化後に国に残る事務・権限を担う組織を残す。

廃

止

存

続

道路に関する抽出区間の状況

区 分	①同一都府県内に起 終点がある区間	②バイパス(同一国 道路線の指定区間が 並行しているもの)の 現道区間	③その一部が都府県 等管理となっている 路線の区間	左記①～③の合計 (重複なし)	直轄管理全体	④人口30万人未満の 都市及びそれを連絡 している指定区間	⑤整備が概成し た道路	
路線数(区間数)	41路線(43区間)	79路線(198区間)	26路線(31区間)	110路線	—	73路線	?	
道路延長(割合)	1,797km(8.4%)	1,639km(7.6%)	1,261km(5.9%)	3,799km(17.7%)	21,500km(100.0%)	?	?	
H19事業費(精算)	1,310億円	629億円	1,415億円	2,706億円	19,734億円	?	?	
	(うち改築等)	(1,071億円)	(426億円)	(1,208億円)	(2,182億円)	(16,741億円)	?	?
	(うち維持管理費)	(240億円)	(203億円)	(207億円)	(523億円)	(2,993億円)	?	?
人 員	道路延長按分	622人	562人	437人	1,310人	7,400人 (注2)	?	?
	H19事業費按分	488人	237人	533人	1,014人		?	?

(注1) 路線数(区間数)、道路延長(割合)及びH19事業費(精算)については、第62回委員会(20.10.21)における国土交通省提出資料をもとに作成。

(注2) 人員については、平成19年7月1日時点の現在員数により以下の考え方にに基づき算出。

- ①地方整備局関係(地方整備局道路部(直轄と補助の割合を1/2と仮定しその人員を算出)、河川国道事務所の担当課(道路、河川の担当が明確に区分できないものは地方整備局道路部及び河川部の現在員数の比率により按分)及び国道事務所等の合計値)
- ②北海道開発局関係(北海道開発局建設部道路計画課、道路建設課及び道路維持課、開発建設部道路関係課及び道路事務所の合計値)
- ③沖縄総合事務局関係(沖縄総合事務局開発建設部道路建設課、道路維持課及び国道事務所の合計値)

①～③の合計	
【財源移転必要額】	
整備費	1,455億円
維持管理費	288億円
合計	1,742億円

直轄国道全体	
【財源移転必要額】	
整備費	11,161億円
維持管理費	1,646億円
合計	12,807億円

道路に関する人員の考え方

道路

地方整備局	道路部		618	直轄、補助をそれぞれ1/2と仮定 直轄309人 補助309人 5,783人 計6,092人
	河川国道事務所	用地課	181	
		工務課	332	
		調査課	255	
		道路管理課	423	
		交通対策課	55	
		※(用地課、工務課、調査課の河川・道路共通部分のうち道路部分)	115	
		道路関係出張所	547	
	国道事務所等		3,875	
	合 計		6,401	

(注1) 平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

(注2) ※部分は地方整備局河川部及び道路部の現在員数の比率により按分。

北海道開発局	建設部	道路計画課、道路建設課、道路維持課	58
	開発建設部	道路課等関係課	247
	道路事務所		882
	合 計		1,187

(注1) 平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

沖縄総合事務局	開発建設部	道路建設課、道路維持課	24
	国道事務所		100
	合 計		124

(注1) 平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

$$6,092人 + 1,187人 + 124人 = 7,403人 \approx 7,400人$$

河川に関する抽出区間の状況

区 分	①一級河川のうち、一の都道府県内で完結する河川	②一級河川のうち、概ね一の都道府県内で完結する河川	左記①、②の合計	③一級河川のうち、複数の都府県にまたがる河川	①～③の合計
水系数	53	12	65	44	109
指定区間外(直轄区間)延長(割合)	4,039km(38%)	847km(8%)	4,886km(46%)	5,694km(54%)	10,581km(100%)
指定区間延長(割合)	19,466km(25%)	6,861km(9%)	26,327km(34%)	50,656km(66%)	76,983km(100%)
河川延長計(割合)	23,505km(27%)	7,709km(9%)	31,213km(36%)	56,350km(64%)	87,564km(100%)
幹川流路延長(割合)	4,447km(38%)	1,159km(10%)	5,606km(48%)	6,145km(52%)	11,751km(100%)
H19年度事業費(精算)	2,923億円	717億円	3,641億円	5,920億円	9,561億円
	(うち整備費)	(2,297億円)	(557億円)	(2,855億円)	(4,645億円)
	(うち維持管理費)	(626億円)	(160億円)	(786億円)	(1,275億円)
人 員	直轄区間延長按分	2,774人	584人	3,358人	7,300人 (注3)
	H19事業費按分	2,234人	548人	2,782人	

(注1) 水系数、指定区間外(直轄区間)延長(割合)、河川延長計(割合)及び幹川流路延長(割合)については、第47回委員会(20.5.15)における事務局作成資料をもとに作成。

(注2) H19年度事業費については、第54回委員会(20.7.25)における国土交通省提出資料をもとに作成。

(注3) 人員については、平成19年7月1日時点の現在員数により以下の考え方にに基づき算出。

①地方整備局関係(地方整備局河川部(直轄と補助の割合を1/2と仮定しその人員を算出)、河川国道事務所の担当課(道路、河川の担当が明確に区分できないものは地方整備局道路部及び河川部の現在員数の比率により按分)、河川事務所等及びダム関係事務所等の合計値)

②北海道開発局関係(北海道開発局建設部河川計画課、河川工事課及び河川管理課、開発建設部管理課、治水課等関係課、河川事務所及びダム管理所等の合計値)

河川に関する人員の考え方

河川

地方整備局	河川部		629
	河川国道事務所	用地課	132
		工務課	258
		調査課	267
		河川管理課	241
		河川占用調整課	34
		河川環境課	6
		※(用地課、工務課、調査課の河川・道路共通部分のうち河川部分)	116
		河川関係出張所	402
	河川事務所等		3,228
	ダム関係事務所等		1,322
合 計			6,635

直轄、補助をそれぞれ約1/2と仮定

直轄315人

補助314人

6,006人

計6,321人

(注1)平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

(注2)※部分は地方整備局河川部及び道路部の現在員数の比率により按分。

北海道開発局	建設部	河川計画課、河川工事課、河川管理課	40
	開発建設部	管理課、治水課等関係課	343
		河川事務所	315
		ダム管理所等	237
合 計			935

(注1)平成19年7月1日時点の現在員数により算出。

$$6,321人 + 935人 = 7,256人 \div 7,300人$$

別添4【参考】

抽出区間の状況

	路線数 (区間数)	抽出区間 延長	H19事業費(精算)		
			改築等	維持管理費	合計
①同一都府県内に 起終点がある区間	41路線 (43区間)	1,797km (8.4%)	1,071億円 (6.4%)	240億円 (8.0%)	1,310億円 (6.6%)
②バイパス(同一国道路線の 指定区間が並行しているもの) の現道区間	79路線 (198区間)	1,639km (7.6%)	426億円 (2.5%)	203億円 (6.8%)	629億円 (3.2%)
③その一部が都府県等管理と なっている路線の区間	26路線 (31区間)	1,261km (5.9%)	1,208億円 (7.2%)	207億円 (6.9%)	1,415億円 (7.2%)
合計(重複無し)	110路線	3,799km (17.7%)	2,182億円 (13.0%)	523億円 (17.5%)	2,706億円 (13.7%)
直轄管理全体		21,500km (100.0%)	16,741億円 (100.0%)	2,993億円 (100.0%)	19,734億円 (100.0%)

※①、②、③の計数はそれぞれの条件に該当するもので一部複数の条件に重複するものを含む

今回提出資料の考え方

	9月1日 提出資料 (A)	今回提出資料の区間 (B)	合計 (A+B)	[参考] 移管になじまないと考えられるもの
①同一都道府県内に 起終点がある区間	36路線 1,596km	<ul style="list-style-type: none"> 隣接区間を指定区間に編入予定であり、 編入後は県内完結ではなくなる区間 (23号, 139号)・・・38km 沖縄県内の区間 (329号, 330号, 331号)・・・163km 	41路線 1,797km	<ul style="list-style-type: none"> 高規格幹線道路 (101号等)・・・140km 重要な港湾・空港と他の直轄国道を連絡する区間 (31号,332号,357号,481号)・・・38km 北海道内の異なる支庁間を連絡する区間 (5号等)・・・6, 243km 海上区間を挟んで連続する区間 (57号,58号)・・・191km NEXCOが管理する区間 (271号)・・・0km
②バイパスの現道区間	79路線 1,639km	なし	79路線 1,639km	<ul style="list-style-type: none"> 高規格幹線道路の現道とみなされる区間 (3号等)・・・195km
③その一部が都府県等管理と なっている路線の区間	14路線 592km	<ul style="list-style-type: none"> 事業完了後に県管理区間を指定区間に編入予定の区間 (23号)・・・182km 沖縄県内の区間 (330号, 331号)・・・76km 他の直轄国道を経て重要都市を連絡する区間 (113号)・・・81km 東名高速と中央道のIC間を連絡する区間 (138号, 139号)・・・118km アクアラインと他の直轄国道を連絡する区間 (409号)・・・12km 前回、基準①で計上済の区間 (104号, 108号, 112号, 226号, 319号)・・・200km 	26路線 1,261km	<ul style="list-style-type: none"> 高規格幹線道路 (101号等)・・・138km 重要な港湾・空港と他の直轄国道を連絡する区間 (481号)・・・2km 重要都市間は指定区間が連続する区間 (42号,153号,202号)・・・632km 海上区間を挟んで連続する区間 (58号)・・・131km
合計(重複無し)	108路線 3,306km	13路線 756km	110路線 3,799km	

※四捨五入の関係で計があわない場合があります

別添3

①同一都府県内に起終点がある区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
104	青森	八戸市長苗代	三戸郡南部町剣吉	18	1,285	129	492	56	1,814	119	711	52	1,577	226	599	100	787	144	283	64	613	97	213	42
108	宮城	石巻市蛇田	大崎市古川	38	386	177	136	80	315	541	112	243	912	242	379	109	993	735	391	330	885	245	309	105
112	山形	山形市飯田西 鶴岡市田麦俣	西村山郡西川町大字月山沢 鶴岡市大字文下	81	1,139	1,300	432	544	2,662	1,946	942	825	1,867	1,766	630	743	3,544	1,205	1,144	504	8,642	1,748	2,237	756
116	新潟	柏崎市大字長崎	新潟市中央区	79	4,771	1,104	1,490	486	4,842	1,129	1,596	494	3,550	1,050	1,099	452	3,008	761	996	328	1,689	801	693	340
126	千葉	東金市台方	千葉市中央区	24	114	377	42	170	303	243	116	110	289	617	103	278	108	349	42	157	116	472	39	212
127	千葉	館山市北条	木更津市桜井	55	1,531	1,303	570	587	3,070	1,083	1,116	487	2,008	1,053	884	474	1,115	623	436	281	2,235	727	814	327
141	長野	小諸市柏木	小諸市青木	4	0	25	0	11	0	31	0	14	0	26	0	12	37	28	14	13	10	13	5	6
155	愛知	知立市上重原	瀬戸市東茨町	43	2,662	574	904	258	2,292	615	784	277	776	287	285	129	1,785	872	595	393	2,117	420	719	189
155	愛知	一宮市緑	一宮市音羽	2																				
156	富山	砺波市庄川町小牧	高岡市上四屋	29	3,072	2,041	1,066	907	2,550	2,231	862	963	3,332	1,450	1,198	596	6,233	1,706	2,137	730	4,140	1,659	1,447	717
156	岐阜	岐阜市茜部	郡上市白鳥	72																				
157	石川	金沢市青草町	白山市白山町	21	1,320	653	426	277	1,447	557	454	249	1,510	227	571	99	1,846	117	633	51	2,316	182	871	81
159	石川	七尾市川原町	金沢市青草町	62	4,751	1,331	1,478	567	1,414	1,327	505	563	839	1,301	291	546	1,586	1,021	571	397	2,186	1,023	712	421
175	兵庫	神戸市西区	丹波市氷上町	60	2,845	723	949	325	2,428	820	811	369	2,520	711	884	320	3,063	768	1,034	346	4,022	790	1,353	356
176	兵庫	西宮市山口町	宝塚市栄町	12	3,965	159	1,322	72	3,531	224	1,178	101	2,809	131	941	59	3,282	148	1,094	67	3,125	199	1,042	90
180	岡山	岡山市伊福町	総社市種井	42	7,771	564	2,493	254	8,034	527	2,871	237	5,462	483	2,240	217	6,438	467	2,208	210	6,267	458	2,347	206
185	広島	呉市本通	竹原市忠海東町	54	2,462	892	923	401	1,608	592	621	266	1,437	537	541	242	1,538	539	548	242	1,615	741	571	333
188	山口	岩国市麻里布町	下松市望町	74	4,135	979	1,169	440	3,832	1,139	1,247	513	3,805	895	1,217	403	3,526	1,069	1,077	481	3,364	765	1,067	344
190	山口	山口市江崎	山陽小野田市埴生	44	1,267	558	417	251	946	372	321	167	427	312	146	141	836	722	269	325	1,401	521	572	234
191	山口	下関市竹崎町	下関市豊北町	37	1,682	405	553	182	1,439	466	446	209	1,161	512	312	230	1,265	397	370	179	1,758	450	540	202
196	愛媛	松山市空港通	西条市小松町	69	1,905	680	523	306	1,959	515	492	232	2,053	472	613	212	1,490	410	480	184	941	438	335	197
200	福岡	北九州市八幡西区黒崎	直方市津田町	20	743	183	268	82	867	173	295	78	693	135	242	61	349	196	147	88	405	162	193	73
201	福岡	福岡市東区松島	京都郡苅田町大字二崎	70	6,017	1,141	2,058	513	5,413	1,255	1,825	565	4,376	986	1,489	444	6,986	794	2,381	357	7,090	739	2,418	333
203	佐賀	唐津市養母田	小城市三日月町樋口	44	1,178	390	395	176	760	297	172	134	1,006	402	240	181	1,646	213	415	96	1,054	162	251	73
205	長崎	佐世保市大塔町	東彼杵郡東彼杵町大字彼杵宿郷	23	243	510	111	230	278	208	98	93	485	198	178	89	1,341	389	463	175	1,996	692	535	311
209	福岡	みやま市高田町濃施	久留米市東町	27	1,317	338	504	152	1,448	212	489	95	1,909	284	690	128	1,618	240	610	108	900	317	316	143
224	鹿児島	垂水市大字海潟	鹿児島市桜島横山町	13	207	52	46	23	303	32	61	15	766	130	166	59	221	194	99	87	324	51	111	23
225	鹿児島	枕崎市西本町	鹿児島市城山町	52	789	383	245	173	759	472	234	212	1,983	230	636	103	3,262	421	1,159	190	2,399	457	700	206

①同一都府県内に起終点がある区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
226	鹿児島	指宿市十二町	鹿児島市下福元町	32	568	566	151	255	805	466	222	210	1,212	691	263	311	1,590	1,289	331	580	1,271	1,234	286	555
254	東京	文京区本郷	練馬区旭町	15	2,568	445	1,130	200	4,345	487	1,807	219	1,829	690	820	311	1,138	907	503	408	550	751	213	338
277	北海道	北海道八雲町熊石鮎川町	北海道八雲町立岩	33	2,221	230	447	65	1,631	348	345	101	785	321	162	93	1,561	444	314	94	1,729	300	348	87
278	北海道	函館市若松町	北海道森町森川町	120	407	955	96	275	718	954	150	275	1,013	878	221	253	2,227	1,445	514	425	1,909	1,308	396	384
302	愛知	名古屋市中川区	名古屋市中川区	49	8,885	650	3,497	293	12,829	1,464	4,494	659	16,436	1,308	5,710	589	23,595	953	8,259	429	19,695	729	7,070	328
319	香川	丸亀市原田町	仲多度郡まんのう町買田	11	943	83	252	37	1,190	69	345	31	987	286	287	129	1,027	60	298	27	11	79	6	35
335	北海道	北海道羅臼町本町	北海道標津町伊茶仁	42	265	236	75	65	265	410	75	112	225	239	75	67	177	512	59	148	68	616	20	146
392	北海道	北海道白糠町白糠	北海道白糠町二股	35	180	298	39	86	449	172	91	49	1,189	306	239	89	1,844	209	370	59	384	119	78	33
393	北海道	小樽市奥沢	北海道倶知安町北4条	52	534	526	109	141	1,328	451	284	119	1,963	466	418	125	1,364	696	293	157	1,200	786	271	210
453	北海道	伊達市大滝区	伊達市長和	37	206	572	45	127	400	531	85	135	431	465	102	125	377	602	77	166	612	581	141	159
合計				1,596	74,333	21,530	24,854	9,066	78,271	22,476	26,258	9,471	73,623	20,314	24,873	8,515	92,800	21,645	30,611	8,873	89,041	20,832	29,239	8,594

※直轄国道の要件「(2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間」について計上しています。

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。 維持管理:維持修繕。雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄道道、調査費、機械を除く。)

※112号、176号、191号、453号の精算事業費及び直轄道路事業地方負担金については、当該区間の延長案分

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
1	神奈川	横浜市神奈川区立町	横浜市神奈川区青木町	2	323	18	108	8	78	19	26	9	87	19	29	9	2	20	1	9	1	19	1	9
1	神奈川	藤沢市城南	中郡大磯町大磯	13	338	202	169	91	979	118	490	53	420	443	211	199	499	209	250	94	300	338	150	152
1	神奈川	藤沢市城南	茅ヶ崎市赤羽根	4	1	54	1	24	5	56	3	25	1	56	1	25	1	52	1	24	1	52	1	23
1	神奈川	中郡大磯町大磯	小田原市風祭	20	894	603	447	271	935	492	468	222	1,543	568	741	256	635	327	318	147	569	552	285	248
1	神奈川	小田原市風祭	南足柄郡箱根町湯本	2	128	23	65	11	23	24	12	11	53	25	27	11	75	23	38	10	16	49	9	22
1	静岡	静岡市清水区	静岡市駿河区	23	3,764	328	1,839	148	4,097	259	1,971	116	4,230	393	2,024	177	5,231	248	2,402	111	2,889	195	1,255	88
1	静岡	藤枝市横内	島田市野田	14	183	92	62	41	69	205	24	92	7	72	4	32	5	68	3	30	197	66	66	30
1	静岡	掛川市八坂	掛川市沢田	9	1	110	1	49	292	99	98	45	44	37	21	17	0	23	0	10	0	20	0	9
1	静岡	磐田市三ヶ野	磐田市小立野	8	98	197	34	89	214	59	72	26	29	72	18	33	0	31	0	14	0	54	0	24
1	静岡	浜松市西区	浜名郡新居町浜名	14	221	240	77	108	0	85	0	38	7	35	4	16	76	36	38	16	6	49	3	22
1	三重	三重郡朝日町小向	四日市市大治田	13	2,195	45	922	20	1,614	44	679	20	2,163	65	982	29	1,933	107	808	48	1,183	40	464	18
1	三重	亀山市太岡寺町	亀山市関町	3	0	11	0	5	199	12	66	5	0	14	0	7	3	9	2	4	0	11	0	5
1	滋賀	湖南市朝国	湖南市吉永	2	0	4	0	2	0	6	0	3	0	297	0	134	0	6	0	3	0	8	0	4
1	滋賀	湖南市吉永	湖南市石部	6	1	34	1	15	261	294	85	132	1	316	1	142	1	23	0	10	120	92	40	41
1	滋賀	湖南市石部	栗東市手原	5	1	11	1	5	38	13	13	6	1	19	1	9	1	18	0	8	0	23	0	10
1	京都	京都市南区	久世郡久御山町森	9	1,077	79	436	36	851	252	389	113	357	73	179	33	213	129	93	58	110	84	39	38
1	京都 大阪	京都市伏見区	大阪市旭区	32	3,052	271	1,271	121	3,532	346	1,594	156	2,181	517	1,013	233	861	557	371	251	857	346	309	156
2	兵庫	神戸市中央区	神戸市中央区	5	839	94	413	42	314	94	151	42	287	94	143	42	310	92	143	41	9	92	3	41
2	兵庫	神戸市垂水区	神戸市西区	8	1,451	23	484	10	1,255	28	418	13	1,200	27	400	12	1,058	22	354	10	1,003	22	334	10
2	兵庫	神戸市須磨区	神戸市西区	8	0	30	0	14	58	31	23	14	9	31	3	14	131	27	44	12	262	29	87	13
2	岡山	岡山市京橋南町	岡山市大供	1	1	11	0	6	8	11	4	5	1	10	0	5	0	9	0	4	0	10	0	5

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算							
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
2	岡山 広島	倉敷市玉島阿賀崎 浅口郡里庄町浜中 福山市霞町	浅口市金光町 笠岡市用之江 福山市瀬戸町	16	387	476	131	214	523	115	175	52	129	128	50	58	693	81	242	36	894	394	316	177				
2	広島	三原市糸崎町	三原市新倉町	10	1,204	35	567	16	1,535	57	657	26	210	222	93	100	376	197	152	89	235	53	117	24				
2	広島	東広島市八本松町	安芸郡海田町南堀川町	23	85	100	30	45	454	155	149	69	662	468	221	211	291	379	108	171	500	509	175	229				
2	広島	安芸郡海田町南堀川町	広島市西区井口	17	4,063	796	1,570	358	525	1,254	233	565	425	450	157	203	1,301	321	502	144	735	1,085	277	488				
3	福岡	北九州市八幡東区西本町	北九州市八幡西区陣原	6	3	33	2	15	11	163	6	73	158	165	79	74	812	29	406	13	299	31	150	14				
3	福岡	福岡市東区下原	福岡市博多区堅粕	10	1,927	83	964	37	858	88	429	40	9	96	5	43	21	118	11	53	921	339	432	152				
3	福岡	福岡市博多区堅粕	福岡市博多区榎田	2	445	22	223	10	628	15	314	7	0	14	0	6	3	26	2	12	1	17	1	8				
3	熊本	熊本市四方寄町	熊本市近見	13	2,224	103	939	46	1,887	321	773	145	228	361	94	163	1,953	67	836	30	550	153	246	69				
3	熊本	鹿本郡植木町滴水	熊本市四方寄町	5	2	11	1	5	0	11	0	5	1	11	1	5	58	11	19	5	406	11	136	5				
3	鹿児島	薩摩川内市向田町	薩摩川内市隈之城町	1	0	4	0	2	0	4	0	2	0	77	0	35	10	68	5	30	0	8	0	4				
3	鹿児島	いちき串木野市下名	いちき串木野市大里	3	1	2	1	1	0	2	0	1	0	3	0	1	29	3	15	1	1	4	1	2				
4	福島	須賀川市大字仁井田	郡山市日和田町	12	1,713	29	674	13	560	33	211	14	1,195	93	460	42	692	31	282	14	1,175	106	482	48				
4	宮城	名取市植松	仙台市青葉区	13	3,299	456	1,252	204	1,263	102	430	44	1,632	93	607	40	1,697	91	569	39	1,207	91	409	39				
4	宮城	栗原市築館	栗原市築館	6	2	35	1	16	6	106	3	48	7	45	4	20	10	245	5	110	19	194	10	87				
4	岩手	西磐井郡平泉町平泉	西磐井郡平泉町平泉	6	584	130	234	58	2	23	1	10	5	23	3	10	7	22	4	10	2	25	1	11				
4	岩手	奥州市水沢区	奥州市水沢区	8	4	45	2	20	4	28	2	12	7	31	4	13	13	112	7	50	10	165	5	74				
4	岩手	花巻市山の神	花巻市西宮野目	7	4	130	2	58	3	24	2	10	6	112	3	50	10	138	5	62	26	65	13	29				
4	岩手	盛岡市玉山区	盛岡市玉山区	6	2	56	1	25	2	18	1	8	5	23	3	9	7	19	4	8	14	20	7	9				
4	岩手	二戸郡一戸町大字小鳥谷	二戸郡一戸町大字小鳥谷	2	1	13	1	6	1	12	1	5	2	10	1	4	3	13	2	6	10	11	5	5				
4	青森	十和田市大沢田	上北郡七戸町荒熊内	5	171	15	57	6	4	17	2	7	147	76	49	33	7	14	3	6	4	68	2	30				
4	青森	東津軽郡平内町中野	青森市浅虫	5	14	17	7	7	3	23	2	9	2	21	1	8	3	16	2	6	55	18	19	7				

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
4	埼玉	草加市新善町	春日部市水角	14	234	446	117	201	221	496	109	223	82	913	38	411	256	247	89	111	41	373	14	168
4	埼玉 茨城 栃木	越谷市下間久里	宇都宮市平井出工業団地	84	2,469	869	1,073	391	2,190	1,182	1,045	532	3,691	681	1,494	306	4,949	516	2,088	232	3,620	621	1,489	280
4	栃木	さくら市蒲須坂	矢板市乙畑	4	2	14	1	6	5	35	3	16	1	19	1	9	1	15	1	7	1	14	1	6
5	北海道	函館市昭和	北海道七飯町藤城	13	80	87	17	22	79	89	16	22	82	95	17	24	104	77	22	21	186	80	37	22
6	福島	いわき市小名浜	いわき市平	18	601	167	257	75	310	658	104	296	258	159	92	72	545	73	218	33	999	185	398	83
6	福島	いわき市四倉町	いわき市久之浜町	5	1	34	1	15	1	181	1	82	57	29	20	13	2	53	1	24	1	152	1	68
6	福島	相馬市程田	相馬郡新地町駒ヶ嶺	10	2	365	1	164	114	63	38	28	116	167	40	75	142	55	48	25	203	63	68	28
6	東京	墨田区東向島	葛飾区四ツ木	1	56	16	28	7	313	14	156	6	690	24	345	11	671	249	336	112	146	542	73	244
6	茨城	かすみがうら市市川	石岡市東大橋	4	0	6	0	3	112	6	38	3	2	10	1	5	2	16	1	7	10	10	10	5
6	茨城	日立市鹿島町	日立市東滑川町	5	1	10	1	4	112	14	38	6	275	88	138	40	207	12	104	5	80	50	40	22
7	山形	鶴岡市本田	鶴岡市大字文下	1	1	5	0	2	1	6	0	2	0	8	0	3	5	5	2	2	0	5	0	2
7	青森	青森市浪岡	青森市浪岡	2	1	11	1	4	1	13	1	5	1	11	1	4	56	8	19	3	1	10	1	4
7	青森	青森市大字新城	青森市長島	8	925	45	229	18	1,267	65	255	25	1,519	67	396	26	449	116	173	50	550	156	148	67
7	新潟	新潟市中央区	新潟市中央区	1	0	43	0	19	10	164	3	74	252	159	84	72	0	21	0	9	0	30	0	13
8	新潟	柏崎市東原町	柏崎市大字鯨波	8	477	40	208	18	982	50	437	22	854	55	384	25	338	90	154	40	30	114	14	51
8	新潟	糸魚川市間脇	糸魚川市押上	6	176	32	59	14	0	56	0	25	9	175	3	79	145	67	48	30	0	23	0	11
8	富山	下新川郡入善町上野	魚津市江口	12	311	191	104	86	310	73	103	33	0	183	0	82	0	58	0	26	0	139	0	62
8	福井	敦賀市田結	敦賀市小河口	8	142	66	47	30	88	52	25	23	16	125	4	56	89	26	32	12	179	94	52	42
8	滋賀	伊香郡西浅井町塩津浜	伊香郡西浅井町塩津浜	1	0	5	0	2	1	4	0	2	1	5	1	2	0	4	0	2	0	7	0	3
8	滋賀	米原市顔戸	彦根市佐和山町	6	1	28	1	13	1	26	1	12	1	75	0	34	1	37	0	17	1	37	1	17
9	島根	簸川郡斐川町併川	出雲市高松町	7	4	37	2	17	3	30	2	14	11	48	4	22	612	36	231	16	465	813	174	366

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
10	宮崎	宮崎市高岡町花見	宮崎市高岡町花見	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1
10	宮崎	都城市高木町	都城市五十町	13	514	19	203	8	496	48	196	21	279	176	109	79	130	71	54	32	28	21	14	9
10	鹿児島	霧島市隼人町小浜	姶良郡加治木町木田	5	3	13	2	6	56	120	19	54	173	175	51	79	441	274	148	124	312	96	104	43
10	鹿児島	鹿児島市吉野町花倉	鹿児島市長田町	4	0	8	0	3	0	49	0	22	1,369	158	546	71	741	11	282	5	117	30	40	13
10	大分	大分市片島	大分市中判田	6	446	40	181	18	171	37	70	17	432	86	146	39	455	43	156	19	1,220	87	409	39
11	香川	木田郡三木町井上	高松市上天神町	10	4,808	43	1,282	19	2,042	46	549	21	2,360	41	647	18	830	41	240	18	625	42	198	19
11	愛媛	四国中央市川之江町	四国中央市具定町	8	7	29	4	13	11	379	4	171	22	29	7	13	93	23	32	10	8	113	4	51
11	愛媛	新居浜市船木	新居浜市萩生	7	333	17	112	8	576	90	193	41	556	16	187	7	421	38	137	17	350	26	118	12
11	愛媛	西条市飯岡	西条市下島山	4	4	6	2	3	3	6	1	3	3	7	1	3	1	8	1	4	3	7	1	3
11	愛媛	西条市小松町	西条市小松町	7	9	13	5	6	13	15	5	7	24	13	9	6	72	340	24	153	131	233	44	105
12	北海道	砂川市空知太	滝川市滝の川	6	2	68	1	16	3	75	1	16	3	75	1	17	3	83	1	19	2	96	1	24
12	北海道	旭川市神居町	旭川市日章	5	243	96	49	19	105	94	22	18	5	84	2	17	3	79	1	16	3	95	1	19
13	福島	福島市舟場町	福島市南矢野目	5	265	199	108	89	278	104	99	46	301	81	115	36	343	79	122	35	292	368	99	165
13	山形	南陽市鍋田	南陽市赤湯	3	1	17	1	7	7	51	3	22	2	16	1	6	4	12	2	5	3	15	1	6
13	山形	南陽市川樋	上山市中山	6	3	15	1	6	3	12	1	5	16	13	8	5	4	15	2	6	21	12	10	5
13	秋田	大仙市花館	大仙市北檜岡	7	3	33	1	13	5	40	3	15	11	47	5	17	17	182	9	40	10	36	5	14
15	東京	品川区北品川	品川区北品川	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0	2	0	1
16	神奈川	横須賀市走水	横浜市西区高島町	33	3,345	533	1,484	240	1,974	578	906	260	1,535	463	677	208	2,379	192	1,086	87	1,578	364	757	164
16	神奈川	横浜市西区浜松町	横浜市旭区上川井	13	812	465	407	209	1,343	275	672	124	1,047	150	524	67	970	137	485	62	626	133	314	60
16	東京 神奈川	相模原市橋本	八王子市左入町	11	545	212	221	95	723	507	334	228	99	672	35	302	714	683	298	307	1,005	80	372	36
17	東京 埼玉	文京区本郷	さいたま市北区吉野町	32	1,943	766	869	344	1,698	730	808	329	2,694	907	1,277	408	1,453	823	705	370	1,874	664	903	299

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算							
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
17	埼玉	鴻巣市箕田	深谷市西田	32	16	818	8	368	5	722	3	325	202	457	98	205	306	455	153	205	103	544	36	245				
17	群馬 埼玉	熊谷市西別府	前橋市田口	40	1,277	1,202	468	541	1,640	883	566	397	1,563	260	554	117	1,565	245	526	110	1,322	677	717	305				
17	群馬	前橋市田口町	渋川市半田	4	0	100	0	45	0	26	0	12	0	15	0	7	63	25	21	11	120	11	59	5				
17	群馬	渋川市東町	渋川市上白井	6	0	17	0	8	0	96	0	43	0	31	0	14	0	15	0	7	1	281	0	126				
17	新潟	南魚沼市浦佐	魚沼市虫野	6	0	80	0	36	0	119	0	54	0	168	0	76	0	117	0	53	0	171	0	77				
17	新潟	南魚沼市竹俣	南魚沼市庄之又	4	60	100	20	45	36	112	12	50	0	78	0	35	0	30	0	14	0	172	0	77				
18	長野	上田市国分	上田市上塩尻	7	4	21	2	9	1	26	1	12	49	22	24	10	151	16	50	7	0	23	0	10				
18	長野	上田市上塩尻	埴科郡坂城町南条	3	2	23	1	10	2	16	1	7	41	29	21	13	2	39	1	18	2	12	1	6				
18	長野	上水内郡信濃町柏原	上水内郡信濃町野尻	3	0	18	0	8	1	18	0	8	1	20	0	9	0	11	0	5	0	14	0	6				
19	長野	長野市篠ノ井小松原	長野市高田	11	1	68	1	31	87	223	31	100	117	204	53	92	0	236	0	106	96	43	40	19				
20	東京	八王子市大和田町	八王子市南浅川町	10	218	78	110	36	1,443	107	712	48	704	137	327	61	828	96	415	43	299	93	134	42				
20	山梨	大月市駒橋	大月市大月町	3	3	178	2	80	2	10	1	5	0	11	0	5	1	28	0	13	1	14	1	6				
20	長野	茅野市木舟	茅野市宮川	3	1	60	1	27	1	8	1	4	2	109	1	49	1	26	0	12	0	16	0	7				
20	長野	茅野市宮川	諏訪市四賀	4	6	26	3	12	2	24	1	11	19	10	7	4	110	21	37	9	3	19	2	9				
20	長野	諏訪郡下諏訪町富士見町	岡谷市今井	5	6	33	3	15	2	31	1	14	4	13	2	6	41	27	20	12	3	25	2	11				
21	岐阜	可児郡御嵩町井尻	可児市中恵土	7	326	20	114	9	108	20	36	9	0	19	0	8	16	31	8	14	9	95	4	43				
21	岐阜	不破郡垂井町日守	不破郡関ヶ原町今須	8	2	149	1	66	4	134	2	59	0	36	0	15	2	39	1	16	1	35	0	14				
21	岐阜	美濃加茂市御門町	各務原市鵜沼東町	12	34	48	11	22	32	151	11	68	49	225	17	101	14	45	5	20	160	42	54	19				
23	三重	鈴鹿市北玉垣町	松阪市小津町	30	225	131	86	59	208	123	79	55	407	146	174	66	779	91	290	41	958	300	364	135				
25	大阪	大阪市東住吉区	大阪市浪速区	4	332	46	166	21	678	30	339	14	112	37	56	17	21	36	11	16	14	40	6	18				
25	奈良	生駒郡斑鳩町幸前	生駒郡斑鳩町龍田	5	12	31	4	14	0	32	0	14	0	31	0	14	9	27	3	12	96	127	25	57				

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算							
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
26	大阪	阪南市自然田	泉南郡岬町深日	13	160	105	53	47	116	274	58	123	45	43	23	19	73	173	37	78	25	262	12	118				
26	和歌山	和歌山市延時	和歌山市西汀町	3	185	23	52	10	110	18	35	8	34	22	10	10	113	185	41	83	301	275	67	124				
27	京都	船井郡京丹波町下山	船井郡京丹波町富田	3	12	16	4	7	0	153	0	69	3	130	2	59	0	27	0	12	0	18	0	8				
27	福井	三方郡美浜町佐田	三方郡美浜町佐柿	6	17	21	6	9	11	35	4	16	3	20	1	9	1	17	1	8	4	15	1	7				
29	兵庫	姫路市相野	姫路市林田町	6	12	31	4	14	58	33	20	15	59	34	20	15	102	33	35	15	44	34	15	15				
31	広島	安芸郡坂町植田	呉市本通	14	96	182	40	81	58	210	29	95	110	370	41	167	334	223	112	101	84	159	29	72				
32	香川	丸亀市綾歌町	丸亀市綾歌町	2	0	3	0	1	0	6	0	3	2	5	1	2	0	4	0	2	0	5	0	2				
32	高知	高知市北本町	高知市はりまや町	1	1	6	1	3	42	10	21	5	0	5	0	2	0	16	0	7	0	5	0	2				
33	高知	吾川郡いの町枝川	吾川郡いの町波川	6	3	16	1	7	2	106	1	48	35	16	14	7	39	22	14	10	49	20	20	9				
33	愛媛	上浮穴郡久万高原町東明神	松山市久谷町	10	4	69	2	31	4	61	2	27	7	68	4	31	5	45	3	20	4	48	2	22				
33	愛媛	松山市北土居町	松山市小坂	3	5	16	2	7	2	18	1	8	245	19	82	9	1	16	1	7	4	18	2	8				
37	北海道	室蘭市陣屋町	室蘭市東町	8	122	40	25	11	243	47	49	12	4	58	1	14	3	50	1	14	3	117	1	35				
38	北海道	赤平市豊里	赤平市茂尻中央	5	2	21	1	5	2	21	1	4	2	23	1	5	3	23	1	5	2	23	1	5				
38	北海道	釧路市大楽毛	釧路市北大通	14	213	110	43	30	182	57	37	15	65	69	22	19	216	45	45	13	203	54	41	16				
41	富山	富山市猪谷 富山市庵谷	富山市片掛 富山市楡原	5	0	207	0	93	0	99	0	44	8	111	2	50	0	70	0	32	76	108	23	49				
41	岐阜	高山市冬頭町	高山市国府町	7	2	89	1	39	3	129	2	57	45	48	22	21	6	31	3	13	18	119	9	53				
41	岐阜	美濃加茂市御門町	加茂郡川辺町石神	7	0	30	0	13	2	61	1	28	5	33	2	15	60	30	20	14	78	29	26	13				
42	三重	松阪市小津町	松阪市八太町	12	495	41	245	19	494	123	244	55	46	137	23	62	60	106	30	48	1	124	1	56				
42	三重	南牟婁郡紀宝町井田	南牟婁郡紀宝町成川	4	0	16	0	7	31	18	11	8	0	81	0	37	0	15	0	7	28	14	14	6				
42	和歌山	田辺市稲成町	田辺市芳養町	5	31	30	12	14	0	38	0	17	0	24	0	11	30	24	10	11	0	25	0	11				
42	三重 和歌山	南牟婁郡紀宝町成川	新宮市大橋通	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	145	0	65	3	2	2	1	5	4	3	2				

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
45	岩手	下閉伊郡岩泉町小本	下閉伊郡田野畑村南大芦	8	1	16	1	7	1	104	1	47	12	94	6	42	1	28	1	12	3	31	2	14
45	岩手	下閉伊郡岩泉町小本	下閉伊郡岩泉町小本	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	0	1	0	1	0	0
45	岩手	下閉伊郡普代村十一地割	下閉伊郡普代村十六地割	4	90	10	30	4	70	81	24	36	84	28	29	13	32	10	16	4	3	10	1	4
46	秋田	仙北市田沢湖	仙北市角館町	7	1	115	1	49	3	129	2	54	3	80	1	32	3	30	2	12	1	40	1	15
46	岩手	盛岡市上田	盛岡市上厨川	4	3	108	2	48	2	67	1	30	6	251	3	112	7	544	4	244	1	101	1	45
47	山形	新庄市大字鳥越	新庄市大字本合海	5	2	16	1	6	2	19	1	7	3	20	2	8	7	47	3	20	7	21	3	9
48	宮城	仙台市青葉区	仙台市青葉区	8	220	70	104	30	156	67	63	29	333	87	113	38	350	103	118	45	350	142	120	62
49	福島	いわき市三和町	いわき市三和町	2	1	18	0	8	0	33	0	15	1	8	0	4	1	9	0	4	1	7	0	3
49	新潟	東蒲原郡阿賀町津川	東蒲原郡阿賀町黒岩	8	0	63	0	28	0	124	0	56	0	144	0	65	0	100	0	45	0	83	0	38
50	茨城	結城市結城	筑西市小川	5	7	24	4	11	1	7	1	3	4	11	2	5	1	67	1	30	2	95	1	43
50	茨城	筑西市玉戸	筑西市横塚	6	1	10	1	4	1	67	1	30	410	11	205	5	444	14	223	6	133	18	67	8
50	茨城	水戸市大塚町	水戸市三の丸	8	2	29	1	13	2	310	1	140	12	27	6	12	471	23	236	10	353	20	178	9
51	千葉	千葉市中央区本町	千葉市若葉区桜木町北	5	91	8	30	4	1	48	1	22	1	67	1	30	0	7	0	3	0	11	0	5
51	茨城	潮来市延方	鹿嶋市清水	7	1	11	1	5	4	12	2	5	1	10	1	5	1	20	1	9	2	12	1	5
51	茨城	水戸市宮町	水戸市三の丸	3	500	10	250	4	0	13	0	6	0	77	0	35	0	10	0	4	1	14	1	6
52	山梨	南巨摩郡鵜沢町栄町	韮崎市本町	19	142	163	48	73	316	89	137	40	442	43	191	19	364	107	160	48	1	72	0	32
53	鳥取	鳥取市叶	鳥取市秋里	7	668	70	246	32	920	19	335	9	777	20	288	9	891	31	337	14	945	75	364	34
54	広島	広島市安佐北区可部南	広島市安佐北区大林町	9	8	67	4	30	170	187	57	84	60	249	20	112	86	399	29	180	70	157	26	71
55	徳島	小松島市大林町	阿南市橋町	18	13	128	6	58	327	51	74	23	36	281	18	126	11	320	6	144	11	301	5	135
55	徳島	阿南市福井町	海部郡美波町北河内	12	8	42	4	19	4	103	2	46	23	82	11	37	7	67	4	30	6	173	3	78
57	大分	豊後大野市犬飼町下津尾	豊後大野市千歳町新殿	7	4	99	2	45	2	23	1	10	10	71	5	32	13	23	7	10	62	12	22	5

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
57	大分	豊後大野市千歳町新殿	豊後大野市大野町田中	10	8	28	4	13	3	35	2	16	16	49	8	22	21	26	11	12	67	27	25	12
57	大分	豊後大野市犬飼町下津尾	豊後大野市犬飼町下津尾	1	0	1	0	1	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0
58	沖縄	名護市大北	名護市世富慶	10	222	111	11	6	23	182	1	9	131	185	7	9	483	326	24	16	82	123	4	6
58	沖縄	宜野湾市伊佐	浦添市牧港	5	103	37	5	2	335	37	17	2	227	37	11	2	512	140	26	7	352	63	18	3
58	沖縄	恩納村字瀬良垣	恩納村字南恩納	6	241	24	12	1	4	25	0	1	166	28	8	1	101	64	5	3	421	26	21	1
58	沖縄	恩納村字谷茶	恩納村字仲泊	6	0	18	0	1	4	16	0	1	163	16	8	1	141	15	7	1	165	15	8	1
58 331 332	沖縄	那覇市久茂地	那覇市鏡水	4	4	52	0	3	121	46	6	2	33	75	2	4	30	39	1	2	88	655	4	33
108	宮城	大崎市古川	大崎市古川	5	200	20	67	9	86	19	30	9	534	93	247	42	484	25	218	11	54	20	27	9
112	山形	鶴岡市宝田	鶴岡市大字文下	2	124	6	50	2	601	7	246	3	1	7	1	3	1	5	0	2	21	5	9	2
113	山形	南陽市大字竹原	南陽市赤湯	7	9	27	5	10	3	29	2	11	102	32	36	12	17	19	8	8	1	34	1	13
138	山梨 静岡	富士吉田市上吉田	駿東郡小山町須走	20	493	115	183	52	305	90	121	40	213	101	75	45	59	77	20	35	201	98	76	44
139	静岡	富士市伝法	富士宮市小泉	7	517	164	173	74	100	53	34	24	3	30	2	14	2	25	1	11	211	25	71	11
139	山梨	都留市田原	都留市田野倉	7	17	331	8	149	2	19	1	9	4	22	2	10	1	75	1	34	9	47	4	21
153	愛知	豊田市足助町	豊田市足助町	3	0	8	0	4	0	9	0	4	1	8	0	4	5	10	2	4	1	24	1	11
161	滋賀	大津市今堅田	大津市比叡辻	7	70	23	24	10	29	25	10	11	55	37	24	17	1	43	0	19	1	50	1	23
161	滋賀	大津市比叡辻	大津市逢坂	9	21	26	11	12	3	31	1	14	187	45	74	20	130	100	44	45	234	75	78	34
161	滋賀	大津市北小松	大津市木戸	7	1	19	1	9	1	24	1	11	74	33	29	15	1	29	0	13	1	38	1	17
171	大阪	箕面市瀬川	池田市豊島南	2	0	13	0	6	6	13	3	6	43	341	15	153	76	47	27	21	4	13	2	6
180	岡山	岡山市櫛津 総社市窪木	岡山市門前 総社市井尻野	15	153	168	52	76	34	234	17	105	3	232	2	104	61	86	22	39	103	69	35	31
185	広島	東広島市安芸津町	竹原市吉名町	5	0	33	0	15	0	31	0	14	13	61	6	27	11	34	6	15	8	31	4	14
188	山口	岩国市今津町	岩国市南岩国町	6	331	20	105	9	288	20	82	9	31	10	9	5	127	15	35	7	335	18	102	8

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
188	山口	柳井市柳井	柳井市南町	3	1	4	0	2	1	5	1	2	0	4	0	2	2	34	1	15	2	3	1	1
191	山口	下関市汐入町	下関市富任町	6	2	18	1	8	3	18	1	8	1	38	1	17	2	20	1	9	2	28	1	13
192	徳島	徳島市国府町	徳島市徳島本町	9	85	398	34	179	231	41	96	19	544	89	219	40	437	42	170	19	593	201	222	90
200	福岡	北九州市八幡西区馬場山	直方市大字頓野	4	63	17	26	8	8	26	4	12	11	16	6	7	4	38	2	17	13	17	7	8
201	福岡	飯塚市片島	田川市弓削田	11	31	124	16	56	100	149	37	67	273	137	98	62	265	99	97	45	140	234	53	105
201	福岡	糟屋郡篠栗町篠栗	飯塚市片島	18	96	233	48	105	31	236	16	106	57	113	29	51	136	83	61	37	114	180	47	81
202	福岡	福岡市博多区堅粕	福岡市西区拾六町	10	1,615	119	791	54	1,693	109	821	49	617	184	308	83	254	204	127	92	808	118	404	53
202	佐賀	唐津市東町	唐津市養母田	2	0	2	0	1	0	2	0	1	1	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1
203	佐賀	唐津市相知町長部田	唐津市厳木町中島	6	38	45	13	20	9	10	3	4	2	14	1	6	2	12	1	6	27	12	14	6
203	佐賀	多久市北多久町多久原	小城市小城町晴気	6	2	10	1	5	0	9	0	4	1	8	1	4	1	8	1	4	0	8	0	4
208	福岡	大牟田市藤田町	大川市大字向島	29	171	427	58	192	448	69	152	31	223	329	79	148	115	61	56	28	606	196	228	88
208	熊本	玉名市寺田	玉名市岱明町	7	3	20	2	9	0	25	0	11	346	49	147	22	135	135	61	61	346	32	155	14
210	福岡	久留米市田主丸町上原	うきは市浮羽町山北	12	1	29	1	13	4	16	2	7	25	26	12	12	612	13	306	6	227	15	114	7
220	宮崎	宮崎市折生迫	宮崎市内海	3	2	250	1	112	2	93	1	42	0	3	0	1	8	5	4	2	15	6	8	3
220	鹿児島	鹿屋市白水町	垂水市新城	7	52	31	19	14	179	136	60	61	73	26	25	12	9	26	5	12	7	114	4	51
230	北海道	北海道今金町字花石	北海道今金町字住吉	13	5	34	2	8	1	40	0	8	3	38	1	8	2	35	1	9	5	40	2	10
231	北海道	留萌市本町	留萌市元川町	2	1	19	0	4	0	21	0	5	1	22	0	5	1	20	0	5	126	23	25	5
232	北海道	北海道天塩町字川口	北海道天塩町字北川口	6	132	15	27	3	76	14	15	3	1	18	0	4	1	20	0	5	1	20	0	4
240	北海道	北海道津別町字大昭	北海道津別町字双葉	2	1	5	0	1	0	0	0	0	120	0	24	0	280	1	56	0	170	1	34	0
241	北海道	北海道音更町共和	帯広市大通	10	3	28	1	6	4	17	1	4	5	23	2	5	4	18	1	4	10	21	3	5
329	沖縄	うるま市石川赤崎	沖縄市後原	6	19	20	1	1	527	242	26	12	543	29	27	1	636	18	32	1	201	18	10	1

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
331	沖縄	豊見城市瀬長	糸満市兼城	5	69	35	3	2	527	35	26	2	1,009	36	50	2	505	31	25	2	623	32	31	2
331	沖縄	糸満市兼城	糸満市真栄里	3	2	18	0	1	3	18	0	1	2	16	0	1	1	14	0	1	4	16	0	1
334	北海道	北海道斜里町ウトロ西	北海道斜里町ウトロ西	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
336	北海道	北海道浦幌町豊北	北海道浦幌町字昆布苅石	13	42	16	9	3	21	17	4	3	270	9	54	2	24	9	5	2	20	9	4	2
337	北海道	千歳市錦町	北海道長沼町幌内	19	208	86	43	20	1,061	136	306	32	658	89	219	20	668	84	223	19	491	96	164	21
337	北海道	北海道南幌町南15線	江別市工栄町	13	6	68	2	14	6	70	2	14	7	81	2	16	6	73	2	14	7	84	2	16
357	東京	品川区北品川	品川区八潮	3	429	34	215	15	404	37	202	16	1,495	39	748	18	210	35	105	16	309	32	155	14
451	北海道	北海道新十津川町中央	滝川市本町	2	1	31	0	7	1	33	0	8	1	31	0	7	1	45	0	11	1	61	0	17
452	北海道	芦別市北1条	芦別市旭町	2	1	9	0	2	1	10	0	2	1	11	0	2	1	11	0	2	1	11	0	2
合計				1,639	60,716	18,974	24,311	8,233	53,606	20,214	21,594	8,658	50,794	20,118	20,164	8,693	50,911	16,127	20,233	6,795	42,604	20,266	16,443	8,546

※バイパスの現道区間については、事業が完了しているバイパス、あるいは事業中のバイパス(一部区間が供用済みもしくは一部区間がおおむね5年以内に供用が見込まれるもの)に対応する現道の区間を計上しています。

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。 維持管理:維持修繕。雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄道道、調査費、機械を除く。)

③その一部が都府県等管理となっている路線の区間

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
126	千葉	東金市台方	千葉市中央区	24	114	377	42	170	303	243	116	110	289	617	103	278	108	349	42	157	116	472	39	212
141	長野	小諸市柏木	小諸市青木	4	0	25	0	11	0	31	0	14	0	26	0	12	37	28	14	13	10	13	5	6
155	愛知	知立市上重原	瀬戸市東茨町	43	2,662	574	904	258	2,292	615	784	277	776	287	285	129	1,785	872	595	393	2,117	420	719	189
155	愛知	一宮市緑	一宮市音羽	2																				
156	富山	砺波市庄川町小牧	高岡市上四屋	29	3,072	2,041	1,066	907	2,550	2,231	862	963	3,332	1,450	1,198	596	6,233	1,706	2,137	730	4,140	1,659	1,447	717
156	岐阜	岐阜市茜部	郡上市白鳥	72																				
157	石川	金沢市青草町	白山市白山町	21	1,320	653	426	277	1,447	557	454	249	1,510	227	571	99	1,846	117	633	51	2,316	182	871	81
163	大阪 奈良 京都	大阪市旭区	木津川市山城町	29	3,425	675	1,170	304	2,107	837	732	377	1,946	522	691	235	2,646	866	929	390	2,551	512	999	230
165	大阪 奈良	柏原市国分本町	橿原市曲川町	23	6,349	175	2,061	79	906	172	346	77	487	209	189	94	48	235	21	106	104	184	35	83
175	兵庫	神戸市西区	丹波市氷上町	60	2,845	723	949	325	2,428	820	811	369	2,520	711	884	320	3,063	768	1,034	346	4,022	790	1,353	356
176	兵庫	西宮市山口町	宝塚市栄町	12	4,009	443	1,341	199	3,819	450	1,319	203	3,209	380	1,138	171	4,205	605	1,548	272	5,038	680	1,977	306
176	兵庫大阪	川西市小戸	大阪市淀川区	12																				
180	岡山	岡山市伊福町	総社市種井	42	7,771	564	2,493	254	8,034	527	2,871	237	5,462	483	2,240	217	6,438	467	2,208	210	6,267	458	2,347	206
185	広島	呉市本通	竹原市忠海東町	54	2,462	892	923	401	1,608	592	621	266	1,437	537	541	242	1,538	539	548	242	1,615	741	571	333
191	山口	下関市竹崎町	下関市豊北町	37	5,227	1,356	1,732	609	4,522	1,807	1,424	812	3,576	1,810	966	813	3,901	1,479	1,148	665	5,611	1,735	1,744	780
191	山口 島根	長門市西深川	益田市中西吉田町	91																				
200	福岡	北九州市八幡西区黒崎	直方市津田町	20	743	183	268	82	867	173	295	78	693	135	242	61	349	196	147	88	405	162	193	73
254	東京	文京区本郷	練馬区旭町	15	2,568	445	1,130	200	4,345	487	1,807	219	1,829	690	820	311	1,138	907	503	408	550	751	213	338
合計				592	42,567	9,124	14,505	4,077	35,227	9,542	12,442	4,250	27,067	8,084	9,871	3,577	33,333	9,133	11,508	4,070	34,862	8,759	12,513	3,910

※直轄管理区間の実質的な起終点が異なる都府県の重要都市を連絡しない場合について計上しています。

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等：新設・改築、交通安全、電線共同溝。 維持管理：維持修繕。雪寒、低騒音舗装等。（新直轄、直轄道路、調査費、機械を除く。）

①同一都府県内に起終点がある区間

(単位:百万円)

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算							
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
23	愛知	豊橋市東七根町	豊橋市前芝町	16	1,637	385	569	173	1,981	393	676	177	2,776	352	951	159	3,610	312	1,214	140	4,337	385	1,458	173				
139	山梨	富士吉田市上吉田	大月市駒橋	22	1,021	303	289	110	366	308	103	119	308	175	89	72	750	161	199	69	1,003	200	287	87				
329	沖縄	名護市字世富慶	那覇市旭町	87	4,725	1,706	236	85	5,709	1,549	285	77	6,774	917	339	46	6,111	930	306	47	6,699	1,441	335	72				
330	沖縄	沖縄市照屋	那覇市古島	21	14	486	1	24	149	563	7	28	28	496	1	25	829	508	41	25	926	360	46	18				
331	沖縄	那覇市奥武山町	名護市字二見	55	8,899	726	445	36	7,654	950	383	48	9,096	379	455	19	6,809	466	340	23	5,056	769	253	38				
合計				201	16,296	3,606	1,540	430	15,859	3,763	1,454	448	18,982	2,319	1,835	320	18,109	2,378	2,101	305	18,020	3,155	2,379	389				

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。 維持管理:維持修繕、雪害、低騒音舗装等。(新直轄、直轄国道、調査費、機械を除く。)

別添2

③その一部が都府県等管理となっている路線の区間

(単位:百万円)

路線番号	都道府県名	起点	終点	延長 (km)	H15精算				H16精算				H17精算				H18精算				H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金		事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理	改築等	維持管理
23	愛知	豊橋市東七根町	豊橋市前芝町	16	18,759	4,411	6,521	1,985	22,701	4,498	7,742	2,024	31,813	4,038	10,897	1,817	41,368	3,572	13,908	1,608	49,698	4,413	16,712	1,986
23	愛知・三重	額田郡幸田町	伊勢市宇治今在家町	166																				
104	青森	八戸市長苗代	三戸郡三戸町大字川守田	18	1,285	129	492	56	1,814	119	711	52	1,577	226	599	100	787	144	283	64	613	97	213	42
108	宮城	石巻市蛇田	大崎市鳴子温泉	38	386	177	136	80	315	541	112	243	912	242	379	109	993	735	391	330	885	245	309	105
112	山形	山形市飯田西	鶴岡市大字文下	101	1,139	1,300	432	544	2,662	1,946	942	825	1,867	1,766	630	743	3,544	1,205	1,144	504	8,642	1,748	2,237	756
113	新潟・山形	岩船郡荒川町大字坂町	南陽市赤湯	81	6,761	1,095	1,656	436	7,417	1,213	1,788	525	8,217	2,200	2,031	877	12,103	1,770	3,157	773	10,901	1,910	3,367	747
138	山梨・静岡	富士吉田市上吉田	御殿場市深沢	34	450	303	157	135	360	278	151	125	447	272	157	122	227	252	80	113	1,048	245	398	110
139	山梨・静岡	富士市青島町	大月市駒橋	83	2,786	1,361	830	556	1,508	1,118	483	460	1,710	758	581	326	3,203	690	962	304	3,549	703	1,117	309
226	鹿児島	指宿市十二町	鹿児島市城山町	32	568	566	151	255	805	466	222	210	1,212	691	263	311	1,590	1,289	331	580	1,271	1,234	286	555
319	徳島・香川	坂出市川津町	三好市山城町末貞	11	943	83	252	37	1,190	69	345	31	987	286	287	129	1,027	60	298	27	11	79	6	35
330	沖縄	沖縄市照屋	那覇市古島	21	14	486	1	24	149	563	7	28	28	496	1	25	829	508	41	25	926	360	46	18
331	沖縄	那覇市奥武山町	名護市字二見	55	8,899	726	445	36	7,654	950	383	48	9,096	379	455	19	6,809	466	340	23	5,056	769	253	38
409	神奈川 ・千葉	川崎市川崎区旭町	木更津市菅生	12	3,940	111	1,550	50	2,376	106	1,108	48	3,472	93	1,267	42	3,561	85	1,267	38	3,332	103	1,162	46
合計				669	45,930	10,748	12,624	4,196	48,950	11,867	13,993	4,618	61,337	11,447	17,547	4,620	76,041	10,777	22,202	4,388	85,932	11,906	26,106	4,748

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。 維持管理:維持修繕、雪害、低騒音舗装等。(新直轄、直轄国道、調査費、機械を除く。)

別添3

一般国道の直轄事業費及び直轄道路事業地方負担金

(単位:億円)

	H15精算		H16精算		H17精算		H18精算		H19精算	
	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金
一般国道直轄計	19,636	6,054	19,964	6,150	19,334	5,924	20,180	6,179	19,734	6,112
改築等	16,154	4,677	16,338	4,723	15,987	4,600	17,153	5,008	16,741	4,950
維持管理	3,483	1,377	3,626	1,428	3,347	1,324	3,027	1,172	2,993	1,162

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。 維持管理:維持修繕、雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄国道、調査費、機械を除く。)

別添4

9月1日及び9月30日に回答した区間の一般国道の直轄事業費及び直轄道路事業費地方負担金

①同一都府県内に起終点がある区間

(単位:億円)

	H15精算		H16精算		H17精算		H18精算		H19精算	
	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金
一般国道直轄計	1,158	359	1,204	376	1,152	355	1,349	419	1,310	406
改築等	906	264	941	277	926	267	1,109	327	1,071	316
維持管理	251	95	262	99	226	88	240	92	240	90

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※『③その一部に都道府県管理等となっている路線の区間』と重複している区間を含みます。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業費地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。維持管理:維持修繕、雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄国道、調査費、機械を除く。)

②バイパスの現道区間

(単位:億円)

	H15精算		H16精算		H17精算		H18精算		H19精算	
	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金
一般国道直轄計	797	325	738	303	709	289	670	270	629	250
改築等	607	243	536	216	508	202	509	202	426	164
維持管理	190	82	202	87	201	87	161	68	203	85

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業費地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。維持管理:維持修繕、雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄国道、調査費、機械を除く。)

③その一部が都府県等管理となっている路線の区間

(単位:億円)

	H15精算		H16精算		H17精算		H18精算		H19精算	
	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金
一般国道直轄計	1,084	354	1,056	353	1,079	356	1,293	422	1,415	473
改築等	885	271	842	264	884	274	1,094	337	1,208	386
維持管理	199	83	214	89	195	82	199	85	207	87

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業費地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。維持管理:維持修繕、雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄国道、調査費、機械を除く。)

合計(重複無し)

(単位:億円)

	H15精算		H16精算		H17精算		H18精算		H19精算	
	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金
一般国道直轄計	2,436	850	2,375	834	2,387	828	2,690	917	2,706	925
改築等	1,924	642	1,833	613	1,880	617	2,211	723	2,182	714
維持管理	512	209	542	221	507	210	479	194	523	211

別添3

④政令上の起終点が人口30万人未満の都市を連絡している区間

(単位:百万円)

路線 番号	都道 府県名	起点	終点	直轄 管理 延長 (km)	H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理
18	群馬・長野・新潟	高崎市並榎町	上越市大字下源入	205	8,531	2,259	2,811	937
20	東京・神奈川・山梨・長野	中央区日本橋	塩尻市大門泉町	226	36,237	4,018	12,271	1,808
21	岐阜・滋賀	瑞浪市明世町	米原市米原	107	5,884	1,100	1,998	483
23	愛知・三重	豊橋市東七根町	伊勢市宇治今在家町	182	49,698	4,413	16,712	1,986
34	佐賀・長崎	鳥栖市永吉町	長崎市江戸町	135	5,164	1,704	1,575	767
37	北海道	北海道長万部町長万部	室蘭市東町	84	190	1,277	57	374
38	北海道	滝川市大町	釧路市大川町	192	3,655	2,406	763	671
47	宮城・山形	仙台市宮城野区日の出町	酒田市落野目	131	10,652	1,467	2,973	596
104	青森	八戸市長苗代	三戸郡三戸町大字川守田	18	613	97	213	42
108	宮城	石巻市蛇田	大崎市鳴子温泉	38	885	245	309	105
112	山形	山形市飯田西	鶴岡市大字文下	81	8,642	1,748	2,237	756
113	新潟・山形	岩船郡荒川町大字坂町	南陽市赤湯	81	10,901	1,910	3,367	747
116	新潟	柏崎市大字長崎	新潟市中央区本町通	79	1,689	801	693	340
126	千葉	東金市台方	千葉市中央区中央	24	116	472	39	212
127	千葉	館山市北條	木更津市桜井	55	2,275	727	827	327
138	山梨・静岡	富士吉田市上吉田	御殿場市深沢	34	1,048	245	398	110
139	山梨・静岡	富士市青島町	大月市駒橋	83	3,549	703	1,117	309
141	長野	小諸市大字柏木	上田市踏入	4	10	13	5	6
153	長野・愛知	名古屋市天白区	飯田市鼎東鼎	128	10,500	1,456	3,771	651
155	愛知	知立市上重原町	瀬戸市東茨町	43	2,117	399	719	179
156	岐阜	岐阜市茜部新所	郡上市白鳥町向小駄良	72	4,140	1,659	1,447	717
156	富山	砺波市庄川町小牧	高岡市上四屋	29				
157	石川	金沢市下堤町	白山市白山町	21	2,316	182	871	81

④政令上の起終点が人口30万人未満の都市を連絡している区間

(単位:百万円)

路線 番号	都道 府県名	起点	終点	直轄 管理 延長 (km)	H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理
159	石川	七尾市川原町	金沢市下堤町	62	2,186	1,023	712	421
160	富山・石川	七尾市川原町	高岡市四屋	45	1,180	688	423	305
161	福井・滋賀	敦賀市樋の水町	大津市逢坂	102	7,326	1,673	2,476	733
163	京都・奈良・大阪	大阪市北区	木津川市山城町	29	2,551	512	999	230
165	大阪・奈良	大阪市北区	橿原市八木町	23	104	184	35	83
175	兵庫	明石市立石	丹波市氷上町	60	4,022	790	1,353	356
176	兵庫	西宮市山口町	宝塚市栄町	12	5,038	680	1,977	306
176	大阪・兵庫	川西市小戸	大阪市淀川区	12				
180	岡山	岡山市東中央町	総社市種井	42	6,267	458	2,347	206
185	広島	呉市本通	竹原市忠海東町	54	1,615	741	571	333
188	山口	岩国市麻里布町	下松市望町	74	3,364	765	1,067	344
190	山口	山口市江崎	山陽小野田市大字殖生	44	1,401	521	572	234
191	山口	下関市竹崎町	下関市豊北町大字北宇賀	37	5,611	1,735	1,744	780
191	島根・山口	長門市西深川	益田市中吉田町	91				
192	徳島・愛媛	西条市大町	徳島市徳島本町	96	8,150	913	2,187	411
196	愛媛	松山市大手町	西条市小松町	69	3,020	438	813	197
200	福岡	北九州市八幡西区黒崎	直方市津田町	20	405	162	193	73
203	佐賀	唐津市東町	佐賀市日の出	44	1,054	162	251	73
205	長崎	佐世保市大塔町	東彼杵郡東彼杵町大字 彼杵宿郷	23	1,996	692	535	311
209	福岡	大牟田市有明町	久留米市東町	27	900	317	316	143
220	宮崎・鹿児島	宮崎市橘通東	霧島市国分敷根	190	6,884	2,566	1,774	1,155
224	鹿児島	垂水市大字海潟	鹿児島市桜島横山町	13	324	51	111	23
225	鹿児島	枕崎市西本町	鹿児島市城山町	52	2,399	457	700	206
226	鹿児島	指宿市十二町	鹿児島市城山町	32	1,271	1,234	286	555
229	北海道	小樽市稲穂	北海道江差町柳崎町	287	7,595	5,876	1,533	1,678

④政令上の起終点が人口30万人未満の都市を連絡している区間

(単位:百万円)

路線 番号	都道 府県名	起点	終点	直轄 管理 延長 (km)	H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理
230	北海道	札幌市中央区	北海道せたな町北檜山区	163	3,522	3,864	818	983
234	北海道	岩見沢市並木町	苫小牧市沼ノ端	66	320	796	68	226
241	北海道	北海道弟子屈町鈴蘭	帯広市西17条	159	3,651	1,021	776	290
246	東京・神奈川・ 静岡	千代田区永田町	沼津市大岡	124	7,198	2,858	2,861	1,286
258	岐阜・三重	大垣市楽田町	桑名市大字小貝須	42	1,274	198	430	89
272	北海道	釧路市大町	北海道標津町標津	100	1,336	596	271	143
273	北海道	帯広市西18条	紋別市渚滑町	168	767	1,337	216	389
274	北海道	札幌市東区	北海道標茶町標茶	318	4,048	3,884	862	1,027
275	北海道	札幌市中央区	北海道浜頓別町大通り	282	2,363	3,307	486	896
276	北海道	北海道江差町柳崎町	苫小牧市新中野町	110	1,815	2,110	437	549
277	北海道	北海道江差町柳崎町	北海道八雲町立岩	33	1,729	300	348	87
278	北海道	函館市若松町	北海道森町森川町	120	1,909	1,308	396	384
279	北海道	函館市若松町	青森県野辺地町	2	84	14	24	3
298	埼玉・東京・千 葉	和光市大字新倉	市川市高谷	33	15,653	769	5,257	346
319	徳島・香川	坂出市川津町	三好市山城町末貞	11	11	79	6	35
329	沖縄	名護市字世富慶	那覇市旭町	87	6,699	1,441	335	72
330	沖縄	沖縄市照屋	那覇市古島	21	926	360	46	18
331	沖縄	那覇市奥武山町	名護市字二見	55	5,056	769	253	38
333	北海道	旭川市4条通	北見市端野町	105	5,482	678	1,100	190
334	北海道	北海道羅臼町本町	北海道美幌町報徳	121	1,659	936	338	268
335	北海道	北海道羅臼町本町	北海道標津町伊茶仁	42	68	616	20	146
337	北海道	千歳市錦町	小樽市星野町	83	14,333	908	2,933	251
392	北海道	釧路市大楽毛	北海道本別町南4丁目	35	384	119	78	33
393	北海道	小樽市奥沢	北海道俱知安町北4条	52	1,200	786	271	210
409	千葉・神奈川	川崎市川崎区旭町	木更津市菅生	12	3,332	103	1,162	46

④政令上の起終点が人口30万人未満の都市を連絡している区間

(単位:百万円)

路線 番号	都道 府県名	起点	終点	直轄 管理 延長 (km)	H19精算			
					事業費		直轄道路事業 地方負担金	
					改築等	維持管理	改築等	維持管理
451	北海道	留萌市元川町	滝川市本町	58	153	859	38	248
452	北海道	夕張市紅葉山	旭川市西神楽	112	1,903	1,005	427	275
453	北海道	札幌市豊平区	伊達市長和	89	1,468	1,392	339	380
合計				6,196	331,819	84,354	98,742	30,268

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。

維持管理:維持修繕、雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄国道、調査費、機械を除く。)

別添4

一般国道の直轄事業費及び直轄道路事業地方負担金

(単位:億円)

	H15精算		H16精算		H17精算		H18精算		H19精算	
	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金	事業費	直轄道路事業費地方負担金
一般国道直轄計	19,636	6,054	19,964	6,150	19,334	5,924	20,180	6,179	19,734	6,112
改築等	16,154	4,677	16,338	4,723	15,987	4,600	17,153	5,008	16,741	4,950
維持管理	3,483	1,377	3,626	1,428	3,347	1,324	3,027	1,172	2,993	1,162

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H15～H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。維持管理:維持修繕。雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄道道、調査費、機械を除く。)

別添5

別添1に該当する区間の一般国道の 直轄事業費及び直轄道路事業地方負担金

①同一都府県内に起終点がある区間

(単位:億円)

	H19精算	
	事業費	直轄道路事業費 地方負担金
一般国道直轄計	1,310	406
改築等	1,071	316
維持管理	240	90

※重複している区間を含みます。

②バイパス(同一国道路線の指定区間が並行しているもの)の現道区間

(単位:億円)

	H19精算	
	事業費	直轄道路事業費 地方負担金
一般国道直轄計	629	250
改築等	426	164
維持管理	203	85

※重複している区間を含みます。

③その一部が都府県等管理となっている路線の区間

(単位:億円)

	H19精算	
	事業費	直轄道路事業費 地方負担金
一般国道直轄計	1,415	473
改築等	1,208	386
維持管理	207	87

※重複している区間を含みます。

④政令上の起終点が人口30万人未満の都市を連絡している区間

(単位:億円)

	H19精算	
	事業費	直轄道路事業費 地方負担金
一般国道直轄計	4,162	1,290
改築等	3,318	987
維持管理	844	303

※重複している区間を含みます。

合計(重複無し)

(単位:億円)

	H19精算	
	事業費	直轄道路事業費 地方負担金
一般国道直轄計	5,002	1,624
改築等	3,957	1,233
維持管理	1,044	391

※四捨五入の関係で計が合わない場合があります。

※H19年度精算の事業費、直轄道路事業地方負担金

改築等:新設・改築、交通安全、電線共同溝。

維持管理:維持修繕、雪寒、低騒音舗装等。(新直轄、直轄国道、調査費、機械を除く。)

H19年度 一級河川（水系別）の直轄事業費及び直轄事業地方負担金の総計

（単位：百万円）

	整備費		維持管理費		計	
	事業費	直轄事業負担金	事業費	直轄事業負担金	事業費	直轄事業負担金
天塩川	6,968	1,342	1,990	597	8,958	1,939
渚滑川	160	32	131	39	291	71
湧別川	665	133	154	46	819	179
常呂川	1,750	350	608	183	2,358	533
網走川	2,474	772	273	82	2,747	853
留萌川	6,001	959	153	46	6,154	1,005
石狩川	53,680	10,469	7,741	2,322	61,421	12,791
尻別川	1,700	340	190	57	1,890	397
後志利別川	1,866	373	749	225	2,615	598
鷓川	1,190	264	188	56	1,378	321
沙流川	5,569	901	708	212	6,276	1,113
釧路川	2,897	727	423	127	3,320	854
十勝川	10,366	2,090	2,117	635	12,483	2,725
岩木川	4,830	1,035	1,259	567	6,088	1,602
高瀬川	1,084	226	295	133	1,379	359
鳴瀬川	3,361	1,115	1,425	641	4,786	1,756
名取川	702	274	908	409	1,610	682
雄物川	7,356	1,466	1,916	862	9,272	2,329
子吉川	1,588	311	481	216	2,069	527
最上川	13,644	3,053	3,846	1,731	17,490	4,784
赤川	514	154	1,002	451	1,516	605
黒部川	541	206	827	372	1,368	578
常願寺川	394	125	328	148	722	273
小矢部川	973	292	485	218	1,458	510
手取川	539	185	613	276	1,152	461
梯川	2,634	790	443	199	3,077	990
狩野川	2,231	781	1,051	473	3,282	1,254
安倍川	741	247	549	247	1,290	494
大井川	386	155	949	427	1,335	582
菊川	355	118	595	268	950	386
豊川	2,889	957	773	348	3,662	1,305
鈴鹿川	940	313	433	195	1,373	508
雲出川	1,068	356	264	119	1,332	475
櫛田川	900	314	707	318	1,607	632
宮川	3,417	1,142	509	229	3,926	1,371
円山川	13,187	4,414	547	246	13,734	4,660
加古川	1,197	406	832	374	2,029	781
揖保川	765	275	520	234	1,285	508
千代川	6,458	1,000	537	242	6,995	1,241
天神川	773	154	299	135	1,072	288
日野川	654	122	590	265	1,243	387
高津川	262	44	294	132	556	176
吉井川	544	190	1,025	461	1,569	651
旭川	1,760	607	868	391	2,628	997
太田川	3,795	1,286	1,434	645	5,229	1,931
佐波川	1,265	418	412	186	1,677	604
那賀川	3,129	733	526	237	3,655	969

H19年度 一級河川（水系別）の直轄事業費及び直轄事業地方負担金の総計

(単位：百万円)

	整備費		維持管理費		計	
	事業費	直轄事業負担金	事業費	直轄事業負担金	事業費	直轄事業負担金
土器川	527	199	375	169	902	368
重信川	622	221	862	388	1,484	609
肱川	5,386	1,339	878	395	6,264	1,734
物部川	192	32	169	76	361	108
遠賀川	6,589	2,267	2,215	997	8,804	3,264
矢部川	1,108	369	432	194	1,540	564
松浦川	1,212	288	952	428	2,164	717
六角川	1,457	330	1,153	519	2,610	849
嘉瀬川	15,047	3,223	494	222	15,541	3,445
本明川	1,485	302	323	145	1,809	447
菊池川	1,573	478	1,277	575	2,851	1,053
白川	3,947	1,045	202	91	4,149	1,136
緑川	756	217	1,371	617	2,127	834
球磨川	5,135	1,221	721	324	5,856	1,546
大分川	2,670	542	434	195	3,104	737
番匠川	1,243	307	423	190	1,666	498
小丸川	364	75	119	54	483	129
肝属川	1,233	290	437	197	1,670	487

※四捨五入の関係で計があわない場合がある。

※本表は、国が施行している河川事業・河川総合開発事業に係る直轄事業負担金及び事業費で補正予算・調整費を含む最終実施計画ベースの額を記載している。

一級河川の直轄事業費及び直轄事業地方負担金の総計

(単位：億円)

	整備費		管理費		合計	
	事業費	直轄事業負担額	事業費	直轄事業負担額	事業費	直轄事業負担額
19年度	5,921	1,578	1,440	625	7,362	2,203
18年度	5,675	1,479	1,433	622	7,108	2,101
17年度	5,950	1,550	1,437	624	7,387	2,174

※四捨五入の関係で計があわない場合がある。

※本表は、国が施行している河川事業・河川総合開発事業に係る直轄事業負担金及び事業費で補正予算・調整費を含む最終実施計画ベースの額を記載している。

事務局作成

一級河川の分類

(km)

	水系数	指定区間外 (直轄区間)延長	指定区間延長	河川延長計	幹川流路延長
【1】一の都道府県内で 完結するもの	53	4,039 (38%)	19,466 (25%)	23,505 (27%)	4,447 (38%)
【2】わずかに複数の府県に またがるもの	12	847 (8%)	6,861 (9%)	7,709 (9%)	1,159 (10%)
小計【1】+【2】	65	4,886 (46%)	26,327 (34%)	31,213 (36%)	5,606 (48%)
【3】複数の都府県に またがるもの	44	5,694 (54%)	50,656 (66%)	56,350 (64%)	6,145 (52%)
合 計【1】+【2】+【3】	109	10,581 (100%)	76,983 (100%)	87,564 (100%)	11,751 (100%)

※【1】のデータは平成19年4月時点
 ※【2】、【3】のデータは平成13年4月時点

【1】一級河川のうち、一の都道府県内で完結するもの<53水系>

	名称	都道府県	幹川流路延長 (km)	指定区間外(直轄 区間)延長(km)	指定区間延長 (km)		名称	都道府県	幹川流路延長 (km)	指定区間外(直轄 区間)延長(km)	指定区間延長 (km)
1	天塩川	北海道	256.0	311.5	1,050.5	28	豊川	愛知県	77.0	45.9	191.4
2	渚滑川	北海道	84.0	24.5	164.8	29	鈴鹿川	三重県	38.0	41.2	205.1
3	湧別川	北海道	87.0	31.5	189.7	30	櫛田川	三重県	87.0	35.6	202.0
4	常呂川	北海道	120.0	99.8	321.0	31	宮川	三重県	91.0	22.6	282.7
5	網走川	北海道	115.0	65.7	199.8	32	揖保川	兵庫県	70.0	66.7	224.2
6	留萌川	北海道	44.0	44.4	27.3	33	千代川	鳥取県	52.0	45.3	432.8
7	石狩川	北海道	268.0	997.8	2,711.8	34	天神川	鳥取県	32.0	41.9	143.6
8	尻別川	北海道	126.0	24.2	321.7	35	高津川	島根県	81.0	20.0	480.4
9	後志利別川	北海道	80.0	63.8	144.7	36	旭川	岡山県	142.0	30.4	795.6
10	鷲川	北海道	135.0	42.9	205.1	37	太田川	広島県	103.0	129.4	468.0
11	沙流川	北海道	104.0	46.3	215.3	38	佐波川	山口県	56.0	34.5	138.2
12	釧路川	北海道	154.0	102.8	393.8	39	土器川	香川県	33.0	18.9	50.2
13	十勝川	北海道	156.0	289.1	2,083.2	40	重信川	愛媛県	36.0	26.2	239.6
14	岩木川	青森県	102.0	105.0	598.8	41	肱川	愛媛県	103.0	62.1	919.1
15	高瀬川	青森県	64.0	40.1	152.3	42	物部川	高知県	71.0	10.5	200.1
16	鳴瀬川	宮城県	89.0	90.0	397.6	43	遠賀川	福岡県	61.0	133.8	363.5
17	名取川	宮城県	55.0	29.4	264.6	44	松浦川	佐賀県	47.0	63.3	234.1
18	雄物川	秋田県	133.0	181.8	1,238.4	45	六角川	佐賀県	47.0	57.1	179.7
19	赤川	山形県	70.0	48.0	229.3	46	嘉瀬川	佐賀県	57.0	33.4	169.9
20	黒部川	富山県	85.0	27.6	114.2	47	本明川	長崎県	21.0	15.0	53.2
21	常願寺川	富山県	56.0	21.5	123.7	48	白川	熊本県	74.0	21.7	124.4
22	手取川	石川県	72.0	37.3	178.2	49	緑川	熊本県	76.0	70.5	368.4
23	梯川	石川県	42.0	11.2	90.1	50	大分川	大分県	55.0	32.6	224.0
24	狩野川	静岡県	46.0	36.8	333.3	51	番匠川	大分県	38.0	33.8	227.5
25	安倍川	静岡県	51.0	31.6	169.1	52	小丸川	宮崎県	75.0	12.7	136.7
26	大井川	静岡県	168.0	41.6	277.1	53	肝属川	鹿児島県	34.0	51.1	130.5
27	菊川	静岡県	28.0	36.8	85.2						

【2】一級河川のうち、一の都道府県内で完結するものと整理される場合もあるが、わずかに複数の都道府県にまたがっているもの<12水系>

	名称	都府県	幹川流路延長 (km)	指定区間外(直轄 区間)延長(km)	指定区間延長 (km)		名称	都府県	幹川流路延長 (km)	指定区間外(直轄 区間)延長(km)	指定区間延長 (km)
1	子吉川	秋田県・山形県	61.0	36.2	370.7	7	日野川	鳥取県・島根 県・岡山県	77.0	34.7	310.9
2	最上川	山形県・宮城県	229.0	323.9	2,153.3	8	吉井川	岡山県・兵庫県	133.0	48.1	1,010.1
3	小矢部川	富山県・石川県	68.0	37.4	327.1	9	那賀川	徳島県・高知県	125.0	28.7	332.1
4	雲出川	三重県・奈良県	55.0	28.5	228.2	10	矢部川	福岡県・熊本県	61.0	23.2	193.1
5	円山川	兵庫県・京都府	68.0	40.5	462.2	11	菊池川	熊本県・大分県	71.0	86.2	305.9
6	加古川	兵庫県・大阪府	96.0	41.4	736.8	12	球磨川	熊本県・宮崎 県・鹿児島県	115.0	118.3	431.0

(注)下線はメインの都府県。

【3】一級河川のうち、複数の都府県にまたがっているもの<44水系>

	名称	都道府県	幹川流路 延長(km)	指定区間外(直 轄区間)延長 (km)	指定区間延 長(km)		名称	都道府県	幹川流路 延長(km)	指定区間外(直 轄区間)延長 (km)	指定区間延 長(km)
1	馬淵川	青森県・岩手県	142.0	10.0	476.1	23	木曾川	愛知県・長野県・岐阜県・ 滋賀県・三重県	229.0	374.6	2,635.3
2	北上川	岩手県・宮城県	249.0	425.0	2,292.9	24	由良川	京都府・兵庫県	146.0	56.4	720.6
3	阿武隈川	宮城県・福島県	239.0	236.6	1,711.2	25	淀川	大阪府・京都府・滋賀県・ 兵庫県・奈良県・三重県	75.0	382.5	4,132.3
4	米代川	岩手県・秋田県	136.0	91.8	874.6	26	大和川	大阪府・奈良県	68.0	48.3	703.4
5	久慈川	福島県・茨城県・栃木県	124.0	47.8	478.8	27	紀の川	和歌山県・奈良県	136.0	97.9	706.9
6	那珂川	福島県・茨城県・栃木県	150.0	99.5	1,417.0	28	新宮川	和歌山県・奈良県・三重県	183.0	23.6	707.4
7	利根川	東京都・埼玉県・千葉県・ 茨城県・栃木県・群馬県	322.0	989.9	5,848.4	29	九頭竜川	福井県・岐阜県	116.0	110.0	924.0
8	荒川	東京都・埼玉県	173.0	173.6	1,051.8	30	北川	福井県・滋賀県	30.0	16.5	66.6
9	多摩川	東京都・神奈川県・山梨県	138.0	78.9	402.3	31	斐伊川	鳥取県・島根県	153.0	127.7	913.4
10	鶴見川	東京都・神奈川県	43.0	22.7	72.5	32	江の川	島根県・広島県	194.0	192.7	1,472.7
11	相模川	神奈川県・山梨県	109.0	26.0	566.7	33	高梁川	岡山県・広島県	111.0	35.4	854.0
12	富士川	静岡県・長野県・山梨県	128.0	122.1	1,783.4	34	芦田川	岡山県・広島県	86.0	61.2	350.3
13	荒川	新潟県・山形県	73.0	38.6	313.2	35	小瀬川	広島県・山口県	59.0	36.8	93.9
14	阿賀野川	新潟県・群馬県・福島県	210.0	93.1	2,106.3	36	吉野川	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県	194.0	186.5	1,416.8
15	信濃川	新潟県・群馬県・長野県	367.0	329.4	4,684.6	37	仁淀川	高知県・愛媛県	124.0	36.5	665.0
16	関川	新潟県・長野県	64.0	12.6	497.1	38	渡川	高知県・愛媛県	196.0	52.3	1,230.0
17	姫川	新潟県・長野県	60.0	11.0	212.9	39	山国川	福岡県・大分県	56.0	36.5	173.1
18	神通川	富山県・岐阜県	120.0	48.1	777.2	40	筑後川	福岡県・佐賀県・大分県・ 熊本県	143.0	244.6	1,183.4
19	庄川	富山県・岐阜県	115.0	33.0	324.6	41	大野川	大分県・宮崎県・熊本県	107.0	32.3	831.1
20	天竜川	静岡県・愛知県・長野県	213.0	264.4	1,809.4	42	五ヶ瀬川	大分県・宮崎県・熊本県	106.0	28.5	582.3
21	矢作川	愛知県・長野県・岐阜県	118.0	62.6	719.6	43	大淀川	宮崎県・鹿児島県・熊本県	107.0	86.1	844.6
22	庄内川	愛知県・岐阜県	96.0	79.0	456.9	44	川内川	宮崎県・鹿児島県	137.0	131.6	571.6

猪瀬直樹委員提出資料

2008年11月4日

国道の直轄管理区間の指定基準（重要都市間を連絡する区間）
に関する資料

- 道路審議会「直轄管理区間の指定基準に関する答申」（平成 11 年 7 月 29 日）（抜粋）

- 地方分権改革推進会議 第 49 回小委員会（平成 16 年 3 月 17 日）
国土交通省提出資料（抜粋）

- 道路法施行規則 第 1 条の 2

- 第 1 次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）（抄）

- 第 56 回委員会関連説明資料（平成 20 年 10 月 21 日国土交通省提出）

- 官庁速報（平成 20 年 10 月 22 日）（抜粋）（略）

道路審議会「直轄管理区間の指定基準に関する答申」（平成11年7月29日）（抜粋）

平成10年8月25日、建設大臣から道路審議会に諮問された「今後の幹線道路網の整備・管理のあり方について」（諮問第48号）については、同審議会基本政策部会を中心に審議にあたることとし、専門的かつ集中的に検討を進める観点から、同部会に幹線道路網検討小委員会を設置し、合計15回にわたる審議を行うとともに、地方公共団体の意見を踏まえ、諮問に係る検討事項のうち一般国道の直轄管理区間の指定基準のあり方について取りまとめたので、ここに答申する。

道路審議会の委員の氏名は、次のとおりである。

池田速雄	石原一子	岡部敬一郎
梶原拓	草野忠義	久米豊
竹内佐和子	田村喜子	中村英夫
永光洋一	西垣昭	野中一二三
藤井弥太郎	宮繁護	山出保
山根孟	横島庄治	

また、基本政策部会の委員の氏名は、次のとおりである。

委員

竹内佐和子	田村喜子	中村英夫
横島庄治	○山根孟	

専門委員

井堀利宏	飯沼良祐	○石田東生
磯田晋	岡並木	加瀬正蔵
加藤正一	○金谷邦男	
金本良嗣	(平成11年6月23日まで)	○幸田シャーマン
島田晃	川嶋弘尚	中条潮
○西谷剛	鈴木敏文	○林広敏
松村みち子	能登勇	光岡貞雄
○森地茂	水谷研治	渡辺修自
	○山内弘隆	

○印は幹線道路網検討小委員会の委員の氏名である。

1. はじめに

道路は自動車交通の基盤であるとともに、鉄道や港湾など他のあらゆる交通機関を有機的に結合し、その機能を発揮させることはもとより、都市の骨格形成等の市街地形成機能、延焼防止機能、電気、ガス等のライフラインや情報通信網の収容機能など多様で多面的な機能を有し、国土づくり・地域づくりにおいて最も基礎的な施設として、国民に多様なサービスを提供している。

我が国の道路網は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道から構成され、全国レベルの道路から地域・地区レベルの道路まで、それぞれの機能や特性に応じ、国と地方とが適切に役割を分担しつつ、密接な連携を図りながら整備・管理されている。

一般国道についてその歴史を振り返れば、戦後一級国道と二級国道の二つに区分されていた時期を経て、昭和39年の道路法改正によって一般国道が一つにまとめられたが、その時点では、改

(中略)

また、我が国の経済・社会活動を根幹から支えるという視点は、円滑な広域交通の効率的かつ安定的な確保との関連で見れば、全国レベルの経済・社会活動の中核となる重要な拠点(都市、空港・港湾など)間を効率的・効果的に連絡することであるといえる。

一方、国土づくり・地域づくりにおける国の基本的な役割として、効率性を重視しつつ、国土や地域の骨格形成、国土の保全、大都市地域の都市機能の維持・向上といった国土全体を適正に管理するという視点も重要であるが、特に主要な道路においてはその空間に幹線のライフラインや高度情報通信網を収容・保全しているという視点も合わせて検討することが必要である。

なお、高規格幹線道路は、全国的な高速道路網を構成し、地域間の活発な交流を支え、活力ある国土づくり・地域づくりを推進するなど、我が国の産業発展や地域振興に不可欠な基盤であることから、その整備・管理については国の責務とすべきである。

以上を踏まえ、高規格幹線道路の整備・管理を国の責務とするほか、直轄管理区間については、国家的見地から重要な拠点を効率的・効果的に連絡する最小限の枢要なネットワークとすることとし、拠点都市の連絡、空港・港湾等の連絡の順に整理している現在の道路法の枠組みに従い、次のとおりとすべきである。

国土の骨格を成すとともに、国土を縦貫・横断・循環する人やモノ(道路空間を移動する電気、ガス、水、情報等を含む)の移動を安定的に確保するため、原則として次の①又は②のいずれかに該当する区間

① 都道府県庁所在地等の広域交通の拠点となる都市を効率的かつ効果的に連絡する枢要な区間

(大都市圏における広域にわたる環状道路を形成している区間を含む)

② 重要な空港・港湾と高規格幹線道路又は①の区間を連絡する区間

2) 拠点の選定の考え方

直轄管理区間の検討の基礎となる重要な拠点は、人口や産業が集中し、広域交通の拠点となる都市、人流・物流の拠点となる重要な空港・港湾等について選定することが適当である。

① 広域交通の拠点となる都市の選定

都市については、人口や産業が集中し、我が国の経済・社会活動の中核を成す拠点であるとともに、地域の中心として大量の広域交通が発生する拠点でもあることから、直轄管理区間の指定にあつては、その規模や特性を考慮しつつ重要な拠点として位置づけるべきである。

広域交通の拠点となる都市については、都市の規模や拠点性を重視し、全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」(平成10年3月閣議決定)を踏まえ、都道府県の総合計画や国内外の拠点的都市についての考え方の類似事例を参考に選定すべきである。具体的には、地方中核都市(都道府県庁所在地及び人口概ね30万人以上の市)を基本としつつ、地方都市においては、経済・社会活動や生活の基盤となる中核的な都市(人口概ね10万人以上かつ昼夜間人口比1以上の市)を考慮すべきである。

② 重要な空港・港湾の選定

重要な空港・港湾については、外国や他の地域への連絡口として、人流・物流の拠点となる施設であり、かつ道路との重要な結節点であることを踏まえると、直轄管理区間の指定にあつては重要な拠点として位置づけるべきである。

(後略)

河川・道路の直轄管理区間の指定基準の法令化

河川法施行規則と道路法施行規則を改正（平成16年3月15日公布・施行）

河 川

・一級水系を指定する政令の立案の基準（概要）

国土保全上又は国民経済上特に重要なものとして以下を指定

【国土管理上の観点の一級水系（治水・利水・環境・広域調整）】

流域面積が概ね1,000km²以上の水系

流域面積概ね500km²以上で、想定氾濫区域内人口概ね10万人以上又は想定氾濫区域面積概ね100km²以上の水系

想定氾濫区域内に県庁所在地等の市街地が存する水系

広域的な用水対策等のための水供給確保が必要な水系

自然環境、生活環境から特に河川環境管理が必要な水系

2以上の都府県にわたり、利害調整が必要な水系 等

【災害等を契機とした一級水系】

洪水等の激甚な災害等が生じ、技術的あるいは財政的に国による対策を講じる必要がある水系

（ 整備進捗後、知事管理に移行）

・一級河川の直轄管理区間の指定の基準（概要）

・の一級水系指定の目的実現のため管理が必要な区間

下流の直轄管理区間と密接不可分な上流のダム等の区間

管理区間の不連続を生じさせないため管理が必要な区間

（中抜け区間等）

道 路

・一般国道の直轄管理区間を指定する政令の立案の基準

高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間

国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地その他政治上、経済上、文化上特に重要な都市を効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

特定重要港湾、重要な飛行場等と高速自動車国道又は のいずれかに規定する一般国道とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

国土交通大臣は、一般国道の直轄管理区間を指定する政令の制定・改廃の立案に際して、関係都道府県等の意見を聴かなければならない。

直轄事業について

3. 河川・道路の直轄管理区間の指定基準の 法令化

河川

河川審議会

「河川管理に関する国と地方の役割分担について」

(平成1年8月)

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系については、国による確固とした治水対策が必要

個性豊かな自立型の地域社会の形成を進めるため、国と地方の役割分担の見直しにとどまらず、流域における多様な主体の河川管理への幅広い参画を推進

国は、国土保全上又は国民経済上特に重要な以下のいずれかに該当する水系に限って管理

激甚な災害により、国民生活や全国的経済活動に重大な支障が生じることが予想され、国家的見地からこれを防止する必要性のある水系

国土政策等の推進の必要性から、安定的かつ高度な水利用を確保する必要性のある水系

水系全般の河川環境の状況から、我が国を代表する傑出した価値を有し、保全する必要性がある水系

2以上の都府県にわたり、洪水等による被害の防止等都府県間の利害調整の必要性のある水系

上記以外に、洪水による激甚な災害等を契機として、国の技術力・財政力により早急に対策を講じる必要のある水系
整備進捗後、知事管理に移行

直轄管理区間は、上記の指定の目的を実現するために管理すべき区間及びそれと一体的に管理すべき区間

道路

道路審議会

「直轄管理区間の指定基準に関する答申」

(平成1年7月)

高規格幹線道路の整備・管理は国の責務

一般国道の直轄管理区間は、国土の骨格を成すとともに、国土を縦断・横断・循環する人やモノ（道路空間を移動する電気、ガス、水、情報等を含む）の移動を安定的に確保するため、原則として次の ・ のいずれかに該当する区間とする

都道府県庁所在地等の広域交通の拠点となる都市を効率的かつ効果的に連絡する主要の区間（大都市圏の広域的な環状道路を形成する区間を含む）

重要な空港・港湾と高規格幹線道路又はの区間を連絡する区間

平成11年3月 第2次地方分権推進計画閣議決定

平成11年8月

河川審議会中間答申「河川管理に関する国と地方の役割分担について」
(一級水系指定及び直轄管理区間の基準及び考え方について明記)

平成11年7月

道路審議会答申「直轄管理区間の指定基準に関する答申」
(一般国道の直轄管理区間の基準及び考え方について明記)

平成13年3月～4月

直轄管理区間に関する基準案等の各都道府県への提示・意見交換(河川)

平成13年1月

直轄管理区間に関する基準案等の各都道府県への提示・調査(道路)

平成14年10月

地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見 - 自主・自立の地域社会をめざして - 」総理提出

平成16年3月

公布・施行(平成16年3月15日予定)

河川法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則の一部を改正する省令

一般国道の直轄管理区間の指定基準のポイント

高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間

高規格幹線道路（第4次全総（昭和62年6月閣議決定）に位置付け：約14,000km）

高速自動車国道：約11,520km

一般国道の自動車専用道路：約2,480km

国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市を効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

重要な港湾・飛行場と高速自動車国道あるいはの一般国道とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

< 重要な拠点を効果的に連絡 >

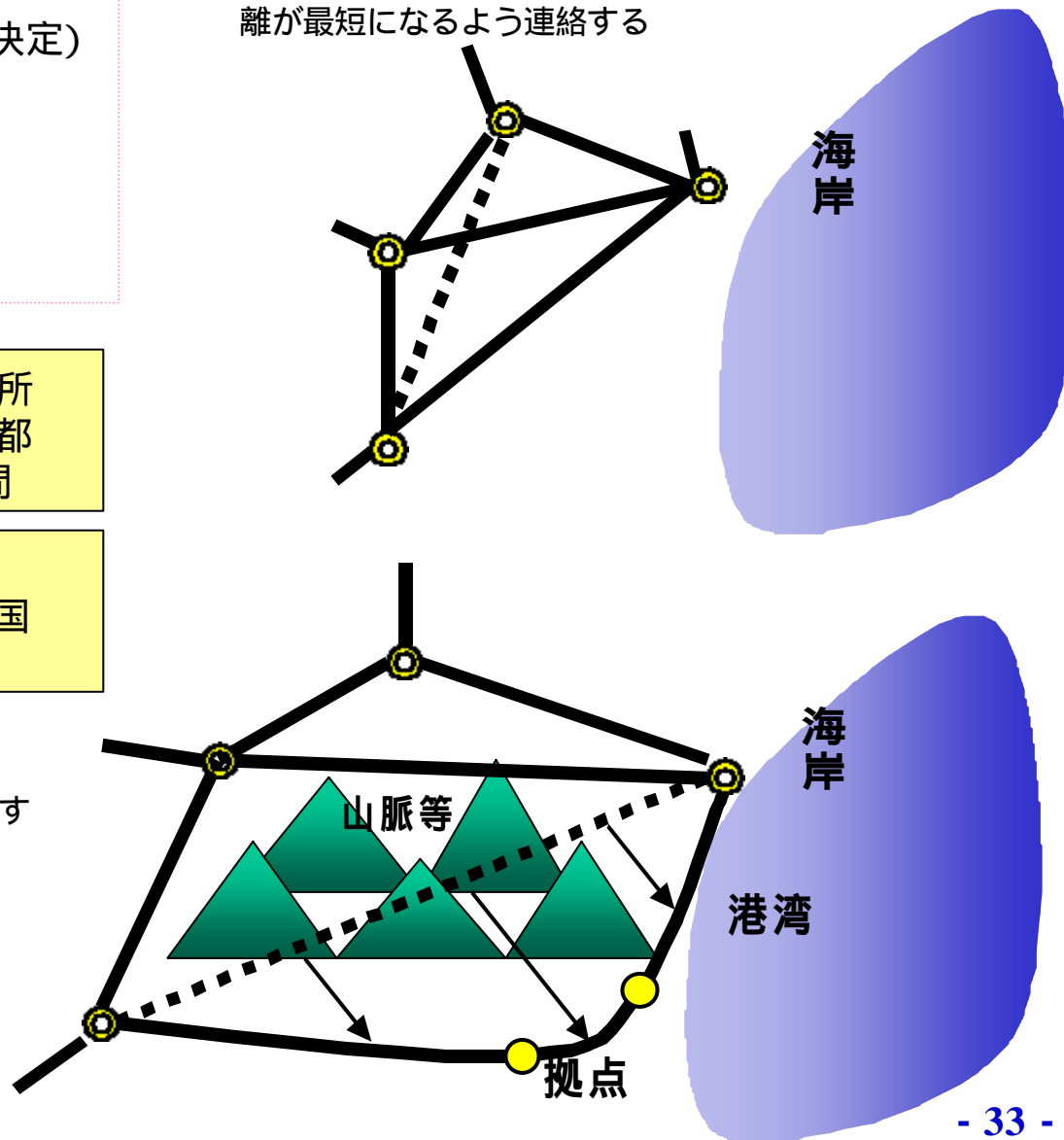
重要な拠点間の連絡の際は、より多くの拠点（都市が連担する地域、広域交通の発生が多い空港・港湾等）を連絡する

◎ : 重要な拠点

● : 拠点

< 重要な拠点を効率的に連絡 >

都道府県境を意識することなく、近接する重要な拠点を原則として重要度の高いものから相互に交差することなく距離が最短になるよう連絡する



◎ 道路法施行規則（昭和27年8月1日建設省令第25号）（抄）

（一般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

第1条の2 国土交通大臣は、法第13条第1項の政令の制定又は改廃については、北海道の区域内に存する一般国道の区間及び次の各号のいずれかに該当する一般国道の区間が当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。

一 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間

二 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市を効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

三 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する特定重要港湾若しくは同法附則第5項に規定する港湾又は重要な飛行場と高速自動車国道又は前二号のいずれかに規定する一般国道の区間とを効率的かつ効果的に連絡する一般国道の区間

2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（当該立案に係る一般国道の区間が法第7条第3項に規定する指定市の区域内に存するときは、当該指定市）の意見を聴くものとする。

第1次勧告（平成20年5月28日）（抄）

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

（2）まちづくり分野関係

【道路】

直轄国道の要件は、

- （1）高規格幹線道路の区間
 - （2）県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
 - （3）重要な港湾・空港と（1）（2）を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- とされているが、主に地域内交通を分担する道路は基本的に地方が担うべきであり、国は、それを補完することにより、全国的な交通ネットワークを形成すべきである。

上記の考え方に沿ってこの要件を見直し、直轄国道の都道府県への移管を行うべきである。

これに関連する国の出先機関の見直しについてはさらに検討を進め、第2次勧告において結論を得る。なお、下記勧告による検討状況を踏まえ、直轄国道の都道府県へのさらなる移管を検討すべきである。〔国土交通省関係〕

- 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の（2）及び（3）を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」（道路法施行規則¹第1条の2）の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象外となる区間、の4種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

- 町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする。
- 都道府県道の認定、変更及び廃止に係る国との協議を廃止する。その際、道路のネットワークとしての機能確保のために必要な調整の仕組みを検討する。

¹ 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）

道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見

平成 20 年 9 月 16 日
地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進委員会は、本年 5 月 28 日に第 1 次勧告を行い、直轄国道及び一級河川の直轄区間の都道府県への移管について提言した。これを受け、6 月 20 日には、政府の地方分権改革推進本部で「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」が決定され、移管は政府方針となった。個別の移管対象道路・河川については、「地方自治体との調整を行った上で、第 2 次勧告までに具体案を得る」（第 1 次勧告。推進要綱も同旨）こととされている。

現在、これに向けて、国土交通省と全国知事会との間で道路・河川の権限移譲に関する意見交換が行われており、この中で、全国知事会は、政府に対し、道路・河川の権限移譲を行う際に必要となる財源・人員等の確保について、早急に具体的な措置を示すよう求めている。

当委員会は、国土交通省と全国知事会とのこうした意見交換が円滑に進むよう、道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関して、地方分権改革推進法第 10 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣に対して次の意見を述べる。

政府においては、この意見を尊重し、適切に対処されるよう要請する。また、これを踏まえ、関係地方自治体には、道路・河川の移管に向けて積極的な姿勢を示すことを期待する。

1 基本的な考え方

地方自治体に事務・権限を移譲するにあたっては、それに見合う財源や人員を移すことが基本である。国が管理する道路・河川の地方への移管に伴い地方自治体に移る事務・権限に係る経費については、その全額を当該地方自治体の財源として移譲することを原則とする。

道路・河川の地方への移管にあたっては、一般国道又は一級河川の位置付けを変えずに移管し、地方移管に伴い管理の水準を落とすべきではない。国の管理から地方自治体の管理に移行しても、道路・河川の現況や利用状態に変化はなく、整備・維持管理に要する事業費は直ちに変わるものではない。

政府は、移管を受ける地方自治体ごとに、必要となる経費の額が適確に措置されるようにすべきである。なお、国及び地方を通じた行政の簡素効率化を推進することは当然であり、財源の移譲を受けた地方自治体は、その効率的な執行に努める必要がある。

2 措置の内容

地方分権の観点からは、地方自治体への財政上の措置は、最終的に税源移譲と地方交付税によることが基本であると考えられる。しかしながら、今回の道路・河川の個別具体の移管を積極的に推進するとともに、道路・河川の移管によって国から地方への財政負担の転嫁が生じるのではないかと地方側の懸念を払拭することが重要である。

このため、道路・河川の移管を受けた地方自治体に必要な財源が確保されるよう、当面、今までの国直轄事業を国庫交付金事業として地方自治体が執行することとし、国直轄事業と同じ国費率（整備 2/3、維持管理 5.5/10）の「交付金」を創設する方向で検討すべきである。その際、関係地方自治体の意見を聞きつつ、適切な方法を検討すべきである。

また、道路・河川の移管に伴う人員の確保については、事業費の議論と区別し、必要な人員のみの移行を図るべきである。なお、人員の移行等にあたっては、その円滑な実施をはかるため必要となる制度的措置（退職金の負担、身分取扱い、給与を含む処遇上の取扱い等）について、関係地方自治体の意見を聞きつつ、十分な検討が行われるべきである。

道路・河川の権限移譲に係る経緯

平成20年6月20日	地方分権改革推進要綱(第一次)(地方分権改革推進本部決定) 「直轄国道、一級河川の見直しの具体的な方向」に係る意見照会 (国土交通省→全国知事会、指定都市市長会) ※別添1(2~5ページ)参照
7月25日	国土交通省幹部と京都府知事等の意見交換
8月4日	道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ (全国知事会→総理大臣等)
8月21日	道路・河川の権限移譲に関するモデル事案の提示 (全国知事会→国土交通省)
8月29日	モデルケースに係る事務レベル協議
9月16日	「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」の提出 (地方分権改革推進委員会→内閣総理大臣)
9月17日	「道路・河川の権限移譲について」の提示 (総務省・国土交通省→全国知事会) ※別添2(6ページ)参照
10月3日	各都道府県との個別協議開始

1

(別添1) 直轄国道の見直しの具体的な方向(1) (平成20年6月)

○基本的な考え方

- ・ 国民に対して、道路交通サービスを責任もって提供するためには、整備と管理を分離することは非効率であり、同一の主体が行うべき
- ・ 全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークについては、国が整備と管理に責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

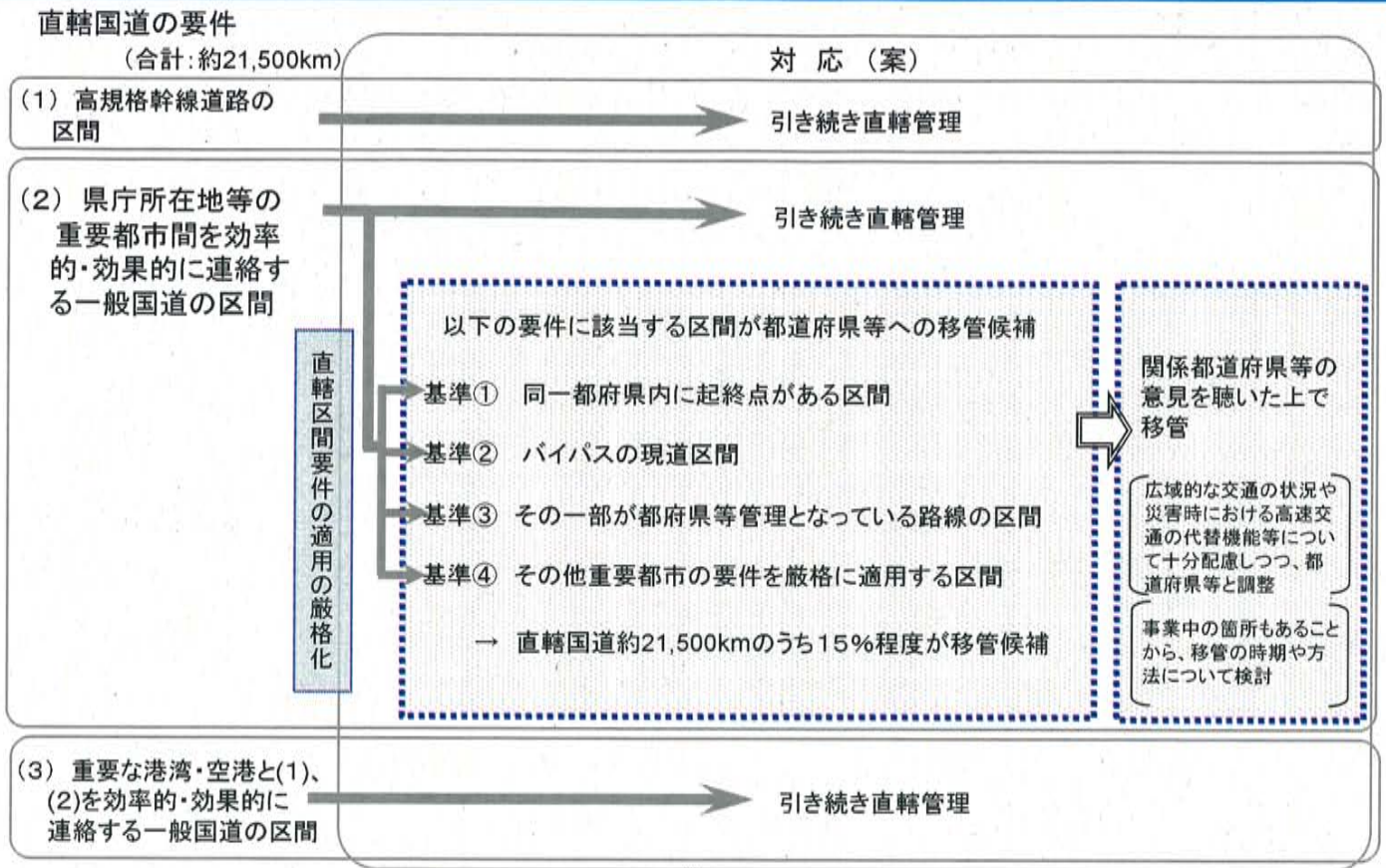
○見直しの考え方

- 国が責任を持つべき道路・・・(1)高規格幹線道路
(2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路
(3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路
- 都道府県等への移管対象となる道路・・・主に地域内交通を分担する道路
(直轄国道約21,500kmのうち15%程度が移管候補)

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の道路に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県等の意見を聞くなど手続きを踏んで移管
(関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

2



3

○基本的な考え方

- ・河川の管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守ること等を目的として行われるべきものであり、国は国民の安全、安心の確保について責任を持つべき

国と地方の役割分担の見直し

社会情勢の変化

○見直しの考え方

「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管

ただし、以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理

- 氾濫した場合に流域に基大な被害が想定される水系
- 広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
- 急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

⇒一つの都道府県で完結する一級水系53のうち40%程度が移管候補

※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要

○見直しの手順

- ① 見直しの基準について、地方公共団体の意見を聞きながら取りまとめ
- ② 地方へ移管する個々の河川に関しては、関係地方公共団体と十分な調整を行った上で、関係都道府県知事の意見を聞くなど河川法の手続きを踏んで移管 (関係地方公共団体の理解が得られるまで、固有名詞の公表は行わない)

4

対 応 (案)	留 意 事 項
<p>○一の都道府県で完結する53水系 ⇒できる限り都道府県に移管</p> <p>※移管後の都道府県による河川管理について、国の補助金や地方財政措置等所要の措置が適切に講じられることが必要</p> <p>⇒ただし、以下のような観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理</p>	<p>個別河川の地方への移管に当たっては、</p> <p>①技術力、財政力等に不足のある団体に代わって国が整備を行う仕組み(いわゆる権限代行制度)の整備</p> <p>②現在直轄事業中の箇所もあるため、河川整備の進捗に対応した段階的な移管を行うことが必要</p>
<p>○氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系</p> <p>○広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系</p> <p>○急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系</p> <p style="text-align: right;">} 60%程度</p>	<p>●水系の一貫管理の理念からすれば、国管理区間の間にある都道府県管理区間(いわゆる中抜け区間)のうち、河川管理上支障がある区間の直轄管理についても検討</p>
<p>⇒都道府県への移管候補は、40%程度</p>	

総務省・国土交通省

1. 道路・河川の権限移譲に当たっては、国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。
 - (1) 道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討することとし、地域の実状を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。
ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。
 - (2) 想定を超える大規模災害等については、国・地方が協力して適切に対応することとし、その場合の国の支援の仕組み等については、今後、検討する。
 - (3) 道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、検討する。
2. 1. を前提に、遅くとも9月中には個別の道路・河川について国土交通省と関係都道府県等との協議が行われるようにする。

【道路関係】

- ・移譲の範囲、財源、組織・人員、技術確保方策、非常時における対応等についての基本的考え方
- ・地方整備局内関連部局及び国道事務所並びに北海道開発局等について、所在地、管轄区域、内部組織、職員数、業務内容等
- ・全ての直轄国道について、整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳(平成19～15年度)
- ・全ての直轄国道について、既決定の事業計画上の事業名、路線番号、事業主体(整備局名)、都道府県名、総事業費、残事業費、事業完了予定年度
- ・一般国道の指定区間のうち、①同一都道府県内に起終点がある区間、②バイパスに並行する現道区間を含む路線の区間、③起点から終点までの一部に都道府県等管理となっている区間を含む路線の区間について、区間名、路線延長、位置(地図上に表示)並びに整備費及び維持管理費の決算額及び財源内訳(平成19～15年度)
- ・上記①～③の路線の区間について、既決定の事業計画の総事業費及び残事業費
- ・地方整備局、国道事務所等ごとの巡回車等の台数

【河川関係】

- ・移譲の範囲、財源、組織・人員、技術確保方策、非常時における対応等についての基本的考え方
- ・地方整備局内関連部局及び国道事務所並びに北海道開発局等について、所在地、管轄区域、内部組織、職員数、業務内容等
- ・一の都道府県内で完結する一級河川及びおおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、水系名、整備費及び維持管理費の決算額、財源内訳(平成19～15年度)
- ・一の都道府県内で完結する一級河川及びおおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、既決定の事業計画上の総事業費、残事業費、事業完了予定年度、事業主体(整備局名)
- ・一の都道府県内で完結する一級河川及びおおむね一の都道府県内で完結する一級河川について、水系ごとのパトロール車等の台数

※ その他、モデルケース(道路16箇所・河川13箇所)に係る移譲区間についての考え方、維持管理経費、現行の管理体制、今後の事業費見込み等国土交通省の考え方・データを提示。

道路・河川の権限移譲について

平成20年11月26日

全国知事会

11/19「地方分権改革の推進と地方財政の確立に向けて」(全国知事会)

「制度的保障のもとに、複数の都道府県の連携による対応なども踏まえ、移譲可能な**道路・河川の範囲を、更に、大幅に広げるべき**である。」

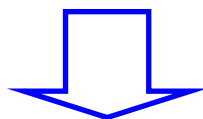
道路・河川の個別協議の状況について

■ 進捗状況(11/12時点)

- 国交省から協議対象の提示があった段階 4県
- 個別の道路・河川の協議中 43県
- 国交省との協議を終え、県内部での最終検討中 0県

■ 国土交通省**基準を超えた道路・河川**を協議対象としている都道府県数

- 道路 14県
 - ・「人口30万未満都市の連絡路線」の基準で新規対象となった道路 10県
 - ・国土交通省から分権委員会に提示されたことがない道路 5県
- 河川 7県



一方、なかなか、協議が進展しないのは……

各都道府県の懸念・不満事項

■不明確なこと

- ・将来の整備事業費に対する財源確保の担保
- ・交付金の対象範囲・期間・配分方法等
- ・人員・資機材の確保、そのための財源措置、大規模災害時の国の対応
- ・法制上の位置付け(移譲後は、1級河川か2級河川か)

事業採択のイニシアチブは
依然国に残る

■現在の財源措置がどうしても不安材料に・・・

- ・国と地方の維持管理経費の圧倒的格差
- ・実需に満たない交付税措置(河川:約3割、直轄国道:約8割)

都道府県

- ・決断に必要な情報・前提条件が不足
- ・「県別」ではなく、「全県共通する枠組・制度的保障」が必要

道路・河川の権限移譲に関する主な経過

5/28 第1次勧告

「**地方税財政の問題については、当委員会としては、第2次勧告後に包括的な検討を行い、勧告する予定**」

「直轄国道については、…要件の(2)及び(3)を見直す。当面、これらの要件について、①…、②…、③…、④…の4種類の区間に該当するものについては、…**財源等に関して必要な措置を講じたうえで、…、原則として都道府県に移管する。**

個別の対象道路については、**地方自治体との調整**を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。」

6/20 分権推進要綱(第一次)

「第1次勧告の方向に沿って移管」

勧告の「地方自治体との調整」の表現が、「関係地方公共団体と調整」に変更

7/25 国土交通省と意見交換

「私どもは政府の一員だから、**推進要綱に従って進むしかない**」

「必要な事業費、組織・人員が権限と一緒に移譲されるかは、**国土交通省だけでは答えられない**」

9/17 三省合意

「時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を検討」

10/3 国土交通省へ申し入れ

- ・移譲の範囲は国土交通省提示の基準に縛られることなく幅広いものとし、地域実情を踏まえ…調整・協議すること
- ・人員・資機材の移譲・確保方策、大規模災害への対応に関する今後の具体的な協議のスケジュール・方法を示すこと
- ・将来の整備が必要な道路・河川に関し、財政措置の対象となる事業費の積算のあり方を示すこと

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめ

平成20年12月
国土交通省

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲については、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日）に基づき、地方公共団体と調整を行ってきたところであるが、当該調整の過程で把握した地方公共団体の意向も踏まえ、

- ①一級河川及び一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
 - ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を地方公共団体と協議すること
- 等の前提条件の下、下記のとおり取りまとめた。

記

○河川

- （1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
 - （2）移管の可能性について引き続き協議するもの
- 上記のいずれも別添1のとおりである。

○道路

- （1）移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
- 別添2のとおりである。
- （2）移管の可能性について引き続き協議するもの
- 別添3のとおりである。

なお、別添1、別添2及び別添3は、現時点での状況を取りまとめたものであり、今後、地方公共団体との調整を進め、関係者の意見も聞きながら、移管対象河川・道路の更なる具体化を図っていく。

<河川>

河川の移管の個別協議については、国の見直しの考え方にとらわれることなく、幅広く各都道府県よりご要望を伺いながら、必要な情報提供に努めつつ、鋭意進めてきたところです。今後も、引き続き関係地方公共団体のご意見も伺いながら、協議を進めてまいります。現時点での個別協議の状況を取りまとめたものは以下のとおりです。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの：6水系

菊川（静岡県）、高津川（島根県）、松浦川（佐賀県）、番匠川（大分県）、小丸川（宮崎県）、肝属川（鹿児島県）

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの：20水系

①見直しの考え方に照らして移管候補としたもの：11水系

渚滑川（北海道）、湧別川（北海道）、網走川（北海道）、留萌川（北海道）、尻別川（北海道）、後志利別川（北海道）、鷓川（北海道）、梯川（石川県）、櫛田川（三重県）、天神川（鳥取県）、佐波川（山口県）

②都道府県から移管要望があったもの：9水系

米代川（秋田県）、雄物川（秋田県）、子吉川（秋田県）、芦田川（広島県）、太田川（広島県）、遠賀川（福岡県）、矢部川（福岡県）、嘉瀬川（佐賀県）、六角川（佐賀県）

<道路>

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県 ・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)	備考
青森県	4	十和田市大沢田	上北郡七戸町荒熊内	5	七戸バイパスの現道であり、現在事業中の七戸バイパスの全線暫定2車線供用(H22年度目標)後に移管が可能と見込んでいる。
青森県	4	東津軽郡平内町中野	青森市浅虫	5	土屋バイパスの現道であり、現在事業中の土屋バイパスの全線暫定2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
青森県	7	青森市浪岡	青森市浪岡	2	浪岡バイパスの現道であり、現在事業中の浪岡バイパス7工区(青森市浪岡下十川～同女鹿沢)の暫定2車線供用(H22年度目標)後に移管が可能と見込んでいる。
岩手県	4	西磐井郡平泉町平泉	西磐井郡平泉町平泉	6	平泉バイパスの現道であり、現道において現在実施中の中尊寺横断歩道橋の撤去が終了し、所定の手続きを終えた段階(平成21年度当初見込み)で、県への移管が可能と見込んでいる。
岩手県	4	奥州市水沢区	奥州市水沢区	8	水沢東バイパスの現道であり、現在事業中の水沢東バイパスの全線暫定2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
岩手県	4	花巻市山の神	花巻市西宮野目	7	花巻東バイパスの現道であり、現道において現在実施中の舗装修繕工事が完了し、所定の手続きを終えた段階(平成21年度当初見込み)で、県への移管が可能と見込んでいる。
岩手県	4	盛岡市玉山区	盛岡市玉山区	6	渋民バイパスの現道であり、現在事業中の渋民バイパスの全線暫定2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
岩手県	4	二戸郡一戸町大字小鳥谷	二戸郡一戸町大字小鳥谷	2	小鳥谷バイパスの現道であり、現道において現在実施中の稲荷橋補修工事が終了し、所定の手続きを終えた段階(平成21年度当初見込み)で、県または町への移管が可能と見込んでいる。
岩手県	45	下閉伊郡岩泉町小本	下閉伊郡岩泉町小本	1	茂師改良の現道であり、一部は町への移管が可能と見込んでいる。また、法面崩落の危険性のため現在通行不可としている区間の町への移管手法について、引き続き町などと検討を進める。
岩手県	46	盛岡市上田	盛岡市上厨川	4	盛岡西バイパスの現道であるが、現在事業中の盛岡西バイパスの起点が他直轄国道に連絡していないため、移管替を含めた調整が必要であり、盛岡西バイパスの全線暫定4車線供用の時点で、移管条件等について検討するものとする。
宮城県	4	栗原市築館	栗原市築館	6	築館バイパスの現道であり、現在事業中の築館バイパスの全線暫定2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
宮城県	4	名取市飯野坂	仙台市境	4	仙台バイパスの現道であり、現在現道で事業中の田高交差点改良事業が完了後に移管が可能と見込んでいる。
宮城県	108	石巻市蛇田	大崎市古川	33	地域高規格道路「石巻新庄道路」供用後に移管が可能と見込んでいる。
宮城県	108	大崎市古川	大崎市古川	5	古川東バイパスの現道であり、現在事業中の古川東バイパスの全線暫定2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
仙台市	4	仙台市太白区(市境)	仙台市青葉区	9	仙台バイパスの現道であり、現在現道で事業中のあすと長町土地区画整理事業地区内の整備、愛宕大橋耐震補強を早期に完了させた後に移管が可能と見込んでいる。なお、広瀬橋交差点改良については別途協議するものとする。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
仙台市	48	仙台市青葉区	仙台市青葉区	8	仙台西道路の現道であり、仙台西道路の橋梁補修等の後に移管が可能と見込んでいる。
山形県	7	鶴岡市本田	鶴岡市大字文下	1	三川バイパスの現道であり、今後、現道における現在までの補修履歴や移管までの修繕計画、除雪機械等の資機材等の移管などについて協議を行い、合意の整った段階で移管時期を調整していく。
山形県	13	南陽市鍋田	南陽市赤湯	3	南陽バイパスの現道であり、今後、現道における現在までの補修履歴や移管までの修繕計画、除雪機械等の資機材等の移管などについて協議を行い、合意の整った段階で移管時期を調整していく。
山形県	13	南陽市川樋	上山市中山	6	上山バイパスの現道であり、今後、現道における現在までの補修履歴や移管までの修繕計画、除雪機械等の資機材等の移管などについて協議を行い、合意の整った段階で移管時期を調整していく。
山形県	47	新庄市大字鳥越	新庄市大字本合海	5	新庄南バイパスの現道であり、今後、現道における現在までの補修履歴や移管までの修繕計画、除雪機械等の資機材等の移管などについて協議を行い、合意の整った段階で移管時期を調整していく。
山形県	112	鶴岡市宝田	鶴岡市大字文下	2	鶴岡北改良の現道であり、今後、現道における現在までの補修履歴や移管までの修繕計画、除雪機械等の資機材等の移管などについて協議を行い、合意の整った段階で移管時期を調整していく。
山形県	113	南陽市大字竹原	南陽市赤湯	7	赤湯バイパスの現道であり、今後、現道における現在までの補修履歴や移管までの修繕計画、除雪機械等の資機材等の移管などについて協議を行い、合意の整った段階で移管時期を調整していく。
福島県	4	須賀川市大字仁井田	郡山市日和田町	12	郡山バイパスの現道であり、郡山バイパスの地域高規格道路としての整備の進捗を踏まえ、今後、移管する方向でさらに調整を進める。
福島県	6	いわき市小名浜	いわき市平	18	常磐バイパスの現道であり、常磐バイパス及び現道の4車線化の整備の進捗を踏まえ、今後、移管する方向でさらに調整を進める。
福島県	6	いわき市四倉町	いわき市久之浜町	5	久之浜バイパスの現道であり、現在事業中の久之浜バイパスの整備の進捗を踏まえ、今後、移管する方向でさらに調整を進める。
福島県	6	相馬市程田	相馬郡新地町駒ヶ嶺	10	相馬バイパスの現道であり、相馬バイパスの4車線計画・整備の進捗を踏まえ、今後、移管する方向でさらに調整を進める。
福島県	13	福島市舟場町	福島市南矢野目	5	福島西道路の現道であり、福島西道路から南進する道路の計画・整備の進捗を踏まえ、今後、移管する方向でさらに調整を進める。
福島県	49	いわき市三和町	いわき市三和町	2	三和トンネルの現道であり、現在事業中の三和トンネルの整備の進捗を踏まえ、今後、移管する方向でさらに調整を進める。
茨城県	4	埼玉県境	栃木県境	8	新4号の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
茨城県	6	取手市小浮気	龍ヶ崎市庄兵衛新田町	3	藤代バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
茨城県	6	かすみがうら市市川	石岡市東大橋	4	千代田石岡バイパスの現道であり、現在事業中の千代田石岡バイパス及び延伸部の美野里バイパス(調査路線)の整備後に移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
茨城県	6	日立市鹿島町	日立市東滑川町	5	日立バイパスの現道であり、現在調査中の日立バイパス未事業化区間の整備後に移管が可能と見込んでいる。
茨城県	50	筑西市玉戸	筑西市横塚	6	下館バイパスの現道であり、現在事業中の下館バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
茨城県	50	結城市結城	筑西市小川	3	結城バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
茨城県	50	水戸市大塚町	水戸市三の丸	8	水戸バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
茨城県	51	潮来市延方	鹿嶋市清水	7	鹿嶋バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
茨城県	51	水戸市渋井町	水戸市三の丸	3	水戸バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
栃木県	4	茨城県境	宇都宮市平出工業団地	49	新4号の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
栃木県	4	さくら市蒲須坂	矢板市乙畑	4	矢板バイパスの現道であり、現在事業中の矢板バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
群馬県	17	渋川市東町	渋川市上白井	6	鯉沢バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
群馬県	17	前橋市田口町	渋川市半田	4	前橋渋川バイパスの現道であり、現在事業中の前橋渋川バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
群馬県	17	前橋市本町	前橋市田口町	6	上武道路の現道であり、現在事業中の上武道路の整備後に移管が可能と見込んでいる。
埼玉県	4	越谷市下間久里	茨城県境	27	新4号の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
埼玉県	4	草加市新善町	春日部市水角	14	東埼玉道路の現道であり、現在事業中の東埼玉道路(一般部)の整備後に移管が可能と見込んでいる。
埼玉県	17	東京都境	さいたま市境	4	新大宮バイパス現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
埼玉県	17	さいたま市境	鴻巣市箕田	18	上尾道路の現道であり、現在事業中の上尾道路(一般部)の整備後(未事業化区間含む)に移管が可能と見込んでいる。
埼玉県	17	鴻巣市箕田	深谷市西田	32	熊谷バイパス、深谷バイパス現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
埼玉県	17	深谷市岡	群馬県境	12	本庄道路の現道であり、現在事業中の本庄道路の整備後(未事業化区間を含む)に移管が可能と見込んでいる。
さいたま市	17	さいたま市南区(市境)	さいたま市中央区	7	新大宮バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
さいたま市	17	さいたま市中央区	さいたま市大宮区	3	新大宮バイパスの現道であり、現在事業中の現道拡幅事業の与野大宮道路(未事業化区間を含む)の整備後に移管が可能と見込んでいる。
さいたま市	17	さいたま市大宮区	さいたま市北区	5	新大宮バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
さいたま市	17	さいたま市北区	さいたま市北区(市境)	1	上尾道路の現道であり、現在事業中の上尾道路(一般部)の整備後(未事業化区間を含む)に移管が可能と見込んでいる。
千葉県	126	東金市台方	千葉市境	8	千葉東金道路の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
千葉県	127	館山市北条	木更津市桜井	55	老朽化トンネル、橋梁等の対策が必要であり、条件等については今後調整を進める。
千葉県	409	木更津市中島	袖ヶ浦市神納	4	東京湾アクアライン連絡道の側道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
千葉市	51	千葉市中央区	千葉市若葉区	5	北千葉バイパスの現道であり、早期の移管が可能であると見込んでいるが、北千葉バイパスの起点部である国道16号との交差点において、北千葉バイパスと国道16号下り方面とのアクセスについて調査・整備を推進する。
千葉市	126	千葉市若葉区(市境)	千葉市中央区	17	千葉東金道路の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
東京都	6	墨田区東向島	葛飾区四ツ木	1	国道6号の支線(新四ツ木橋)であり、管理上の課題を調整した後、早期に移管が可能と見込んでいる。
東京都	15	品川区北品川	品川区北品川	1	国道15号の支線(八ツ山橋)で、管理上の課題を調整した後、早期に移管が可能と見込んでいる。
東京都	16	神奈川県境	八王子市左入町	11	八王子バイパスの現道であり、八王子拡幅(現道拡幅)等、現道部における事業箇所を進捗及び概成区間の取り扱いを調整、及び共同溝や道路情報板等の取り扱いに関する課題を調整した後に移管が可能と見込んでいる。
東京都	17	文京区本郷	埼玉県境	13	新大宮バイパスの現道であり、新大宮バイパスの暫定整備区間における4車線化及び立体交差等の整備状況、現道部における概成区間(拡幅、立体交差等を含む)の取り扱い、及び共同溝や道路情報板等の取り扱いに関する課題を調整した後に移管が可能と見込んでいる。
東京都	20	日野市川辺堀之内	八王子市南浅川	15	日野バイパス・八王子南バイパスの現道であり、未事業化区間を含む日野バイパスの整備及び八王子南バイパスの整備状況を踏まえ、共同溝や道路情報板等の取り扱いに関する課題を調整した後に移管が可能と見込んでいる。
東京都	254	文京区本郷	埼玉県境	15	電線共同溝等現道上の事業進捗及び接続する新大宮バイパスとの関係の整理、及び共同溝や道路情報板等の取り扱いに関する課題を調整した後に移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
東京都	357	品川区北品川	品川区八潮	3	八潮共同溝の整備状況を踏まえ、管理上の課題を調整した後に移管が可能と見込んでいる。
神奈川県	1	藤沢市城南	中郡大磯町大磯	13	新湘南バイパスの現道であり、バイパスの現道区間については直轄国道のネットワーク機能を確保する観点からバイパス供用後の移管が適切であるという国土交通省の考え方を踏まえ、現在事業中の新湘南バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
神奈川県	1	藤沢市城南	茅ヶ崎市赤羽根	4	新湘南バイパスの側道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
神奈川県	1	中郡大磯町大磯	小田原市風祭	20	西湘バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
神奈川県	1	小田原市風祭	足柄下郡箱根町湯本	2	小田原箱根道路の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
神奈川県	16	横須賀市走水	横浜市境	15	横浜横須賀道路の現道であり、現在事業中の横浜横須賀道路の整備が今年度完了予定であるため、早期の移管が可能と見込んでいる。
神奈川県	16	相模原市橋本	東京都境	1	八王子バイパス現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
横浜市	1	横浜市神奈川区	横浜市西区	4	国道1号の支線であり、現在事業中の戸部拡幅(現道拡幅)等の現道上の事業の整備後に移管が可能と見込んでいる。
横浜市	16	横浜市金沢区(市境)	横浜市西区	18	横浜横須賀道路の現道であり、現在事業中の杉田交差点改良の整備及び未整備区間における整備計画の策定後に移管が可能と見込んでいる。
横浜市	16	横浜市西区	横浜市旭区	13	保土ヶ谷バイパスの現道であり、現在事業中の保土ヶ谷共同溝等の整備及び未整備区間における整備計画の策定後に移管が可能と見込んでいる。
川崎市	409	川崎市川崎区	川崎市川崎区	8	高速川崎縦貫線と国道409号の国道15号までの整備及び高速川崎縦貫線の国道15号以西から東名高速までの計画の具体化(東京外かく環状道路との関連を整理)、更に羽田連絡路整備への十分な配慮を踏まえ、今後移管する方向で調整を進めている。
山梨県	20	大月市駒橋町	大月市大月町	3	大月バイパスの現道であり、現在事業中の大月バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
山梨県	52	南巨摩郡鯉沢町栄町	韮崎市本町	19	甲西道路の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
山梨県	138	富士吉田市上吉田	静岡県境	14	東富士五湖道路の現道であり、現在事業中の須走道路、御殿場バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
山梨県	139	静岡県境	大月市大月町	48	現在事業中の都留バイパスが現道と接続出来ていないため、現道とバイパスの連絡道路の整理がなされた後に移管が可能と見込んでいる。
長野県	18	上田市国分	上田市上塩尻	7	上田バイパスの現道であり、現在事業中の上田バイパス(未事業化区間を含む)の整備後に移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
長野県	18	上田市上塩尻	埴科郡坂城町南条	3	上田坂城バイパスの現道であり、現在事業中の上田坂城バイパス及び接続する坂城更埴バイパス(未事業化区間を含む)の整備後に移管が可能と見込んでいる。
長野県	18	上水内郡信濃町柏原	上水内郡信濃町野尻	3	野尻バイパスの現道であり、現在事業中の野尻バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
長野県	19	長野市篠ノ井小松原	長野市高田	11	長野南バイパスの現道であり、現在事業中の18号長野東バイパスを含め、長野市内の18号、19号のネットワークを整理した後に移管が可能と見込んでいる。
長野県	20	茅野市木舟	茅野市宮川	3	坂室バイパスの現道であり、現在事業中の坂室バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
長野県	20	茅野市宮川	諏訪市四賀	4	諏訪バイパスの現道であり、現在調査中の諏訪バイパス未事業化区間の整備後に移管が可能と見込んでいる。
長野県	20	諏訪郡下諏訪町富士見町	岡谷市今井	5	下諏訪岡谷バイパスの現道であり、現在事業中の下諏訪岡谷バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
長野県	141	小諸市柏木	小諸市青木	4	国道18号と並行しており、早期の移管が可能と見込んでいる。
新潟県	8	柏崎市東原町	柏崎市鯨波	8	柏崎バイパスの現道であり、現在事業中の柏崎バイパス供用後に移管が可能と見込んでいる。
新潟県	8	糸魚川市間脇	糸魚川市押上	6	糸魚川東バイパスの現道であり、現在事業中の糸魚川東バイパス供用後に移管が可能と見込んでいる。
新潟県	17	南魚沼市浦佐	魚沼市虫野	6	浦佐バイパスの現道であり、現在事業中の浦佐バイパス供用後に移管が可能と見込んでいる。
新潟県	17	南魚沼市竹俣	南魚沼市庄之又	4	六日町バイパスの現道であり、現在事業中の六日町バイパス供用後に移管が可能と見込んでいる。
新潟県	49	東蒲原郡阿賀町津川	東蒲原郡阿賀町黒岩	8	揚川改良の現道であり、現在事業中の揚川改良供用後に移管が可能と見込んでいる。
新潟県	113	村上市坂町	山形県境	26	現在事業中の鷹ノ巣道路の取り扱いを含め、具体的な移管の方法や時期等について引き続き調整を進める。
新潟県	116	柏崎市大字長崎	新潟市境	47	進行中の吉田道路(仮称)計画の取り扱いを含め、具体的な移管の方法や時期等について引き続き調整を進める。
新潟市	116	新潟市西蒲区(市境)	新潟市西区	16	吉田道路(仮称)計画の取り扱いを整理し、新潟県区間とも調整しながら、移管の時期について調整を進める。
富山県	8	下新川郡入善町上野	魚津市江口	12	入善黒部バイパスの現道であり、現在事業中の入善黒部バイパス供用後に移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
富山県	41	富山市猪谷 富山市庵谷	富山市片掛 富山市楡原	5	猪谷楡原道路の現道であり、現在事業中の猪谷楡原道路の供用後、交通の転換状況を踏まえた上で、移管が可能と見込んでいる。
富山県	156	砺波市庄川町小牧	高岡市上四屋	29	現在事業中の金屋自歩道事業の完了後、移管が可能と見込んでいる。
石川県	157	白山市乾町	白山市白山町	13	路面・構造物補修など、小規模な補修工事を実施した上で、移管が可能と見込んでいる。
石川県	160	七尾市川原町	富山県境	19	現在事業中の能越自動車道七尾氷見道路全線開通後に移管が可能と見込んでいる。
岐阜県	21	可児郡御嵩町井尻	可児市中恵土	7	可児・御嵩バイパスの現道であり、現在事業中の可児・御嵩バイパス供用後に移管が可能と見込まれ、移管する方向で協議を進めている。
岐阜県	21	不破郡垂井町日守	不破郡関ヶ原町今須	8	関ヶ原バイパスの現道であり、現在事業中の関ヶ原バイパス供用後に移管が可能と見込まれ、移管する方向で協議を進めている。
岐阜県	21	美濃加茂市御門町	各務原市鵜沼東町	12	坂祝バイパスの現道であり、現在事業中の坂祝バイパス供用後に移管が可能と見込まれ、移管する方向で協議を進めている。
岐阜県	41	高山市冬頭町	高山市国府町	7	高山国府バイパスの現道であり、現在事業中の高山国府バイパス供用後に移管が可能と見込まれ、移管する方向で協議を進めている。
岐阜県	41	美濃加茂市御門町	加茂郡川辺町石神	7	美濃加茂バイパスの現道であり、現在事業中の美濃加茂バイパス供用後に移管が可能と見込まれ、移管する方向で協議を進めている。
岐阜県	156	羽島郡岐南町	郡上市白鳥町向小駄良	72	移管する方向で、財源、移管の時期等について協議中である。
静岡県	1	藤枝市横内	島田市野田	14	藤枝バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。
静岡県	1	掛川市八坂	掛川市沢田	9	掛川バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。
静岡県	1	磐田市三ヶ野	磐田市小立野	8	磐田バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。
静岡県	1	浜松市境	浜名郡新居町浜名	7	浜名バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。
静岡県	138	山梨県境	御殿場市深沢	20	東富士五湖道路の現道を含む県境～御殿場市深沢間20kmについて、須走道路・御殿場バイパス(西区間)の全線供用後(暫定2車線供用も含む)に移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。
静岡県	139	富士市青島町	山梨県境	36	西富士道路の現道を含む富士市青島町～県境36kmについて、早期の移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
静岡市	1	静岡市清水区	静岡市駿河区	23	静清バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込まれ、共同溝の現工事区間の完了後に移管する方向で調整を進めている。
浜松市	1	浜松市西区	浜松市西区(市境)	7	浜名バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。
愛知県	19	名古屋市境	春日井市勝川町	1	国道302号(名古屋環状2号線)の内側に存在する区間である。当該区間については、現在事業中の国道302号東南部区間の完成時期を踏まえ、移管時期について調整を進めている。なお、国道302号より外側の区間については、国道302号等を介して広域ネットワークを形成する路線である。
愛知県	22	名古屋市境	名古屋市境	1	国道302号(名古屋環状2号線)の内側に存在する区間である。当該区間については、現在事業中の国道302号東南部区間の完成時期を踏まえ、移管時期について調整を進めている。なお、国道302号より外側の区間については、国道302号等を介して広域ネットワークを形成する路線である。
愛知県	22	名古屋市境	清須市朝日	1	国道302号(名古屋環状2号線)の内側に存在する区間である。当該区間については、現在事業中の国道302号東南部区間の完成時期を踏まえ、移管時期について調整を進めている。なお、国道302号より外側の区間については、国道302号等を介して広域ネットワークを形成する路線である。
愛知県	153	豊田市足助町	豊田市足助町	3	足助バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。
愛知県	155	一宮市緑	一宮市音羽	2	早期の移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。
愛知県	155	知立市上重原町	瀬戸市東茨町	43	現在事業中の豊田南バイパス等の完成時期を踏まえ、移管時期について調整を進めている。
名古屋市	19	名古屋市熱田区	名古屋市守山区(市境)	13	国道302号(名古屋環状2号線)の内側に存在する区間である。当該区間については、現在事業中の国道302号東南部区間の供用後、移管する方向で調整を進めている。
名古屋市	22	名古屋市中区	名古屋市西区(市境)	5	国道302号(名古屋環状2号線)の内側に存在する区間である。当該区間については、現在事業中の国道302号東南部区間の供用後、移管する方向で調整を進めている。
名古屋市	22	名古屋市西区(市境)	名古屋市西区(市境)	1	国道302号(名古屋環状2号線)の内側に存在する区間である。当該区間については、現在事業中の国道302号東南部区間の供用後、移管する方向で調整を進めている。
名古屋市	41	名古屋市東区	名古屋市北区	6	国道302号(名古屋環状2号線)の内側に存在する区間である。当該区間については、現在事業中の国道302号東南部区間の供用後、移管する方向で調整を進めている。
名古屋市	153	名古屋市天白区	名古屋市天白区	3	国道302号(名古屋環状2号線)の内側に存在する区間である。当該区間については、現在事業中の国道302号東南部区間の供用後、移管する方向で調整を進めている。
三重県	1	三重郡朝日町小向	四日市市大治田	13	北勢バイパスの現道であり、現在事業中のバイパス整備が完了した段階で移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。なお、「整備が完了」と判断する時期については、今後も双方協議する。
三重県	1	亀山市太岡寺町	亀山市関町	3	関バイパスの現道であり、現在事業中のバイパス整備が完了した段階で移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。なお、「整備が完了」と判断する時期については、今後も双方協議する。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県 ・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)	備考
三重県	23	鈴鹿市北玉垣町	松阪市小津町	30	中勢バイパスの現道であり、現在事業中のバイパス整備が完了した段階で移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。なお、「整備が完了」と判断する時期については、今後も双方協議する。
三重県	42	松阪市小津町	松阪市八太町	12	松阪多気バイパスの現道であり、現在事業中のバイパス整備が完了した段階で移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。なお、「整備が完了」と判断する時期については、今後も双方協議する。
三重県	42	南牟婁郡紀宝町井田	南牟婁郡紀宝町成川	4	紀宝バイパスの現道であり、現在事業中のバイパス整備が完了した段階で移管が可能と見込まれ、移管する方向で調整を進めている。なお、「整備が完了」と判断する時期については、今後も双方協議する。
福井県	8	敦賀市田結	敦賀市小河口	8	敦賀バイパスの現道であり、現在事業中の敦賀バイパスの全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
福井県	27	三方郡美浜町佐田	三方郡美浜町佐柿	6	美浜東バイパスの現道であり、現在事業中の美浜東バイパスの全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
滋賀県	1	湖南市朝国	湖南市吉永	2	現在事業中の水口道路・栗東水口道路Ⅱの整備が完了し、現道からバイパスに主交通の転換がなされた時点で、現道の移管が可能と見込んでいる。
滋賀県	1	湖南市吉永	湖南市石部	6	現在事業中の水口道路・栗東水口道路Ⅱの整備が完了し、現道からバイパスに主交通の転換がなされた時点で、現道の移管が可能と見込んでいる。
滋賀県	1	湖南市石部	栗東市手原	5	現在事業中の栗東水口道路Ⅰの整備が完了し、さらに、その先線である国道1号の大江～山科間のバイパスが整備され、現国道1号区間からバイパス区間に主交通の転換がなされた時点で、現道の移管が可能と見込んでいる。
滋賀県	8	伊香郡西浅井町塩津浜	伊香郡西浅井町塩津浜	1	現在事業中の塩津バイパスの現道拡幅を含む一連区間の整備が完了し、現道からバイパスに主交通の転換がなされた時点で、現道の移管が可能と見込んでいる。
滋賀県	8	米原市顔戸	彦根市佐和山町	6	現在事業中の米原バイパスの全区間の整備が完了し、国道21号からの流入交通も含めて、現道からバイパスに主交通の転換がなされた時点で、現道の移管が可能と見込んでいる。
滋賀県	161	大津市今堅田	大津市比叡辻	7	湖西道路の真野インターまでの4車線化、西大津バイパス全区間の4車線化及び現道の浜大津交差点改良の整備が完了し、現道からバイパスに主交通の転換がなされた時点で、現道の移管が可能と見込んでいる。
滋賀県	161	大津市比叡辻	大津市逢坂	9	湖西道路の真野インターまでの4車線化、西大津バイパス全区間の4車線化及び現道の浜大津交差点改良の整備が完了し、現道からバイパスに主交通の転換がなされた時点で、現道の移管が可能と見込んでいる。
滋賀県	161	大津市北小松	大津市木戸	7	現在事業中の志賀バイパスの整備が完了し、現道からバイパスに主交通の転換がなされた時点で、現道の移管が可能と見込んでいる。
京都府	1	京都市境	大阪府境	8	洛南道路・京都南道路を除く区間について、第二京阪道路の全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
京都府	27	船井郡京丹波町蒲生	舞鶴市京田(舞鶴西IC)	49	現在事業中の京都縦貫自動車道全線供用時を視野に入れて移管が可能と見込まれる。なお、下山バイパス(未供用区間)3.3kmを含む。
京都府	163	奈良県境	木津川市山城町	7	国による精華拡幅及び天神山線の整備を前提として、移管時期を今後調整する。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
京都市	1	京都市南区	京都市伏見区(市境)	8	第二京阪道路、京滋バイパスの現道で、現在事業中の第二京阪道路の供用後に移管が可能と見込んでいる。
大阪府	1	京都府境	大阪府境	21	現国道1号であり、現在事業中の第二京阪道路の全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
大阪府	26	阪南市	岬町	13	現国道26号であり、現在事業中の第二阪和国道の全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
大阪府	163	大阪府境	奈良県境	14	早期の移管が可能と見込まれ、清滝生駒道路の事業の状況を踏まえて今後適切な移管時期を協議する。
大阪府	165	柏原市	奈良県境	3	中和西幹線香芝・柏原区間の整備と調整を図りつつ、移管時期を協議する。
大阪府	171	箕面市	池田市	2	池田バイパスの現道区間であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
大阪府	171	京都府境	兵庫県境	28	新名神高速道路の供用時を視野に入れて移管が可能と見込んでいる。
大阪府	176	兵庫県境	大阪府境	12	早期の移管が可能と見込んでいる。
大阪市	1	大阪市旭区(市境)	大阪市旭区	2	第二京阪道路の現道で、現在事業中の第二京阪道路の全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
大阪市	25	大阪市東住吉区	大阪市北区	8	継続事業の進め方等について市と国の協議の場を設け、その成果を踏まえ、移管時期等を今後調整する。
大阪市	176	大阪市淀川区(市境)	大阪市淀川区(市境)	0.1	早期の移管が可能と見込んでいる。
兵庫県	29	姫路市相野	姫路市林田町	2	姫路北バイパス(先行整備区間)の現道であり、現在事業中の姫路北バイパスの部分供用後、早期に移管が可能と見込んでいる。
兵庫県	29	姫路市林田町	姫路市林田町	5	姫路北バイパス(先行整備区間以外)の現道であり、現在事業中の姫路北バイパスの全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
兵庫県	175	神戸市境	丹波市氷上町	50	早期の移管が可能と見込まれ、西脇バイパス、西脇北バイパスの事業の状況を踏まえて今後適切な時期を協議する。
兵庫県	176	西宮市山口町	宝塚市栄町	12	早期の移管が可能と見込まれ、名塩道路の事業の状況を踏まえて今後適切な時期を協議する。
兵庫県	176	川西市小戸	大阪府境	0.1	早期の移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
神戸市	2	神戸市中央区	神戸市中央区	5	浜手バイパスの現道であり、市内の幹線道路ネットワークの検討を踏まえ移管が可能と見込んでいる。
神戸市	2	神戸市垂水区	神戸市西区	8	神戸西バイパスの側道部であり、神戸西バイパス全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
神戸市	175	神戸市西区	神戸市西区(市境)	10	現在事業中の神出バイパス・平野拡幅の全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
奈良県	25	生駒郡斑鳩町幸前	生駒郡斑鳩町龍田	5	斑鳩バイパスの現道であり、現在事業中の斑鳩バイパスの全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
奈良県	163	大阪府境	京都府境	2	清滝生駒道路のバイパス区間の現道であり、現在事業中の清滝生駒道路の全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
奈良県	165	香芝市穴虫	橿原市曲川町	12	大和高田バイパスの現道であり、現在事業中の大和高田バイパスの全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
和歌山県	26	和歌山市延時	和歌山市西汀丁	3	和歌山北バイパスの現道であり、バイパスの整備の進捗を踏まえ移管時期等について更に協議を進める。
和歌山県	42	田辺市稲成町	田辺市芳養町	5	田辺西バイパスの現道であり、バイパスの整備の進捗を踏まえ移管時期等について更に協議を進める。
島根県	9	簸川郡斐川町併川	出雲市高松町	7	出雲バイパスの現道であり、実施している補修工事の完了後に移管が可能と見込んでいる。
島根県	191	山口県境	益田市中吉田町	15	左記区間の山陰道の整備完了後に移管が可能と見込んでいる。
岡山県	2	倉敷市玉島阿賀崎	浅口市金光町	4	玉島笠岡道路の現道であり、倉敷福山道路の全区間供用後に移管が可能と見込んでいる。
岡山県	2	浅口郡里庄町浜中	笠岡市用之江	8	笠岡バイパスの現道であり、倉敷福山道路の全区間供用後に移管が可能と見込んでいる。
広島県	2	三原市糸崎町	三原市新倉町	10	三原バイパスの現道であり、現在事業中の三原バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
広島県	2	福山市霞町	福山市瀬戸町	5	福山道路の現道であり、倉敷福山道路の整備後に移管が可能と見込んでいる。
広島県	2	東広島市八本松町	安芸郡海田町南堀川町	10	東広島バイパス、安芸バイパスの現道であり、現在事業中の東広島バイパス、安芸バイパスの整備後に移管が可能と見込んでいる。
広島県	2	広島県安芸郡海田町日の出町	安芸郡海田町窪町	0.4	広島南道路の現道であり、現在事業中の広島南道路の整備後に移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
広島市	2	広島市安芸区	広島市安芸区	12	東広島・安芸バイパスの現道であり、現在事業中の東広島バイパス、安芸バイパスの暫定供用(東広島バイパス(海田工区)及び広島南道路(明神工区)の整備を含む)後に移管が可能と見込んでいる。
広島市	2	広島市安芸区	広島市西区	17	広島南道路の現道であり、現在事業中の広島南道路の暫定供用(太田川・元安川渡河部の一般部橋梁の整備を含む)及び係争中の国道2号裁判の解決後に移管が可能と見込んでいる。
広島市	54	広島市安佐北区	広島市安佐北区	8	可部バイパス(可部南～大林アクセス道路)の現道であり、現在事業中の可部バイパス(可部南～大林アクセス道路)の暫定供用後に移管が可能と見込んでいる。
広島市	54	広島市安佐北区	広島市安佐北区	1	可部バイパス(大林アクセス道路～上根バイパス)の現道であり、現在事業中の可部バイパス(大林アクセス道路～上根バイパス)の暫定供用後に移管が可能と見込んでいる。
徳島県	55	小松島市大林町	阿南市津乃峰町	14	阿南道路の現道であるが、既にバイパス部暫定供用済であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
徳島県	55	阿南市津乃峰町	阿南市橘町	4	阿南道路の現道であり、現在事業中の阿南道路事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
香川県	11	木田郡三木町井上	高松市上天神町	10	高松東道路バイパスの区間であり、計画済の高松自動車道4車線化事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
香川県	32	丸亀市綾歌町	丸亀市綾歌町	2	綾南・綾歌・満濃バイパスの現道であるが、バイパス部が12月6日に暫定供用予定であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
香川県	319	丸亀市原田町	仲多度郡まんのう町買田	11	計画済の善通寺バイパス4車線化事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
愛媛県	11	四国中央市川之江町	四国中央市具定町	8	川之江三島バイパスの現道であり、現在事業中の川之江三島バイパス事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
愛媛県	11	新居浜市船木	新居浜市萩生	7	新居浜バイパスの現道であり、現在事業中の新居浜バイパス事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
愛媛県	11	西条市飯岡	西条市小松町	19	小松バイパスの現道であり、現在事業中の小松バイパス事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
愛媛県	33	上浮穴郡久万高原町東明神	松山市久谷町	10	三坂道路の現道であり、現在事業中の三坂道路事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
愛媛県	33	松山市北土居町	松山市小坂	3	松山外環状道路インター線の現道であるが、関連する国道ネットワークが整理され、現在事業中及び構想中の松山外環状道路事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
愛媛県	196	松山市大手町	松山市平田町	8	関連する国道ネットワークが整理され、現在事業中及び構想中の松山外環状道路事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
愛媛県	196	松山市平田町	今治市山路	36	早期の移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
愛媛県	196	今治市山路	今治市長沢	11	今治道路の現道であり、現在事業中の今治道路事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
愛媛県	196	今治市長沢	西条市小松町	14	早期の移管が可能と見込んでいる。
高知県	32	高知市北本町	高知はりまや町	1	附属する地下駐車場の取り扱いが決まった時点で移管が可能と見込んでいる。
高知県	33	吾川郡いの町枝川	吾川郡いの町波川	6	高知西バイパスの現道であり、現在事業中の高知西バイパス事業が完了した時点で移管が可能と見込んでいる。
高知県	56	須崎市吾井郷	須崎市下分	5	須崎道路の現道であるが、現在事業中の須崎道路が今年度末に暫定供用予定であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
福岡県	200	北九州市境	直方市大字頓野	2	早期の移管が可能と見込んでいる。
福岡県	200	北九州市境	直方市津田町	3	直方バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
福岡県	201	飯塚市片島	田川市弓削田	11	飯塚庄内田川バイパスの現道であり、飯塚庄内田川バイパスを全線2車線で供用し、現道で実施中の交通安全事業を完了した後に移管が可能と見込んでいる。
福岡県	201	糟屋郡篠栗町篠栗	飯塚市片島	18	八木山バイパスの現道であり、現在、八木山バイパスの現道で実施中の交通安全事業完了後に移管が可能と見込んでいる。
福岡県	201	福岡市境	京都郡苅田町大字二崎	61	現在事業中の行橋インター関連等の事業が完了後に移管が可能と見込んでいる。
福岡県	208	大牟田市船津町	佐賀県境	29	有明海沿岸道路の現道であり、現在事業中の有明海沿岸道路供用や浦島橋架替に合わせて段階的に移管が可能と見込んでいる。
福岡県	209	みやま市高田町濃施	久留米市東町	27	現在、実施中の交通安全事業完了後に移管が可能と見込んでいる。
福岡県	210	久留米市田主丸町上原	うきは市浮羽町山北	12	浮羽バイパスの現道であり、現在事業中の浮羽バイパスが全線2車線で供用後に移管が可能と見込んでいる。
北九州市	3	北九州市八幡東区	北九州市八幡西区	6	黒崎バイパスの現道であり、現在事業中の黒崎バイパスの全線2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
北九州市	200	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区(市境)	12	早期の移管が可能と見込んでいる。
北九州市	200	北九州市八幡西区	北九州市八幡西区(市境)	3	直方バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
福岡市	3	福岡市東区	福岡市博多区	10	博多バイパスの現道であり、現在事業中の博多バイパスの全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
福岡市	3	福岡市博多区	福岡市博多区	2	福岡南バイパスの現道であり、現在事業中の博多バイパスの全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
福岡市	201	福岡市東区	福岡市東区(市境)	1	移管時期については、201号の福岡県移管の状況を見据えつつ調整する。
福岡市	201	福岡市東区(市境)	福岡市東区(市境)	0.4	移管時期については、201号の福岡県移管の状況を見据えつつ調整する。
福岡市	202	福岡市博多区	福岡市西区	10	福岡外環状道路の現道であり、現在事業中の福岡外環状道路の全線供用後に移管が可能と見込んでいる。
佐賀県	202	唐津市東町	唐津市和多田	2	唐津バイパスの現道であり、今後適切な移管時期を協議する。
佐賀県	203	唐津市養母田	小城市三日月町樋口	34	厳木バイパス、多久佐賀道路(Ⅰ期)が事業中であることを踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
佐賀県	203	唐津市相知町長部田	唐津市厳木町中島	6	厳木バイパスの現道であり、厳木バイパスが事業中であることを踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
佐賀県	203	多久市北多久町大字多久原	小城市三日月町長神田	11	東多久バイパス、多久佐賀道路(Ⅰ期)の現道であり、多久佐賀道路(Ⅰ期)が事業中であることを踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
長崎県	57	諫早市森山町田尻	諫早市小野町	5	森山拡幅の現道であり、現在事業中の森山拡幅の供用後に移管が可能と見込んでいる。
熊本県	3	熊本市四方寄町	熊本市近見	13	熊本北バイパスの現道であり、現在事業中の熊本北バイパスの全線2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
熊本県	208	玉名市寺田	玉名市岱明町	7	玉名バイパスの現道であり、現在事業中の玉名バイパスの全線2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
熊本県	208	鹿本郡植木町大字滴水	鹿本郡植木町大字鞍掛	1	植木バイパスの現道であり、現在事業中の植木バイパス(事業中区間)の2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
大分県	10	大分市大字宮崎	大分市大字中判田	6	大分南バイパスの現道であり、大分南バイパスを含めた国道10号のネットワーク完成後に移管が可能と見込んでいる。
大分県	57	豊後大野市犬飼町下津尾	豊後大野市千歳町新殿	7	犬飼千歳道路の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
大分県	57	豊後大野市千歳町新殿	豊後大野市大野町田中	10	千歳大野道路の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
大分県	57	豊後大野市犬飼町下津尾	豊後大野市犬飼町下津尾	1	現在事業中の犬飼バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
大分県	57	豊後大野市大野町田中	竹田市大字会々	15	大野竹田道路の現道であり、現在事業中の大野竹田道路の全線2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
宮崎県	10	宮崎市高岡町花見	宮崎市高岡町花見	1	花見改良の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
宮崎県	10	都城市高木町	都城市五十町	13	都城道路、都城道路(Ⅱ期)の現道であり、現在事業中の都城道路、都城道路(Ⅱ期)の全線2車線供用後に移管が可能と見込んでいる。
宮崎県	220	宮崎市大字折生迫	宮崎市大字内海	3	青島～日南改良(折生迫～内海)の現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
鹿児島県	3	薩摩川内市向田町	薩摩川内市隈之城町	1	隈之城バイパスの現道であり、早期の移管が可能と見込んでいる。
鹿児島県	3	いちき串木野市大字下名	いちき串木野市大字大里	3	市来バイパスの現道であり、市来バイパスの今後の供用時期を踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
鹿児島県	10	鹿児島市吉野町花倉	鹿児島市長田町	4	鹿児島北バイパスの現道であり、現在事業中の鹿児島北バイパスの今後の供用時期を踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
鹿児島県	10	始良郡加治木町反土	始良郡加治木町木田	3	加治木バイパスが整備中であることを踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。 加治木バイパスのバイパス部と現道のどちらを移管区間とするのかについても今後協議する。
鹿児島県	220	鹿屋市白水町	垂水市新城	7	古江バイパスの現道であり、現在事業中の古江バイパスの今後の供用時期を踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
鹿児島県	224	垂水市大字海渦	鹿児島市桜島横山町	13	桜島降灰対策があることを踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
鹿児島県	225	枕崎市西本町	鹿児島市城山町	52	川辺改良等が整備中であることを踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
鹿児島県	226	指宿市十二町	鹿児島市下福元町	32	平川道路等が整備中であることを踏まえ、今後適切な移管時期を協議する。
沖縄県	58	恩納村字瀬良垣	恩納村字南恩納	6	恩納バイパスの現道であり、現在事業中の恩納バイパスが全線完成後に移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	58	名護市大北	名護市数久田	10	名護東道路の現道であり、現在事業中の名護東道路の全線完成後に移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	58	恩納村字南恩納	恩納村字仲泊	6	恩納南バイパスの現道であり、現在事業中の恩納南バイパスの全線完成後に移管が可能と見込んでいる。

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの

都道府県 ・ 政令市	路線 番号	起点	終点	延長 (km)	備考
沖縄県	58	宜野湾市伊佐	浦添市牧港	5	宜野湾バイパスの現道であり、沖縄西海岸道路の全線完成後に移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	58	那覇市久茂地	那覇市鏡水	1	那覇西道路の現道であり、沖縄西海岸道路の全線完成後に移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	329	うるま市石川赤崎	沖縄市後原	6	石川バイパスの現道であり、現在事業中の石川バイパスの全線完成後に移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	331	豊見城市瀬長	糸満市兼城	5	豊見城道路の現道であり、現在事業中の豊見城・糸満道路の全線完成後に移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	331	糸満市兼城	糸満市真栄里	3	糸満道路の現道であり、現在事業中の豊見城・糸満道路の全線完成後に移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	331	那覇市久茂地	那覇市鏡水	1	那覇西道路の現道であり、沖縄西海岸道路の全線完成後に移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	331	那覇市奥武山町	名護市字二見スギンダ	47	沖縄西海岸道路等の広域道路網整備や南部東道路、那覇空港拡張整備や現在事業中のマリンタウンプロジェクトなど沖縄中南部地域振興が所期の目的・成果を発揮した時点で移管が可能と見込んでいる。
沖縄県	332	那覇市久茂地	那覇市鏡水	2	那覇西道路の現道であり、沖縄西海岸道路の全線完成後に移管が可能と見込んでいる。

以上、81路線 2,527 km

＜道路＞

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの(北海道内)

北海道庁との調整状況

北海道においては総延長が約2千8百キロメートルにも及ぶ長大な区間が協議対象となっており、検討作業に時間を要している。また、道内市町村から、移管後の財源措置や維持管理水準の維持に対する懸念をはじめ多くの意見をいただいていることから、北海道庁としては、十分な検討が必要であり、北海道庁及び国土交通省は引き続き協議する。

路線番号	起点	終点	延長 (km)
5	函館市昭和	北海道七飯町藤城	13
12	砂川市空知太	滝川市滝の川	6
12	旭川市神居町	旭川市日章	5
37	室蘭市陣屋町	室蘭市東町	8
37	北海道長万部町長万部	室蘭市東町	76
38	赤平市豊里	赤平市茂尻中央	5
38	釧路市大楽毛	釧路市北大通	14
38	滝川市大町	北海道浦幌町共栄	187
229	北海道余市町黒川町	北海道江差町柳崎町	287
230	北海道今金町字花石	北海道今金町字住吉	13
230	札幌市境	北海道せたな町北檜山区	104
231	留萌市本町	留萌市元川町	2
232	北海道天塩町字川口	北海道天塩町字北川口	6
234	岩見沢市並木町	苫小牧市沼ノ端	66
240	北海道津別町字大昭	北海道津別町字双葉	2
241	北海道音更町共和	帯広市大通	10
241	北海道弟子屈町鈴蘭	帯広市西17条	150
272	北海道釧路町別保	北海道標津町標津	100
273	北海道上士幌町上士幌	紋別市渚滑町	168
274	札幌市境	北海道標茶町標茶	301

路線番号	起点	終点	延長 (km)
275	札幌市境	北海道浜頓別町大通り	274
276	北海道岩内町栄	苫小牧市新中野町	110
277	北海道八雲町熊石鮎川町	北海道八雲町立岩	33
278	函館市若松町	北海道森町森川町	120
279	函館市若松町	函館市末広町	2
333	北海道上川町上越	北見市端野町	105
334	北海道斜里町ウトロ西	北海道斜里町ウトロ西	1
334	北海道羅臼町本町	北海道美幌町報徳	121
335	北海道羅臼町本町	北海道標津町伊茶仁	42
336	北海道浦幌町豊北	北海道浦幌町字昆布苜石	13
337	千歳市錦町	北海道長沼町幌内	19
337	北海道南幌町南15線	江別市工栄町	13
337	千歳市錦町	小樽市星野町	45
392	北海道白糠町白糠	北海道白糠町二股	35
393	小樽市奥沢	北海道倶知安町北4条	52
451	石狩市浜益区川下	滝川市本町	55
451	北海道新十津川町中央	滝川市本町	2
452	芦別市北1条	芦別市旭町	2
452	夕張市紅葉山	旭川市西神楽	110
453	札幌市境	伊達市長和	67

札幌市との調整状況

環状通り内側のまちづくり計画との整合や総合的な交通機能の整理について検討し、関係機関等との調整を含め移管の可能性について引き続き協議する。

路線番号	起点	終点	延長 (km)
5	札幌市北区	札幌市中央区	2
12	札幌市中央区	札幌市白石区	5
36	札幌市中央区	札幌市豊平区	5

路線番号	起点	終点	延長 (km)
230	札幌市中央区	札幌市中央区	4
275	札幌市中央区	札幌市東区	2
453	札幌市豊平区	札幌市南区(市境)	22

以上、30路線 2,782km

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの(北海道以外)

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
秋田県	7	山形県境	青森県境	208	次のような双方の意見を踏まえ、移管について引き続き協議する。 <秋田県の意見> ・行政サービスは住民により近いところで行うという地方分権の趣旨に沿って、地域の実情に精通し地域の様々な課題解決に責任を有する県が、より効率的な道路ネットワークの形成を担うべきとの考えから、できるだけ早期の移管実現を図るべき。 (ただし高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路を除く。) <国土交通省の意見> ・7、13、46号の各路線は東北地方の県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路であって、国が責任を持つべき道路と認識している。
秋田県	13	山形県境	秋田市川尻町	121	次のような双方の意見を踏まえ、移管について引き続き協議する。 <秋田県の意見> ・行政サービスは住民により近いところで行うという地方分権の趣旨に沿って、地域の実情に精通し地域の様々な課題解決に責任を有する県が、より効率的な道路ネットワークの形成を担うべきとの考えから、できるだけ早期の移管実現を図るべき。 (ただし高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路を除く。) <国土交通省の意見> ・7、13、46号の各路線は東北地方の県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路であって、国が責任を持つべき道路と認識している。
秋田県	46	岩手県境	大仙市協和境	57	次のような双方の意見を踏まえ、移管について引き続き協議する。 <秋田県の意見> ・行政サービスは住民により近いところで行うという地方分権の趣旨に沿って、地域の実情に精通し地域の様々な課題解決に責任を有する県が、より効率的な道路ネットワークの形成を担うべきとの考えから、できるだけ早期の移管実現を図るべき。 <国土交通省の意見> ・7、13、46号の各路線は東北地方の県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路であって、国が責任を持つべき道路と認識している。
群馬県	17	埼玉県境	高崎市並榎町	14	国道17号は、東京を起点とし新潟へ至る路線であり、埼玉県深谷市岡と群馬県高崎市並榎町間は、都市間広域交通を含んだ交通が多いため、埼玉県との協議が引き続き必要である。
埼玉県	298	和光市新倉	東京都境	29	国道298号は、埼玉県和光市から東京都を経て千葉県市川市に至る首都圏の環状道路であり、関係する東京都、千葉県、さいたま市との協議が必要である。
さいたま市	298	さいたま市南区(市境)	さいたま市南区(市境)	2	国道298号は、埼玉県和光市から東京都を経て千葉県市川市に至る首都圏の環状道路であり、埼玉県をはじめとする関係自治体との協議が必要である。
東京都	20	千代田区霞ヶ関	神奈川県境	39	東京都は、地方分権改革推進委員会に提出された「人口30万人未満の都市を連絡している区間の一覧」を国土交通省の移管対象路線の提示と受け止め、移管を受ける意向(ただし、ただし、新宿南口基盤整備事業等の整備後)であるが、国土交通省としては、東京と甲府(県庁所在地)を連絡する唯一の広域幹線道路であり、防災上の観点からも引き続き国が管理すべき路線であると認識している。当該区間については、東京都と国土交通省の意見に相違があるため、関係県も含め引き続き協議が必要である。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの(北海道以外)

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
東京都	246	千代田区隼町	神奈川県境	16	東京都は、地方分権改革推進委員会に提出された「人口30万人未満の都市を連絡している区間の一覧」を国土交通省の移管対象路線の提示と受け止め、移管を受ける意向(ただし、渋谷駅周辺整備事業等の整備後)であるが、国土交通省としては、東京と横浜(県庁所在地)を連絡し、さらに東名高速を補完して神奈川県中央部を経て東海地方とを連絡する広域幹線道路であり、引き続き国が管理すべき路線であると認識している。当該区間については、東京都と国土交通省の意見に相違があるため、関係県も含め引き続き協議が必要である。
東京都	298	埼玉県境	千葉県境	1	東京都は、地方分権改革推進委員会に提出された「人口30万人未満の都市を連絡している区間の一覧」を国土交通省の移管対象路線の提示と受け止め、移管を受ける意向であるが、国土交通省としては、東京外郭環状道路と一体となって、東京都と埼玉県、千葉県を通過する首都圏の環状道路の機能を担うことから、引き続き国が管理すべき路線であると認識している。当該区間については、東京都と国土交通省の意見に相違があるため、関係県も含め引き続き協議が必要である。
新潟県	18	長野県境	上越市大字下源入	38	当該路線は、県としては、地方分権改革推進委員会が国に対して資料要求した「30万人未満の都市を連絡する区間の一覧」について、移管を受ける前提で検討している。 一方、国としては、国道18号が、国道8号を介し新潟市と長野市、富山市と長野市等、重要拠点(県庁所在地)間のネットワークを形成する重要な幹線道路であり、周辺の広域ネットワークとの連結性や、長野県の意見を踏まえつつ協議すべきと考えており、双方移管の可能性について協議している。
富山県	160	石川県境	高岡市四屋	26	現在事業中の能越自動車道七尾水見道路全線開通後は、能越自動車道が国道160号のバイパス機能を実質的に担うと考えられることから、富山・石川両県の調整を踏まえ、引き続き移管の可能性について協議を行う。
岐阜県	21	土岐市泉寺田町	滋賀県境	67	当該路線は、県としては、地方分権改革推進委員会が国に対して資料要求した「30万人未満の都市を連絡する区間の一覧」について、機械的であれ国が地方分権改革推進委員会に提示したものであり、移管を受ける前提で検討している。一方、国としては、国道21号は国道19号を介し岐阜市と長野市、また国道1号、8号を介し岐阜市と京都市、大阪市といった重要拠点(県庁所在地)間のネットワークを形成する重要な幹線道路であり、周辺の広域ネットワークとの連結性や、滋賀県の意見を踏まえつつ協議すべきと考えている。今後、双方で移管の可否について協議を継続する。
岐阜県	258	大垣市楽田町	三重県境	28	当該路線は、県としては、地方分権改革推進委員会が国に対して資料要求した「30万人未満の都市を連絡する区間の一覧」について、機械的であれ国が地方分権改革推進委員会に提示したものであり、移管を受ける前提で検討している。一方、国としては、国道258号は岐阜県西濃地域の中心都市である大垣市と、三重県北勢地域の中心都市である四日市市、桑名市、さらには重要な港湾である名古屋港、四日市港を結ぶ重要な幹線道路であり、周辺の広域ネットワークとの連結性や、三重県の意見を踏まえつつ協議すべきと考えている。今後、双方で移管の可否について協議を継続する。
京都府	27	舞鶴市京田(舞鶴西IC)	福井県境	19	現在事業中の近畿自動車道敦賀線の整備状況と国道27号の位置づけを踏まえつつ、移管の可能性について引き続き協議する。
大阪府	1	京都府境	大阪市境	18	国土保全や大規模災害の観点が重視される路線であり、移管の可能性について引き続き協議する(第二京阪道路の一般部)。
大阪府	25	奈良県境	大阪市境	13	国土保全や大規模災害の観点が重視される路線であり、移管の可能性について引き続き協議する。
大阪府	26	堺市境	和歌山県境	37	国土保全や大規模災害の観点が重視される路線であり、移管の可能性について引き続き協議する(国道26号及び第二阪和国道)。
大阪府	481	泉佐野市	泉佐野市	2	国土保全や大規模災害の観点が重視される路線であり、移管の可能性について引き続き協議する(空港連絡道路)。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの(北海道以外)

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
和歌山県	42	三重県境	新宮市大橋通	1	三重県との調整、熊野川を渡河する新たな橋梁等との調整が必要であり、移管の可能性について、引き続き協議する。
鳥取県	53	鳥取市叶	鳥取市秋里	7	鳥取南バイパスの現道であり、鳥取県として、直轄区間の移管にあたって必要と考えられる最低限の条件については、次の①～③に示すとおりである。 ①財源措置が確実であること。 ②人員や資機材が確保されること。 ③大規模災害時の、国の支援の仕組みづくりが確実になされること。 今後、鳥取県として地元自治体や県議会の意見を聞いた上で移管の是非を判断するものであり、現時点は、移管の可能性についての協議段階である。
岡山県	2	岡山市京橋南町	岡山市大供	1	来年4月に政令市となる岡山市内の区間のため、国・市で協議する。
岡山県	30	岡山市青江	岡山市灘崎町西高崎	11	来年4月に政令市となる岡山市内の区間のため、国・市で協議する。
岡山県	30	玉野市東高崎	玉野市築港	10	国道30号の玉野市内の区間であるが、岡山市内区間についての国と岡山市との協議状況を踏まえつつ協議する。
岡山県	180	岡山市伊福町	岡山市高松田中	17	来年4月に政令市となる岡山市内の区間のため、国・市で協議する。
岡山県	180	総社市長良	総社市種井	25	国道180号の総社市内の区間であるが、岡山市内区間についての国と岡山市との協議状況を踏まえつつ協議する。
広島県	31	安芸郡坂町植田	呉市本通	14	移管の前提条件や移管時期を含め、引き続き協議する。
広島県	31	安芸郡海田町南堀川町	安芸郡坂町植田	4	移管の前提条件や移管時期を含め、引き続き協議する。
広島県	185	呉市本通	竹原市忠海東町	54	移管の前提条件や移管時期を含め、引き続き協議する。
広島市	2	広島市西区	広島市佐伯区	5	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 ＜広島市の考え＞ ・市域内における全ての道路(高速自動車国道を除く)に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること。 ＜国土交通省の考え＞ ・国道2号西広島バイパスは全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき。
広島市	2	広島市安芸区	広島市安芸区	11	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 ＜広島市の考え＞ ・市域内における全ての道路(高速自動車国道を除く)に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること。 ＜国土交通省の考え＞ ・国道2号東広島バイパス、安芸バイパスは全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの(北海道以外)

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
広島市	2	広島市安芸区	広島市西区	11	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 <広島市の考え> ・市域内における全ての道路(高速自動車国道を除く)に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること。 <国土交通省の考え> ・国道2号広島南道路は全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき。
広島市	31	広島市安芸区	広島市安芸区	2	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 <広島市の考え> ・市域内における全ての道路(高速自動車国道を除く)に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること。 <国土交通省の考え> ・国道31号の当該区間は全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき。
広島市	31	広島市南区	広島市南区(市境)	0.4	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 <広島市の考え> ・市域内における全ての道路(高速自動車国道を除く)に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること。 <国土交通省の考え> ・国道31号広島呉道路は全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき。
広島市	54	広島市中区	広島市安佐北区	26	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 <広島市の考え> ・市域内における全ての道路(高速自動車国道を除く)に関する整備・管理権限を指定都市に移譲すること。 <国土交通省の考え> ・国道54号の当該区間は全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークとして、国が整備と管理に責任を持つべき。
山口県	188	岩国市麻里布町	下松市望町	74	将来の事業量の確保や財源措置、人員や資機材の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い必要となる基本的な事項については、国において適切に措置されることを大前提として引き続き協議する。
山口県	190	山口市江崎	山陽小野田市埴生	44	将来の事業量の確保や財源措置、人員や資機材の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い必要となる基本的な事項については、国において適切に措置されることを大前提として引き続き協議する。
山口県	191	下関市竹崎町	下関市豊北町	37	将来の事業量の確保や財源措置、人員や資機材の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い必要となる基本的な事項については、国において適切に措置されることを大前提として引き続き協議する。
山口県	191	長門市西深川	島根県境	76	将来の事業量の確保や財源措置、人員や資機材の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い必要となる基本的な事項については、国において適切に措置されることを大前提として引き続き協議する。

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの(北海道以外)

都道府県・政令市	路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
佐賀県	34	鳥栖市永吉町	長崎県境	77	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 <佐賀県の考え> ・個別の路線について、国の出先機関の抜本的な見直しの観点から、国でなければ管理できない特別の理由がなければ県に移管すべきである。 ・複数の都道府県をまたがる路線であっても、現行の管理水準を維持するために必要な財源措置がなされれば、都道府県であっても現行の管理水準を落とすことなく、ネットワークを管理することが可能である。 <国土交通省の考え> ・国道34号は、県の圏域を越えるような広域的な交通を担っており、全国的な幹線道路網の中核的・根幹的な部分である。 ・県の圏域を越える広域的な人流・物流のニーズに的確に対応し、常に安定的にそのサービスを提供できるようレベルの揃った質の高い管理を行うためには、広域を対象として行政を行っている国が一元的に実施することが効率的である。 ・関係する他県の意向を確認する必要がある。
佐賀県	35	武雄市武雄町大字武雄	長崎県境	18	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 <佐賀県の考え> ・個別の路線について、国の出先機関の抜本的な見直しの観点から、国でなければ管理できない特別の理由がなければ県に移管すべきである。 ・複数の都道府県をまたがる路線であっても、現行の管理水準を維持するために必要な財源措置がなされれば、都道府県であっても現行の管理水準を落とすことなく、ネットワークを管理することが可能である。 <国土交通省の考え> ・国道35号は、県の圏域を越えるような広域的な交通を担っており、全国的な幹線道路網の中核的・根幹的な部分である。 ・県の圏域を越える広域的な人流・物流のニーズに的確に対応し、常に安定的にそのサービスを提供できるようレベルの揃った質の高い管理を行うためには、広域を対象として行政を行っている国が一元的に実施することが効率的である。 ・関係する他県の意向を確認する必要がある。
佐賀県	202	唐津市浜玉町 洲上	長崎県境	44	次のような双方の意見を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。 <佐賀県の考え> ・個別の路線について、国の出先機関の抜本的な見直しの観点から、国でなければ管理できない特別の理由がなければ県に移管すべきである。 ・複数の都道府県をまたがる路線であっても、現行の管理水準を維持するために必要な財源措置がなされれば、都道府県であっても現行の管理水準を落とすことなく、ネットワークを管理することが可能である。 <国土交通省の考え> ・国道202号は、県の圏域を越えるような広域的な交通を担っており、全国的な幹線道路網の中核的・根幹的な部分である。 ・県の圏域を越える広域的な人流・物流のニーズに的確に対応し、常に安定的にそのサービスを提供できるようレベルの揃った質の高い管理を行うためには、広域を対象として行政を行っている国が一元的に実施することが効率的である。 ・関係する他県の意向を確認する必要がある。
宮崎県	220	宮崎市橘通東	鹿児島県境	93	①今後の地方分権の動向、②日南・大隅地方を循環し、重要港湾(油津港、志布志港)、宮崎空港等を広域的に連絡する交通サービスの安定的確保、③今後の東九州自動車道ならびに青島～日南改良の整備の状況の観点等を踏まえつつ、移管の可能性について引き続き協議する。
鹿児島県	220	宮崎県境	霧島市国分敷根	98	古江バイパス等が整備中であることや、大隅・日南地方を循環し、重要港湾(志布志港、油津港)を広域的に連絡する交通サービスの安定的確保(防災の観点を含む)の観点等を踏まえ、移管の可能性について引き続き協議する。

以上、31路線 1,493 km

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめ
(総括表)

(河川)

	水系数
(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの	6水系
(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの	20水系
(1) + (2) の合計	26水系

(道路)

	路線数	延長 (km)
(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの	81路線	2,527 km
(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの	61路線	4,275 km
(1) + (2) の合計	124路線	6,802 km

戦後地方自治制度における「義務付け・枠付けの見直し」の位置づけ

第1次地方分権改革に際しての問題認識

地方分権推進委員会 中間報告(抄)(平成8年3月29日)

第1章 総論 — 地方分権推進の趣旨

I 何故にいまこの時点で地方分権か — 地方分権推進の背景・理由

1 中央集権型行政システムの制度疲労(抄)

明治維新以来徐々に形成されてきた中央集権型行政システムは戦時体制の下で一段と強化された。戦後改革はこの戦前のシステムを大きく変革するものであったが、機関委任事務制度の踏襲と拡張にみられるように、それは中央集権型行政システムを完全に払拭するものではなかった(※)。そしてその後の高度成長期の行政活動の発展と膨張の流れのなかで、通達行政の濃密化と補助金行政の拡大にみられるように、新しい形態の集権化が積み重ねられてきた。

※「シャープ使節団日本税制報告書(昭和24年8月27日)」参照(参考)

第1次地方分権改革の成果と課題

地方分権推進委員会 最終報告(抄)(平成13年6月14日)

第1章 第1次分権改革を回顧して

Ⅲ 分権改革の主要な成果

今次の分権改革では、まず団体自治の拡充方策に取り組むとともに、事務事業の移譲方策よりも広い意味での関与の縮小廃止方策に改革の主眼が置かれる結果になった。

なかでも通達等による関与の縮小廃止、機関・職員・資格などにかかわる必置規制の緩和廃止、補助事業の整理縮小と補助要綱・補助要領による補助条件の緩和の3点については、きわめて具体的な改革が実現されたところである。

特に、これらのうち通達等による関与を縮小廃止するための基本方策として、住民による選挙で選ばれた知事や市町村長を国の下部機関とみて、国の事務を委任し執行させる仕組みである機関委任事務制度が全面廃止されたことのもつ意義は、きわめて大きい。従前の機関委任事務のうち、ごく例外的にこの機会に事務そのものを廃止したものや国の直接執行事務としたものを除いて、その他の従前の機関委任事務はすべて、自治事務か法定受託事務のいずれかに振り分けられたが、自治事務はもとより法定受託事務もまた「地方公共団体の事務」であることが明確にされた。そこで、平成12年度以降は、地方公共団体には、「国の事務」は皆無となった。

第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して

委員会が推進してきた今次の分権改革は、既に第1章で述べたように、第1次分権改革というべきものとどまっている。この未完の分権改革をこれから更に完成に近づけていくためには、ま

だまだ数多くの改革課題が残っている。

これらを大きく分類すれば、以下の6項目に整理することができると思う。

II 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

ついで第2に、地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくことである。

第1次分権改革の主要な成果の一つは、国の通達等による関与を大幅に緩和したことであるが、国の法令等（法律・政令・省令・告示）による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんど全く手付かずに行われている。地方公共団体の事務を文字どおりそれらしいものに変えていくためには、国の個別法令による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和する必要がある。

（以下、略）

第1次地方分権改革後 ～ 義務付け・枠付け見直しを求める主な動き

第28次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」(抄) (平成17年12月9日)

第1 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

2 法令・制度における地方の自由度の拡大と権能の充実

地方の自主性・自律性を高めていく見地からは、個別法令による地方公共団体の事務の義務付け、事務事業の執行方法・執行体制に対する枠付け及び関与を縮小していくことが求められているが、現実にはむしろこれらの新設が行われており、また、地方に対する国の事務事業の移譲も進展していない。このような意味で、依然として地方の自由度の確保、権能の充実については十分とは言えない状況にある。

このような状況を改めるため、地方分権一括法により改正された地方自治法に盛り込まれた国と地方の役割分担、立法、関与等に関する諸原則を踏まえて現行の個別法令を順次見直すとともに、今後制定される個別法令をこれらの原則に沿ったものとする必要がある。

(1) 個別法令・制度における地方の自由度の拡大と権能の充実

事務事業の執行方法・執行体制に関する国の法令は、地方公共団体の自律性を高める内容とすべきである。特に自治事務については、国は制度の大枠を定めることに留め、地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまでできる限り条例等により行うことができるようにすべきである。仮に国がこれらの執行方法等についての定めをする場合であっても、法律又はこれに基づく政令とすることを含めさらに検討する必要がある。

また、国と地方の役割分担の原則等にのっとり、市町村、都道府県、国との間の事務事業を不断に見直し、補完性の原理や近接性の原理に基づいて、事務事業の移譲や関与の廃止・縮減をさらに推進する必要がある。

（以下、略）

(参考)

シャウプ使節団日本税制報告書(抄)(昭和 24 年 8 月 27 日)

附録 A

地方団体の財政

A 地方財政の諸問題 (Problems of Local Finance)

地方団体の財政の現状は、特に五つの重大な弱点あるいは問題に悩まされている。

1 市町村、都道府県および中央政府間の事務の配分および責任の分担が不必要に複雑でありまた重複している。

2～5 (略)

B 強力なる地方団体の必要 (Need for Stronger Local Government) (略)

C 日本はよりよき地方団体を出現せしめることができるか(Can Japan Afford Better Local Government?) (略)

D 職務の分掌 (Division of Functions)

現在、三段階の統治機関に対する事務の配分は複雑で、且つ次の数個の理由から地方自治および地方的責任にとって有害である。

1 現在の配分は、特殊の行政作用に対する政治的責任を固定するというよりはむしろ分散させていて、特殊の行政に関する処理について、行政機関のどの単位に責任があるかを知ることが難しい。

2 現在の事務配分の複雑性は国民がその行政機関、特に、かれの支払う税金が如何にして有益且つ貴重な行政の形をなしてかれに帰って来るかを理解することを不可能にしている。

3 中央政府が市町村の活動に余りにも多く関与するので、地方自治が損われている。のみならず、市町村役場は、中央政府が適当な財政的準備もないのに一方的に課する厄介な新任務を持たされることが時々ある。中央政府の伝統的な行政事務が市町村に委譲される時には、その市町村の新任務は中央政府のためにする仕事とみなされる。かかる場合には補助金を交付し、国の統制を行使すべきであると考えられている。(略)

4 (略)

われわれは各種の段階の行政機関の間における事務の配分を詳細に研究して、事務の再配分を行うことを勧告する。この研究は、この目的のために特別に創設され且つ内閣に対して勧告する権限をもつ特別な国の委員会によって行われねばならない。(中略)

この委員会の仕事は、次に述べる一般的原則の上に立っていなければならない。

1 能う限りまたは実行できる限り、三段階の行政機関の事務は明確に区別して、一段階の行政機関には一つの特定の事務が専ら割り当てらるべきである。そうしたならば、その段階の行政機関は、その事務を遂行し且つ一般財源によってこれを賄うことについて全責任を負うことになるであろう。

2 それぞれの事務は、それを能率的に遂行するために、その規模、能力および財源によって準備の整っているいずれかの段階の行政機関に割り当てられるであろう。

3 地方自治のためにそれぞれの事務は適当な最低段階の行政機関に与えられるであろう。市町村の適当に遂行できる事務は都道府県または国に与えられないという意味で、市町村には第一の優先権が与えられるであろう。第二には都道府県に優先権が与えられ、中央政府は地方の指揮下では有効に処理できない事務だけを引受けることになるであろう。

(以下、略)